

様式1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		A	A	A	B	
評価に至った理由	<p>項目別の評価は、I 1. から3. はそれぞれA、A、A、IIはA、IIIはB、IVはAとなっており、総合評価は「A」としている。</p> <p>評価に至った理由としては、以下に挙げているとおりである。</p> <p>① 平成27年3月にサービス提供を開始した特許情報プラットフォームに対して利用者から高い評価があること。また、初心者向け講習会に加え企業等からの要請に応じて41回の個別説明会を実施、利用ガイドブック等の配布などの広報活動により、IPDLの利用者の移行を円滑に進めるとともに、年度計画の目標数値の129%の検索回数があったこと。</p> <p>② 平成27年10月に開発した最新のイメージマッチング技術を利用した画像意匠公報検索支援ツールに対して利用者から「期待した以上の機能と使いやすさ」等の評価を得ていること。</p> <p>③ 各都道府県の知財総合支援窓口常駐する相談支援人材94名(各都道府県2名)を採用・配置するとともに、その知識・能力向上を目的とした研修を実施することにより窓口における相談支援件数の増加等の成果を上げ、中小企業等による特許出願件数の増加に貢献したこと。</p> <p>④ 知的財産プロデューサー派遣事業、海外知的財産プロデューサー派遣事業、広域大学知的財産アドバイザー派遣事業のそれぞれで、期待される水準を超える成果(アウトプット)を得たこと。</p> <p>⑤ 知的財産プロデューサー派遣事業の波及効果(アウトカム)について指標を定めてデータを収集・整理したところ、経済効果の創出に近い段階のものが複数存在することが判明し、近年中に具体的な経済効果に結実することが期待できること。</p> <p>⑥ 特許庁の目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に資する改善の取組(先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実、実務演習の拡充等)を行い、外国企業からの「我が国の特許審査の質の高さ」を讃える声の一因となるような研修を実施していること。</p> <p>⑦ 政府全体としても大きな政策課題となっているグローバル知財人材の育成・確保について、10件のケーススタディ教材を含む教材等を開発するとともに、効果検証研修を実施し、教材等の改訂版の作成にまで至るなど、年度計画(「教材開発等に着手する」)を大きく上回る取り組みを行ったこと。</p> <p>⑧ 情報・研修館が、我が国企業への知財戦略に関する支援を充実させるために業務見直しだけでなく、政府の新たな政策課題への対応や、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果発揮のため、業務運営組織の体制を刷新し事業環境の変化等にも機動的かつ効果的に対応できる体制整備を図ったことは、中期目標及び中期計画で掲げられた取組以上の成果であり、高く評価されるものであること。</p>					
2. 法人全体に対する評価						
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われている。					
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	なし					
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など						
項目別評価で指摘した課題、改善事項	なし					
その他改善事項	なし					
主務大臣による改善命令を検討すべき事項						
4. その他事項						
監事等からの意見						
その他特記事項						

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別 調書 No	備考
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 工業所有権情報の提供	A	A	A	B	A	1	
2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進	A	A	A	A	A	2	
3. 知的財産関連人材の育成	B	A	A	B	A	3	

中期計画(中期目標)	年度評価					項目別 調書 No	備考
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項	A	B	B	B	A	II	
III. 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	III	
IV. その他の事項	-	-	-	-	A	IV	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
1	工業所有権情報の提供		
関連する政策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産政策に関する基本方針(H25. 6. 7閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014(H26. 6. 24閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2015(H27. 6. 30閣議決定) ・知的財産推進計画2014(H26. 7. 4知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2015(H27. 6. 19知的財産戦略本部決定) ・工業所有権保護等に関する条約(パリ条約)第12条 ・特許協力条約第12条 	当該事業実施に係る根拠(個別法条など)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 一 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを開覧させ、又は観覧させること。 二 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを開覧させること。 四 前三号に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 五 工業所有権に関する相談に関すること。 六 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	平成27年度行政事業レビューシート 事業番号 0568

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)検索回数(計画値)	8,000万回	-	80,000,000回	80,000,000回	80,000,000回	80,000,000回	90,000,000回	予算額(千円)	6,873,552	6,479,883	6,715,028	8,182,480	7,547,720
特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)検索回数(実績値)	-	-	87,762,326回	111,490,492回	106,538,349回	107,705,160回	115,961,464回	決算額(千円)	6,295,631	6,149,086	6,237,937	7,799,075	5,793,549
達成度	-	-	110%	139%	133%	135%	129%	経常費用(千円)	6,606,353	6,315,101	6,199,538	8,756,180	6,293,275
整理標準化データを作成し外部に提供(計画値)	全件	-	全件	全件	全件	全件	全件	経常利益(千円)	-918	-907	-755	-538	-428
整理標準化データを作成し外部に提供(実績値)	-	-	12,852,086件 (全件)	15,054,614件 (全件)	15,474,697件 (全件)	16,760,355件 (全件)	19,177,383件 (全件)	行政サービス 実施コスト(千円)	6,606,353	6,315,101	6,199,538	8,756,180	6,293,275
達成度	-	-	100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	43	44	39	38	43
他国工業所有権情報の和文抄録作成・提供(計画値)	26万件	-	260,000件	260,000件	260,000件	260,000件	260,000件	※行政サービス経費については、共通経費を事業に配賦できないため計上していない。 ※年度計画予算における業務部門の人員費は、共通経費として一括で計上しているため、予算額及び決算額欄の金額に人員費を含めていない。 注) 予算額、決算額は支出額を記載。人員費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載					
他国工業所有権情報の和文抄録作成・提供(実績値)	-	-	269,928件	270,899件	308,222件	336,522件	280,434件						
達成度	-	-	104%	104%	119%	129%	108%						
公開特許公報の英文抄録(PAJ)の作成・提供(計画値)	全件	-	全件	全件	全件	全件	全件						
公開特許公報の英文抄録(PAJ)の作成・提供(実績値)	-	-	259,701件 (全件)	257,458件 (全件)	258,913件 (全件)	241,728件 (全件)	249,301件 (全件)						
達成度	-	-	100%	100%	100%	100%	100%						

公報の書誌データの作成・提供 (計画値)	全件	—	全件	全件	全件	全件	全件
公報の書誌データの作成・提供 (実績値)	—	—	550,297 件 (全件)	564,988 件 (全件)	581,666 件 (全件)	528,642 件 (全件)	463,691 件 (全件)
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	100%
公報閲覧室の利用者数(実績値)	—	—	12,883 人	12,318 人	10,632 人	9,779 人	9,331 人
閲覧用機器の操作方法等の講習 会の開催数(実績値)	月 1 回以上	—	15 回	18 回	13 回	13 回	12 回
審査・審判に関する内外国技術文 献の収集冊数(実績値)	—	—	15,756 冊	15,513 冊	15,427 冊	14,876 冊	13,866 冊
意匠審査で必要となるカタログ収 集冊数(実績値)	—	—	15,004 冊	15,000 冊	15,000 冊	15,000 冊	15,000 冊
産業財産権相談窓口における相 談対応件数(実績値)	—	—	35,075 件	32,019 件	29,294 件	27,051 件	25,307 件
産業財産権相談サイト(FAQ)のア クセス回数(実績値)	※H27 年度のみ 設定:25 万件	—	465,099 件	329,189 件	306,151 件	278,142 件	321,769 件
相談サービス利用者の顧客満足 度(実績値)	—	—	79.9%	89.7%	90.6%	90.1%	85.8%
産業財産権相談サイト利用者の満 足度(実績値)	—	—	84.0%	79.8%	80.3%	82.4%	85.2%
営業秘密・知財戦略相談窓口にお ける相談対応件数(実績値)	※H27 年度のみ 200 件以上	—	—	—	—	—	250 件
営業秘密・知財戦略関係セミナー の開催回数(実績値)	※H27 年度のみ 20 箇所以上	—	—	—	—	—	31 回 (21 箇所)
Fターム解説書作成テーマ数(実 績値)	—	—	13 テーマ	13 テーマ	11 テーマ	11 テーマ	20 テーマ

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>1. 工業所有権情報の提供 [工業所有権情報普及業務]工業所有権情報の普及及び内容の充実</p> <p>出願人の出願や審査請求等を支援するとともに、審査・審判の迅速化に資するため、内外の最新の工業所有権情報を収集し、これを出願人などのユーザーにインターネットを利用して常時提供するとともに、その活用を支援する。また、迅速かつ的確な審査の実施に資するため、諸外国の工業所有権庁との審査情報の交換を促進する。</p>	<p>1. 工業所有権情報の提供 [工業所有権情報普及業務]工業所有権情報の普及及び内容の充実</p>	<p>1. 工業所有権情報の提供 [工業所有権情報普及業務]</p>	<p>〈主な定量的指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許電子図書館 (IPDL) の利用者による検索回数 [指標] 毎年度 8,000 万回 (平成 27 年度計画では 9,000 万回) 特許庁における審査経過等を含む工業所有権情報について標準的なフォーマットに変換し、外部に提供 [指標] 毎年度全件 ユーザーニーズの高い他国の工業所有権情報の和文抄録の作成と利用者への提供 [指標] 毎年度 26 万件以上 特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録 (PAJ) の作成、他国の工業所有権庁への提供 [指標] 毎年度全件 公報の書誌データの作成と他国への提供 [指標] 毎年度全件 <p>〈その他の指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 公報閲覧室の利用状況 閲覧用機器の操作方法等の講習会の開催数 審査・審判に関する内外国技術文献の収集実績 意匠審査で必要となるカタログ収集実績 相談支援の件数 インターネット上の FAQ 等のアクセス件数 相談支援サービスの利用者の満足度 産業財産権相談サイト利用者の満足度 		<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 工業所有権情報の提供の各項目の自己評価は、 S:0 A:8 B:4 C:0 D:0 であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。</p> <p>② 中期計画・年度計画で掲げる全ての取組を確実に実施し、これに加え、数値目標を超え、経費を削減しつつもユーザーサービスの水準を格段に向上させたこと。</p> <p>③ 平成27年3月にサービス提供を開始した特許情報プラットフォームに対して利用者から高い評価があること。また、初心者向け講習会に加え企業等からの要請に応じて41回の個別説明会を実施、利用ガイドブック等の配布などの広報活動により、年度計画の目標数値の129%の検索回数があったこと。</p> <p>④ 平成27年10月に開発した最新のイメージマッチング技術を利用した画像意匠公報検索支援ツールに対して利用者から「期待した以上の機能と使いやすさ」等の評価を得ていること。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>① 特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) の利用者拡大、及び次期 J-PlatPat システムのシステムアーキテクチャや新機能等に関する調査検</p>		

			<ul style="list-style-type: none"> 相談部から関係機関への紹介実績件数 特許庁への情報提供件数 電子出願サポートセンターの利用数 Fターム解説の作成テーマ数 		<p>討を継続的に進めることが課題の1つである。</p> <p>② 都道府県に設置する知財総合支援窓口の運用・管理等に関する業務が特許庁から完全移管されるに当たり、情報・研修館の専門性が高い窓口との連携活動の仕組み構築による利用者へのサービス水準の向上も大きな課題である。</p> <p>③ 平成28年度からの第四期中期計画では、これらの課題に対応するための計画が立てられており、ロードマップに則って着実に実施することとしている。</p>
<p>〈1〉ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供</p> <p>特許電子図書館について、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗よく状況も踏まえ、制度改正・国際関係への対応、不具合対応やユーザーニーズの中でも真に備えるべき機能等必要不可欠なものについて経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ、工業所有権情報がより幅広く簡便に利用されるための基礎的インフラとしてサービスの向上を図る(この結果、年間の検索回数8,000万回以上を維持する)。その際、ユーザーの要請により的確に対応するため、閲覧業務及び相談業務との連携を図る。また、特許庁の提供する一次情報を基に多様な高付加価値サービスの提供を行う特許情報提供事業者との協力、相互補完関係を構築しつつユーザーにおける工業所有権情報の効率的な活用に資するため、特許庁における審査経過等の情報を標準的なフォーマットに変換し、外部に</p>	<p>〈1〉ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供</p> <p>①特許電子図書館について、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗よく状況も踏まえ、制度改正・国際関係への対応、不具合対応やユーザーニーズの中でも真に備えるべき機能等必要不可欠なものについて経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ工業所有権情報がより幅広く簡便に利用されるための基礎的インフラとしてのサービス向上を図り、毎年度8,000万回以上の検索回数を維持する。</p>	<p>〈1〉ユーザーに対する工業所有権情報の普及・提供</p> <p>①平成27年3月にサービス提供を開始した特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)は、定期メンテナンスに必要な期間を除き、原則24時間体制で運用することとし、インターネット回線に接続出来る環境があれば何時でも何処でも産業財産権情報の検索・閲覧ができるサービスを提供する。なお、甚大な障害生起が予想される事態が生じたときは、速やかに障害拡大を未然に防ぐ措置を取ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のサービス機能については、高度化、多様化するユーザーニーズにこたえるべく、機能向上を図っていくが、平成27年度は、制度改正・国際関係への対応等ユーザーニーズのうち真に備えるべき機能向上等に限り、費用対効果を精査した上で、実施する。 特許情報プラットフォーム 	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)について、定期メンテナンスを除き、原則24時間体制で運用し、サービスを提供できたか。 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の機能向上を図るに当たり、費用対効果を精査し、ユーザーニーズのうち真に備えるべき機能を提供したか。 「産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ」(平成26年2月24日)に示された特許公報等の情報の一括ダウンロードサービスの提供を開始できたか。 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)のサービス機能については、高度化、多様化するユーザーニーズにこたえるべく、機能向上を図っていくが、平成27年度は、制度改正・国際関係への対応等ユーザーニーズのうち真に備えるべき機能向上等に限り、費用対効果を精査した上で、実施する。 特許情報プラットフォーム 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>①工業所有権情報の普及・提供の主役を担う「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」の運用では、原則24時間体制で運用するとともに、費用対効果比を勘案して必要不可欠な機能改善を図った。さらに、「知的財産推進計画2014」(平成26年7月4日)で示された画像意匠公報検索支援ツールを開発し、平成27年10月にユーザーの利用に供した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の24時間体制の運用 定期メンテナンス等を除き、原則24時間、通年で運用し、稼働率99%以上でサービスを提供した。 ◆自動データダウンロード等の不正アクセスへの対応 ロボットアクセスソフトによる大量データの検索とダウンロード行為は、一般の利用者にとって障害になることから、ロボットアクセスに対する制限を迅速に行った。 ◆機能改善への対応 ＜平成28年1月＞ <ul style="list-style-type: none"> 国際意匠登録出願検索への対応 商標国際分類第10-2016版への対応 審判公報DB(英語版)のリリース 公報掲載住所マスクへの対応 ＜平成28年3月＞ <ul style="list-style-type: none"> 特許庁とのデータ共通化(特許・実用新案)への対応 画像意匠分類検索への対応 ◆特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの開始 特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの機能整備を行い、平成27年3月から、特許情報提供事業者等に対して一括ダウンロードサービスを開始した。 ◆特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの開始 特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの機能整備を行い、平成27年3月から、特許情報提供事業者等に対して一括ダウンロードサービスを開始した。 ◆特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの開始 特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの機能整備を行い、平成27年3月から、特許情報提供事業者等に対して一括ダウンロードサービスを開始した。 ◆特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの開始 特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの機能整備を行い、平成27年3月から、特許情報提供事業者等に対して一括ダウンロードサービスを開始した。 ◆特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの開始 特許公報等の情報一括ダウンロードサービスの機能整備を行い、平成27年3月から、特許情報提供事業者等に対して一括ダウンロードサービスを開始した。 	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、年度計画で掲げた中期目標等で設定された目標を超える高い数値目標を超過する成果を上げたこと。</p> <p>② 工業所有権情報提供システムの経費を大幅に削減しながら、ユーザーサービスの水準を格段に向上させたこと。</p> <p>③ 平成27年3月にサービス提供を開始した特許情報プラットフォームに関し、広報活動を集中的に実施し、IPDLの利用者の移行を円滑に進めるとともに、機能面でもユーザーから高い評価を得たこと。</p> <p>④ 平成27年10月にリリースされた画像意匠公報検索支援ツールについて概ね高い評価を得た結果、画像デザインに関する登録要件を緩</p>

提供する。

(J-PlatPat)が備える機能を利用して、平成27年4月より、「産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ」(平成26年2月24日)に示された特許公報等の情報の一括ダウンロードサービスの提供を開始する。

・「産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ」(平成26年2月24日)に示されたパテントファミリー(ある特許庁に出願した特許出願と他の国の特許庁に優先権主張期間内に優先権を主張して出願された同一の特許出願から生じるすべての特許文献のことをいう)情報の参照については、我が国特許庁が主導して構築された日米欧中韓の五大特許庁のパテントファミリー審査書類情報(ドシエ情報)を一括表示ができるシステム、いわゆる「ワン・ポータル・ドシエ」(One Portal Dossier: OPD)の一般公衆への提供に向け、システム要件の検討を開始する。

・「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗にあわせた平成28年度以降の特許情報プラットフォームのさらなるサービス向上に向けて、システム構成の検討を行う。

・上記検討においては、「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗に伴い、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の一部に利用するシステム(データベース等)が段階的にリプレースされることを踏まえ、アーキテクチャ設計、モジュールを分割して行うアプリケーション設計等の各種観点を検討し、将来のシステム移行コストの増大を招かない柔軟でコストパフォーマンスの高い構成を目指す。

に向けたシステム構成の検討が計画どおりに進められたか。

・画像デザイン意匠公報検索支援ツールを開発し、平成27年10月を目途にユーザーにサービスを提供できたか。

・特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の平成27年度の管理・運用経費が、特許電子図書館(IPDL)の管理・運用経費の期中平均値の90%を下回ったか。

・特許情報プラットフォームの説明会を年間30回以上開催、ガイドブックや利用マニュアル等の配布による周知活動により、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の利用者検索回数は年間9,000万回以上を達成したか。

・特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の利用者の要望等に関する調査を実施し、現行システムへの満足度、改善要望等の収集と分析を行ったか。

・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

大特許庁が推進しているワン・ポータル・ドシエの一般公衆への開放を活用して実現することとし、平成28年度からサービス提供ができるように、システムの要件定義と基本設計等を実施した。

◆将来の特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する検討

「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗にあわせた平成28年度以降の特許情報プラットフォームのさらなるサービス向上に向けたシステム(データベース等)が段階的にリプレースされることを踏まえ、以下の事項に関する検討を行うため、調査事業を開始した。

＜次期のJ-PlatPatシステムに関する調査検討項目＞

- ・効率的かつ安定稼働できる次期 J-PlatPat システムの基本アーキテクチャに関すること。
- ・基本アーキテクチャに基づく基幹システムのモジュール分割設計に関すること。
- ・各ソフトウェアコンポーネントが相互にやりとりするために使うインタフェースであるアプリケーションプログラミングインタフェース(API)に関すること。
- ・システムへの不正侵入等のリスクを低減するための手立てに関すること。
- ・ランニングコストのみならず、システムの一部機能の改造に伴うコストに関すること。
- ・その他、機能強化に関すること。

◆画像意匠公報検索支援ツールのサービス提供開始

最新のイメージマッチング技術を利用した画像意匠公報検索支援ツールを開発し、平成27年10月1日からサービスの提供を開始した。

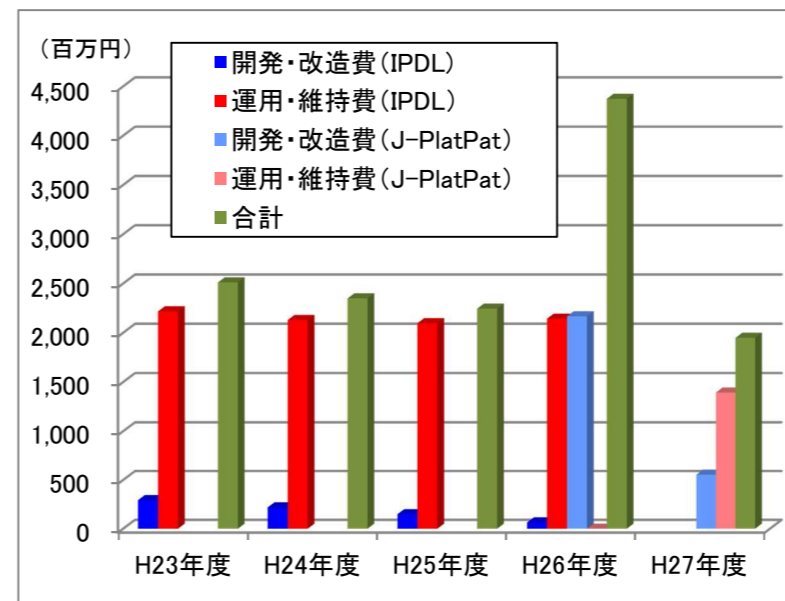
◆画像意匠公報検索支援ツールの普及・広報及び意見・要望等の収集

〔普及・広報活動〕
画像意匠公報検索支援ツールの操作方法に関する説明会を開催
〔意見・要望の収集〕
画像意匠出願の多い業界団体を中心に、意見や要望を聴取
→ 整理した要望は、平成28年度の改造項目に反映する予定

◆産業財産権情報提供サービス経費の削減の取組と実績

特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の平成27年度の管理・運用経費の削減に努めた。

〔実績〕 特許電子図書館(IPDL)の期中平均値に対し約65%に削減目標値であった90%以下に対し、大幅なコスト削減を実現



和するという意匠審査基準の大きな改訂が実現する一助となったこと。

＜課題と対応＞

① 次期 J-PlatPat システムの基本アーキテクチャ等の検討を重ね、次期システムによるサービス提供に関する調達準備を進めることが最大の課題となっている。

② 新たな産業財産権情報提供サービス事業(特許情報プラットフォーム(J-PlatPat))について、利用拡大に向けた周知活動や説明会を行うとともに、ユーザーの利便性の向上も着実に進めていくことが課題の1つである。

③ J-PlatPat 等の産業財産権情報サービスの成果(アウトプット)は利用数とされているが、波及効果(アウトカム)については、平成27年度から検討を開始しているものの、結論を得るには至っていない。測定可能な指標を定めるため、平成28年度も継続的に検討をすることが課題となっている。

④ これらの課題のうち、①と②に掲げたものについては、平成28年度に具体化を進める予定としている。

⑤ 一方、②に掲げた波及効果(アウトカム)に関する検討については、平成28年度中に方向性を取りまとめ、平成29年度から指標に基づくモニタリングを開始することを予定している。

	<p>②中小・ベンチャー企業等を対象に、特許電子図書館の説明会を開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ」(平成26年2月24日)及び「知的財産推進計画2014」(平成26年7月4日)において、画像デザインについて、事業者のクリエイティブ負担を軽減すべくインフラ整備を進める必要があるとされたことを受け、ユーザーが作成した画像デザインと意匠公報に掲載された画像デザインを機械的に照合し、画像デザインの意匠公報を、より似ていると認識された順番に閲覧することを可能とする、最新のイメージマッチング技術を利用した画像デザイン意匠公報検索支援ツールを開発し、平成27年10月を目途にユーザーの利用に供することとする。さらに、当該ツールの操作法に関する説明会の開催及び業界団体等を通じた広報と普及活動によって本ツールの利活用を促すとともに、利用者からの意見・要望についてはアンケート等を通じて収集し、利用状況の把握、分析等を行う。 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の中期目標期間の最終年度(平成27年度)の管理・運用経費が、平成27年3月に廃止した特許電子図書館(IPDL)の管理・運用経費の期中平均値の90%を下回ることを目標とする。 <p>②特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の機能と操作方法に関する広報活動を推進する。情報・研修館主催の説明会、官民の諸団体や中小企業等からの個別要請に応じて開催する説明会(講師派遣も含む)を年間30回以上開催するとともに、ガイドブックや利用マニュアル等を政府関係機関や民間団体等を通じて広くユーザー</p>		<p>②平成27年3月にサービス提供を開始した特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の利用促進、及び旧来の特許電子図書館(IPDL)ユーザーのスムーズなJ-PlatPatへの利用移行を図るため、説明会を全国各地で開催した。その結果、J-PlatPatの利用増につながった。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の利用促進に関する取組 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の利用者が同サービスを円滑に利用できるよう、機能と操作方法に関して以下の広報活動を実施した。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

に頒布し普及することによって、利用者拡大を図ることとし、検索回数は年間9千万回を目標とする。

◇ 全国各地で開催した説明会(平成27年度実績)

- 初心者説明会: 16回
 - 団体・企業等の要請に応えた個別説明会: 41回
計 57回
- (参考)受講者の反応の代表例
- ユーザーインターフェイスが使いやすい
 - 新機能が役に立つ、等

◇ 利用マニュアル・ガイドブック編纂・作成

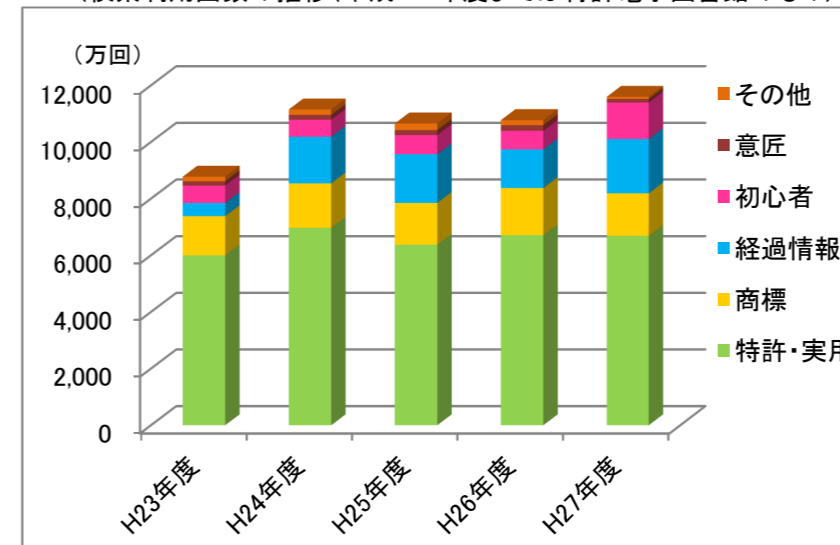
	H26年度	H27年度
J-PlatPat 利用マニュアル	13,000部	7,500部
J-PlatPat ガイドブック	28,000部	29,000部

◇ 展示会等でのデモンストレーション

- 各種展示会等でデモを実施
- 1,700名の参加者があった「グローバル知財戦略フォーラム」でも実演ブースを設置

以上の取組の結果、ユーザーを特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)へ混乱なく導くことにより、検索回数9,000万回以上の年度計画に掲げた数値目標を超過達成。

◆ 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の検索利用回数
(検索利用回数の推移(平成26年度までは特許電子図書館のもの))



成果(アウトプット): 115,961,464回 (平成27年度実績値)

↓
年度計画に掲げた目標値(90,000,000回)の129%

◆ 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に対する評価結果

特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の利用者に検索機能・検索結果表示機能・文献閲覧機能等に関するアンケート及び説明会等における意見聴取によるユーザー評価結果は以下のとおり。

高い評価があった項目(代表的な意見)	今後の改善要望
◇ 検索機能が向上し、ユーザーインターフェイスが改善され操作しやすくなった。 ◇ J-Globalとの連携により、特許等の技術文献と学術文献を一度に検索・閲覧可能になった。	◇ 印刷機能の改善 ◇ 検索結果等の表示レイアウトの改善

③情報・研修館が提供するサービスの利用の拡大を図るため、特許電子図書館にアクセスしたユーザーに相談業務等の取組を紹介する。

④特許庁が定める方針に基づき、特許庁における審査経過等の工業所有権情報について全件（未公開情報は除く）を標準的なフォーマットに変換し、外部に提供する。なお、本業務については、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく特許庁の新事務処理システム開発の進展及び効果を踏まえて廃止する。

③特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）のお知らせスペースを活用して、情報・研修館の民間向けの研修情報、相談サービス情報、イベント情報等を適宜掲載することにより、広範なユーザーに対する情報・研修館の事業周知と利用を促す。

④特許庁が保有する特許・実用新案・意匠・商標のマスタ情報を、XML 形式及び SGML 形式に変換・編集して「整理標準化データ」を作成し、引き続き確実に民間等のユーザーに提供する。民間の特許情報提供事業者等に提供する「整理・標準化データ」は、毎週の提供体制を確立することにより、データ更新日より25日以内に民間等の事業者がデータを利用可能にすることを目標とする。

◆特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）利用の波及効果（アウトカム）の検討

J-PlatPat 利用者は、概ね以下の者が多数を占めると想定される。

- 企業、大学、研究機関等の知的財産部員
- 弁理士等の知財専門家
- 技術動向やビジネストレンド等の分析を行う専門家
- 企業、大学、研究機関等の研究者
- 知財学習に取り組む学生・生徒等

利用目的は、概ね以下のようなものと想定される。

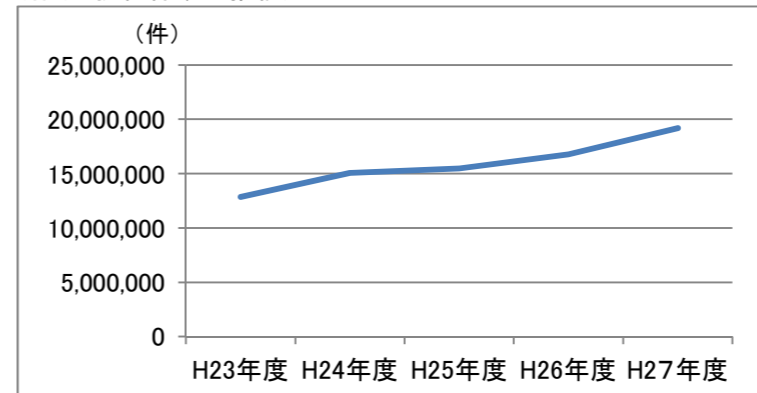
- 出願前の先行文献調査
- 他者が出願した特許等のステイタス（審査請求、権利化等）の把握
- 技術動向分析結果を活用した研究開発方針の決定
- 特許ポートフォリオ分析等のビジネス利活用のための分析
- 商標、意匠等の権利化状況の分析
- 外国特許文献抄録のサーチ
- その他

- ◇ こうした検討結果を踏まえると、様々に利活用される J-PlatPat の波及効果（アウトカム）を測定する指標も様々なものが候補になりうる。
- ◇ 特許等の産業財産権制度は、産業の発展のための制度であることを勘案すると、産業財産権情報の提供を担う J-PlatPat の波及効果（アウトカム）も、最終的には産業における事業活動の成果、すなわち経済効果と考えるのが自然である。
- ◇ 平成27年度末までの検討段階では、「J-PlatPat 等の産業財産権情報提供サービスの波及効果（アウトカム）を測定する指標として最も妥当なものは何か」という設問に対する回答はまだ出ていない。
- ◇ J-PlatPat の波及効果（アウトカム）を測定する指標の検討は、継続検討課題であり、平成28年度においても検討を進め、何らかの測定可能な指標を定めたいと考えている。

③特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）のトップページに情報・研修館主催のイベント、研修等の案内を随時掲載する等の取組は着実に実施した。

④中期計画・年度計画に定められたとおり、公開不可情報を除く全件について整理標準化データを作成し、ユーザーに提供した。主要な業務実績は以下のとおり。

◆整理標準化データの作成及び提供
（作成・提供件数の推移）



				<p>整理標準化データの作成・提供では、毎週1回のデータ作成・提供ができる体制を確立し、不正データを除き、特許庁が更新するデータの全件について、データ更新日から25日以内に民間の事業者等に提供した。</p> <p>平成27年度の成果:19,177,383件のデータを提供</p> <p>◆整理標準化データの作成・提供事業の廃止について 第三期中期目標及び中期計画に掲げられている事業廃止については、「特許庁業務・システム最適化計画」が改定されたことを踏まえ、特許庁と協議の結果、第三期中期目標期間での廃止を見送り、改定された「特許庁業務・システム最適化計画」と整合する時期に段階的に廃止することとなった。</p>		
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>【特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する特筆すべき取組と成果】</p> <p>① J-PlatPat のサービス提供前後の普及・広報に関する取組 ユーザーが IPDL から J-PlatPat に円滑に移行できるよう、以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全国各地で説明会を計 57 回開催 • マニュアルとガイドブックを編纂し、大量配布 • ホームページにも電子版マニュアルとガイドブックを掲載 <p>② J-PlatPat の成果(アウトプット): 検索利用回数 J-PlatPat: 115,961,464 回 (平成27年度実績値)</p> <ul style="list-style-type: none"> → 中期目標・計画の目標値に対して、145% → 年度計画の目標値に対して、129% → 前年度実績に対して、108% <p>③ J-PlatPat の安定的なサービス提供 稼働率99%以上で、安定的にサービスを提供</p> <p>④ J-PlatPat に対するユーザー評価 初心者、中上級者から高い評価</p> <p>⑤ J-PlatPat の運用コスト低減 年度計画に掲げた目標値(90%以下にコストダウン)に対して、65%までコストダウンを実現</p> <p>【画像意匠公報検索支援ツールに関する特筆すべき取組または成果】</p> <p>① 平成27年10月1日に画像意匠公報検索支援ツールをリリース</p> <p>② 業界、専門家等から、提供した機能に対し「期待していた以上の性能と使いやすさ」という声が多数</p>		
<p>(2)他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用</p> <p>ユーザーニーズに応えるとともに特許庁の審査等に資するため、他国の工業所有権情報の収集、保管及び管理を行うとともに、ユーザーの要請の強い工業所有権情報について和文抄録を作成し、一般に提供する。また、他国における我が国出願人</p>	<p>(2)他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用</p> <p>①他国の工業所有権情報の収集、保管及び管理を行うとともに、ユーザーニーズの高い工業所有権情報について、毎年度26万件以上の和文抄録を作成し、提供する。</p>	<p>(2)他国の工業所有権庁との工業所有権情報の交換及び情報の活用</p> <p>①他国の工業所有権庁と工業所有権情報の交換を確実に実施し、他国から受け入れた工業所有権情報を適切に保管・管理する。</p> <p>• 工業所有権情報交換のメディアレス化に関し、他国の工業所有権庁への提供については、情報・研修館</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>• 我が国のユーザーニーズ及び我が国特許庁の審査・審判ニーズに応えるため、外国の特許情報を確実に収集・保管・管理しているか。</p> <p>• 特許庁が行う他国との情報交換のためのメディアレス化支援システムの運</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>①他国の工業所有権情報を収集、保管、管理し、欧米の公報の和文抄録を作成し、J-PlatPat 等で提供した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆他国の工業所有権情報の収受におけるメディアレス化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特許庁が必要とする米国特許商標庁 (USPTO)、欧州特許庁 (EPO) 等他国の工業所有権データ(米国公開公報テキストデータ等の工業所有権情報)を収集するに当たり、平成25年11月から順次 CD/DVD 等の記録メディアを介した情報の送受を、インターネット通信回線経由で直接収集する方式に切り替えたところ。 • 平成27年8月から特許庁が「FOPISER」を正式リリースしたことに合わ 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を実質的に全て確実に実施し、数値目標を越える取組を行い、成果(アウトプット)が目標値の100%を5%以上越えたこと。</p> <p>〈課題と対応〉</p>	

の権利の的確な保護に貢献するため、特許庁が保有する工業所有権情報の英文抄録を作成し、他国の工業所有権庁に提供する。

②特許庁が発行する公開特許公報の英文抄録を全件作成し、他国の工業所有権庁に提供する。

が構築・整備したメディアレス情報交換システムの特許庁による利用に関し、年度中期まで引き続き運用支援を行う。

- 他国から受け入れた工業所有権情報のうち、ユーザーの関心が特に高い米国公開公報、米国特許公報、欧州公開公報等については、従前のおり、明細書の和文抄録を人手翻訳により年間26万件以上作成し、特許庁へ提供し、審査に資するとともに、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)を使って一般ユーザーの検索・閲覧に供する。また、ユーザーの関心が急速に高まっている中国文献については、従前の中国公開特許の和文抄録(特許庁作成)、中国実用新案機械翻訳和文抄録(情報・研修館作成)を引き続き特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)を通じて提供する。なお、平成27年1月5日から特許庁が本格運用を開始した中国・韓国語の特許文献を日本語で検索可能な「中韓文献翻訳・検索システム」(機械翻訳による)も特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)から利用できる状況を継続する。

②他国の工業所有権庁における実体審査等において我が国の特許文献を先行技術調査等で利用できるよう、特許庁が発行する全ての公開特許公報について、英文抄録(Patent Abstracts of Japan:PAJ)を作成し、他国の工業所有権庁に提供する。また、各国の一般ユーザーが我が国の特許文献を英文で検索できるよう、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の英語版にも掲載する。

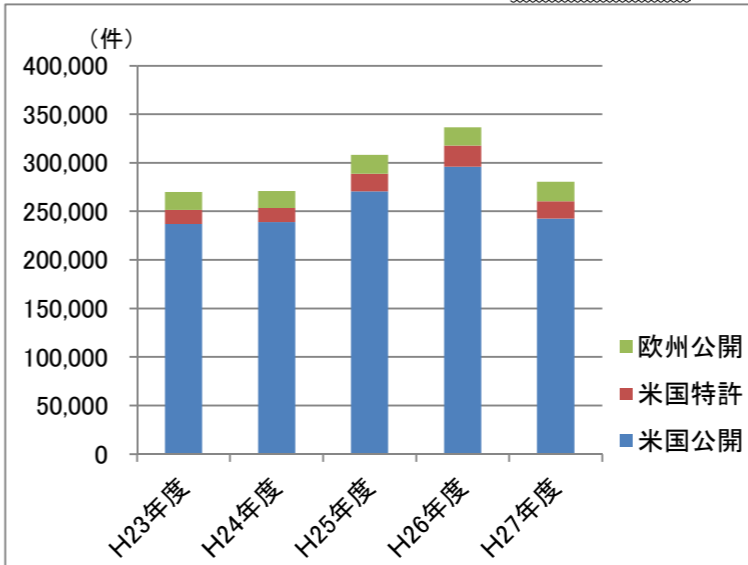
用支援は適切に実施したか。

- 我が国ユーザーのニーズが高い外国の特許公報情報について、26万件以上の和文抄録を作成し、特許庁に提供するとともに、特許情報プラットフォームを通じて一般ユーザーに提供したか。
- 中国公開特許の和文抄録(特許庁作成)、中国実用新案機械翻訳和文抄録(情報・研修館作成)を特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)を通じて提供しているか。また、「中韓文献翻訳・検索システム」(機械翻訳による)も特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)から利用できる状況を継続しているか。
- 外国特許庁の実体審査等において我が国の特許文献を先行技術調査等で利用できるよう、我が国特許庁が発行する公開特許公報の全件について、英文抄録(PAJ)を作成し、各国の工業所有権庁に提供し、Fターム検索コードの解説情報を英訳し、外国特許庁に提供したか。
- 外国の一般ユーザーが我が国の特許文献を検索できるよう、PAJを新たな産業財産権情報提供サービス(英語版)で検索できるようにしているか。
- 和文抄録、英文抄録、Fターム解説情報の英訳の翻訳品質評価を行う等、翻訳品質の向上に努めたか。
- 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

せ、他国との工業所有権情報データ交換は「FOPISER」において保管・管理することとした。

◆欧米公報の和文抄録の作成

- ユーザーニーズが高い米国公開特許明細書、米国特許明細書及び欧州公開特許明細書について、目標値の26万件を上回る和文抄録を作成した。
- 作成した和文抄録は、特許庁に審査用資料として提供するとともに、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に掲載して一般の利用に供した。
- 和文抄録の作成実績は280,434件であり、目標値の108%であった。



◆中国・韓国文献へのJ-PlatPatを介した提供

- ユーザーの関心が高まっている中国公開特許の和文抄録(特許庁作成)、中国実用新案機械翻訳和文抄録(情報・研修館作成)を、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)を通じて提供した。
- 特許庁が提供する「中韓文献翻訳・検索システム」(機械翻訳による)についても、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)からリンクを設定し、一般ユーザーが容易に利用できる環境を提供した。

②他国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、特許庁が平成27年公報発行計画に基づいて発行した公開特許公報について、その全件の英文抄録(PAJ)を作成した。主要な業務実績は下記のとおり。

◆英文抄録(PAJ)の作成実績

平成27年度は特許庁がH27年1月～12月発行した全件を作成した。

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
PAJ作成件数	259,701	257,458	258,913	241,728	249,301

◆英文抄録(PAJ)の提供実績

- 他国における我が国出願人の権利を的確に保護するため、他国の工業所有権庁に英文抄録(PAJ)を提供した。
 - 83カ国・機関に送付
- 英文検索を希望する一般ユーザーがPAJを閲覧できるよう、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の英語版に掲載した。

①今後とも着実に翻訳事業を進めるとともに、事業の効率化や翻訳の質の向上に努めることが課題である。

②上記の課題に対応するため、第四期中期目標期間において当該事業の効率的な遂行方策を検討し、実施可能なものから順次実施することを予定している。

	<p>③特許庁が発行する公報の書誌データを全件整理し、他国の工業所有権庁に提供する。また、Fターム等の検索コードに関する情報については英訳し、提供する。</p>	<p>③特許庁が発行する全ての公報の書誌データについて、特許庁と他国の工業所有権庁との合意に基づくフォーマットに則って加工・編集し、他国の工業所有権庁に提供する。また、我が国の特許文献の効率的な検索に使われる検索ツールであるFターム等の解説も英訳し、他国の工業所有権庁に提供するとともに、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の英語版に掲載する。</p>		<p>③特許庁が発行する公報の書誌データは、他国の工業所有権庁との合意に基づくフォーマットで加工・編集し、Fターム等の解説文書を英訳し、それらを他国の工業所有権庁に提供するとともに、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)にも掲載した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆特許公報等の書誌データの加工・編集</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁が発行する公報(公開、公表、登録)全件の書誌データを加工・編集 加工した書誌データは、欧州特許庁(EPO)、韓国特許庁(KIPO)、中国国家知識産権局(SIPO)、ロシア特許庁(Rospatent)、世界知的所有権機関(WIPO)へ提供 <table border="1" data-bbox="1472 449 2264 701"> <thead> <tr> <th>公報種別</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公開</td> <td>264,618件</td> <td>254,175件</td> <td>252,686件</td> <td>243,145件</td> <td>220,574件</td> </tr> <tr> <td>公表</td> <td>29,076件</td> <td>37,148件</td> <td>42,891件</td> <td>36,724件</td> <td>37,614件</td> </tr> <tr> <td>登録</td> <td>248,999件</td> <td>265,593件</td> <td>278,698件</td> <td>241,699件</td> <td>198,699件</td> </tr> <tr> <td>実用</td> <td>7,604件</td> <td>8,072件</td> <td>7,391件</td> <td>7,074件</td> <td>6,804件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>550,297件</td> <td>564,988件</td> <td>581,666件</td> <td>528,642件</td> <td>463,691件</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆Fターム検索コードの解説書類の英訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度実績:30テーマ分の英訳を実施 英語版Fタームは、J-PlatPat 英語版にも掲載 <p>④特許庁に提供する翻訳文書(和文抄録及び英文抄録)について、翻訳品質の維持・向上を目的として、国際特許分類の全8セクションを対象とし、外部の専門家により評価を実施した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆翻訳品質の維持・向上のための取組</p> <p>〔翻訳品質の評価〕</p> <p>対象数</p> <ul style="list-style-type: none"> 和文抄録(米国・欧州):276件 英文抄録(公開特許):200件 <p>評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 言語の内容が正確に翻訳されているか 専門用語が正しく翻訳されているか 翻訳文として正しい表現になっているか 等 <p>〔翻訳品質の維持のための調査〕</p> <p>今後の翻訳品質の維持・向上策の検討に資するため、翻訳業者等に対し、アンケート調査を実施した。</p>	公報種別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	公開	264,618件	254,175件	252,686件	243,145件	220,574件	公表	29,076件	37,148件	42,891件	36,724件	37,614件	登録	248,999件	265,593件	278,698件	241,699件	198,699件	実用	7,604件	8,072件	7,391件	7,074件	6,804件	合計	550,297件	564,988件	581,666件	528,642件	463,691件		
公報種別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																					
公開	264,618件	254,175件	252,686件	243,145件	220,574件																																					
公表	29,076件	37,148件	42,891件	36,724件	37,614件																																					
登録	248,999件	265,593件	278,698件	241,699件	198,699件																																					
実用	7,604件	8,072件	7,391件	7,074件	6,804件																																					
合計	550,297件	564,988件	581,666件	528,642件	463,691件																																					
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>																																						
<p>(3)審査結果等情報の提供システムの整備・運用</p> <p>他国における的確な審査を促進し、我が国出願人のこれらの国における迅速かつ的確な権利取得に貢献するため、特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械を用いて英訳して他国の工業所有権庁に提供するシステムを整備し、運用する。</p>	<p>(3)審査結果等情報の提供システムの整備・運用</p> <p>①他国の工業所有権庁や関連機関の審査官が、我が国の出願に係る審査結果情報、出願書類及び拒絶理由通知等の審査関連情報並びに引用文献情報にインターネットでアクセスし、機械翻訳システムで翻訳された英語情報を容易に参照することが可能なシステムの整備・運</p>	<p>(3)審査結果等情報の提供システムの整備・運用</p> <p>①他国の工業所有権庁において我が国特許庁の審査結果情報や審査経過情報を利用できる環境を提供することにより、我が国出願人の他国における権利取得を迅速化することを目的として、我が国の出願に係る審査結果情報や経過情報等を英語に機械翻訳して他国の工業所</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国特許庁の審査において、我が国出願の審査結果や審査経過情報を参照することにより、当該国の審査の効率化と審査の質の向上、我が国出願人の他国での適切な権利取得を促すために整備・運用している、高度産業財産ネットワーク(AIPN)を的確に運用した 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>①日本国特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して他国の工業所有権庁に提供するAIPNシステムを24時間体制で安定的に運用した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆AIPNシステムの運用による他国の工業所有権庁への審査結果等の提供(AIPN利用国・機関)</p> <table border="1" data-bbox="1486 1803 2264 1971"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録機関の数</td> <td>16</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>登録機関数の総計</td> <td>56</td> <td>61</td> <td>64</td> <td>66</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	新規登録機関の数	16	5	3	2	2	登録機関数の総計	56	61	64	66	68	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、システムを24時間体制で安定的に運用し、計画を越える取組を行ったこと。</p> <p>② AIPNシステムの安定稼</p>																			
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度																																					
新規登録機関の数	16	5	3	2	2																																					
登録機関数の総計	56	61	64	66	68																																					

	用を行う。 ②基幹機能である機械翻訳システムの精度向上を図るため、語彙数の増強と、これに伴う翻訳機能の強化を行う。	有権庁に提供する高度産業財産ネットワーク (Advanced Industrial Property Network: AIPN) システムを的確に運用する。 ②高度産業財産ネットワーク(AIPN)の基幹機能である機械翻訳システムの翻訳精度を向上させるため、語彙数を増強し、これによって翻訳機能の改善・強化を進める。	か。 • AIPN の機械翻訳の精度向上のため、外国特許庁等の要望も反映して翻訳辞書の語彙数を増強したか。	②AIPN システムの基本機能である機械翻訳の精度向上を図るため、機械翻訳辞書に辞書データの追加登録を実施した。 ◆辞書に増強した語彙数 平成27年度に増強した辞書の語彙数:5,030 語 → 累計 101,248 語	働とシステムの性能を左右する機械翻訳精度の向上に努める中で、新興国の工業所有権庁からの新規登録が続くなど、システム増強による波及効果(アウトカム)が生じていること。																								
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>①AIPN システムの24時間体制の安定稼働を行うとともに、AIPN システムの性能を規定する機械翻訳の精度を向上するため、辞書の語彙数の増強を行い、新興国の工業所有権庁を中心に、新規登録利用機関が着実に増加するなど、波及効果(アウトカム)が生まれていること。</p>																									
<p>[工業所有権関係公報等閲覧業務]中央資料館としての工業所有権情報の提供</p> <p>公報等の閲覧におけるユーザーの利便性向上を図るため、相談業務及び工業所有権情報普及業務とも連携しつつ、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく「中央資料館」として、ユーザーに対して工業所有権情報を確実に提供する。</p> <p>(1)中央資料館としての確実な情報提供</p> <p>「中央資料館」として、内外の工業所有権情報・文献を収集し、閲覧室を通じて工業所有権に係る確実な情報提供を行う。特に我が国の公報情報については、公報発行日に即日閲覧に供するものとする。</p>	<p>[工業所有権関係公報等閲覧業務]中央資料館としての工業所有権情報の提供</p> <p>(1)中央資料館としての確実な情報提供</p> <p>①パリ条約に基づく「中央資料館」として、内外の工業所有権情報・文献を収集し、閲覧室においてユーザーに対する情報提供を確実に行う。</p> <p>①我が国の公報情報については、公報発行日に遅滞なく即日閲覧に供する。</p>	<p>[工業所有権関係公報等閲覧業務]</p> <p>(1)中央資料館としての工業所有権情報の提供</p> <p>①パリ条約に定められた「中央資料館」の機能を果たすために、国内外の工業所有権情報と文献を確実に収集し、情報・研修館の公報閲覧室においてユーザーの閲覧に供する。</p> <p>②我が国の公報情報の提供については、公報発行日に遅滞なく即日閲覧に供する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>• パリ条約に基づく中央資料館として内外の工業所有権情報・文献を確実に収集したか。</p> <p>• 我が国の公報情報の提供については、公報発行日に遅滞なく閲覧に供したか。</p> <p>• 高度な検索が可能な閲覧用機器(特許審査官端末と同等性能機器)及びCD-ROM・DVD-ROM 公報閲覧機器を適切に運用したか。</p> <p>• 閲覧用機器の講習会を月1回以上開催したか。</p> <p>• 閲覧室に検索指導員を複数名配置し、スキルアップ研修を適時開催したか。</p> <p>• 閲覧室利用者の要望等を調査するとともに、閲覧用機器の利用状況をモニタリングし、調査データを蓄積したか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>①パリ条約に基づく「中央資料館」として、国内外の工業所有権情報・文献を収集・整理し、行政機関の休日に関する法律で指定する日以外の全日、閲覧室を通じて利用者への閲覧に供した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆閲覧可能な内国公報と外国公報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>紙</th> <th>CD/DVD</th> <th>マイクロフィルム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内国公報</td> <td>約 12 万冊</td> <td>4,748 枚</td> <td>14,469 巻</td> </tr> <tr> <td>外国公報</td> <td>約 24 万冊</td> <td>34,469 枚</td> <td>9,700 巻</td> </tr> </tbody> </table> <p>②我が国の公報情報の提供については、DVD-ROM 等により公報発行日に年間を通して全件即日閲覧に供した。</p> <p>◆公報閲覧室の利用者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>12,883</td> <td>12,318</td> <td>10,632</td> <td>9,779</td> <td>9,331</td> </tr> </tbody> </table>		紙	CD/DVD	マイクロフィルム	内国公報	約 12 万冊	4,748 枚	14,469 巻	外国公報	約 24 万冊	34,469 枚	9,700 巻		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	利用者数	12,883	12,318	10,632	9,779	9,331	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したこと。</p> <p>② CD/DVD-ROM 公報閲覧用機器に最新の検索ソフトを倍増して実装したことで、CD/DVD-ROM 公報閲覧用機器の利用者が前年比で135%の増となったこと。</p>
	紙	CD/DVD	マイクロフィルム																										
内国公報	約 12 万冊	4,748 枚	14,469 巻																										
外国公報	約 24 万冊	34,469 枚	9,700 巻																										
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																								
利用者数	12,883	12,318	10,632	9,779	9,331																								

<p>(2)閲覧サービスの向上</p> <p>出願人などのユーザーがより高度な検索が可能な閲覧用機器(特許庁の審査官が使用するコンピュータ端末と同等機能の端末)を閲覧室等に整備し、サービスの充実を図る。閲覧用機器については、「特許庁業務・システム最適化計画」の進展による工業所有権情報普及業務の効率化に合わせ、ユーザーの利用状況に応じて見直しを行う。</p>	<p>(2)閲覧サービスの向上</p> <p>① 出願人などのユーザーがより高度な検索が可能な閲覧用機器(特許庁審査官が使用するコンピュータ端末と同等機能の端末)を閲覧室等において提供する。</p> <p>②「特許庁業務・システム最適化計画」の進ちょく状況も踏まえつつ、効率的に閲覧業務を実施するため閲覧室の利用状況等に応じて閲覧用機器の見直しを行う。</p>	<p>(2)閲覧サービスの向上</p> <p>① 情報・研修館の公報閲覧室に設置している高度な検索が可能な閲覧用機器(特許庁審査官が審査に使用する機器とほぼ同等な機能をもつ機器)、CD-ROM・DVD-ROM 公報閲覧用機器等を運用することにより、閲覧サービスに対するユーザーの様々なニーズに応える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公報閲覧室を利用するユーザーのために、閲覧用機器の操作方法や効率的な検索方法等に関する講習会を月1回以上開催するとともに、ユーザーからの要請に応じ臨時講習会を随時開催する。講習会受講者のアンケート調査により講習会の満足度と改善要望等を把握する。 公報閲覧室を利用するユーザーの求めに応じて的確な支援や指導を随時行えるように、引き続き公報閲覧室に複数の検索指導員を配置するとともに、これら検索指導員に対するスキルアップ研修を実施する。 <p>② 平成25年度の更新の際に設置台数等を見直した閲覧用機器の利用状況を引き続きモニタリングし、次期更新の際の検討用データとして蓄積する。</p>		<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 高度な検索が可能な閲覧用機器(特許審査官端末と同等性能をもつ)は、特許庁の審査官端末のメンテナンス時期に同期して、常に特許庁審査官端末と同様な高度な検索が可能な状態でユーザーにサービスを提供した。主要な実績は以下のとおり。</p> <p>◆高度情報検索機器の利用者数</p> <table border="1" data-bbox="1457 384 2237 516"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度情報検索機器利用者数</td> <td>7,031</td> <td>6,576</td> <td>5,064</td> <td>4,560</td> <td>4,338</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆CD/DVD 公報閲覧用機器の利用者数</p> <p>CD-ROM、DVD-ROM 公報閲覧は、最新の公報仕様に合わせた検索ソフトをユーザーの強い要望により、2から4ライセンスに倍増して実装し、ユーザーに提供した。</p> <table border="1" data-bbox="1457 709 2237 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CD/DVD 公報閲覧用機器利用者数</td> <td>986</td> <td>1,087</td> <td>1,411</td> <td>1,455</td> <td>1,968</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) CD/DVD 公報閲覧用機器の利用者数は増加傾向にあったため、平成27年度に、利用者へのサービス水準を向上したところ、平成27年度は前年度の135%に利用者が急増した。</p> <p>◆「高度情報検索機器」の講習会の開催</p> <p>閲覧室利用者の検索技能の向上を図るため「高度な検索が可能な閲覧用機器」の講習会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 講習会開催回数:12回(月1回の頻度で開催) 関西エリアの知財担当者等を対象に、「高度検索端末操作スクール講習会」を開催 <ul style="list-style-type: none"> → 関西での講習会開催回数:6回 講習内容の評価 <ul style="list-style-type: none"> → 90%以上の受講者が「有意義」「非常に有意義」と回答 <p>◆検索指導員による利用者への支援</p> <p>年間を通し指導員3名体制で利用者に対する支援及び指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者等から寄せられたアンケート調査の内容を指導員にフィードバック CS研修、画像意匠公報検索支援ツールリリース前の説明会等を受講 <p>等によって、指導員の顧客対応力の向上を図った。</p> <p>②「高度情報検索機器」の設置台数の見直し用データを収集してきたところ、1日当たり、平均35名の利用であったものの、ピーク時には45名以上になることから、現行の設置台数は必要と判断される。</p>		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	高度情報検索機器利用者数	7,031	6,576	5,064	4,560	4,338		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	CD/DVD 公報閲覧用機器利用者数	986	1,087	1,411	1,455	1,968		
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																									
高度情報検索機器利用者数	7,031	6,576	5,064	4,560	4,338																									
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																									
CD/DVD 公報閲覧用機器利用者数	986	1,087	1,411	1,455	1,968																									

				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 利用者の要望等を踏まえ、CD/DVD-ROM 公報閲覧用機器に最新の検索ソフトを倍増して実装した → その結果、CD/DVD-ROM 公報閲覧用機器の利用者が前年比135%の増となった。</p>		
<p>[審査・審判関係図書等整備業務] 審査・審判関係資料の充実及び閲覧等サービスの向上</p> <p>迅速かつ的確な審査の実現に不可欠な技術文献等の審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させるとともに、ユーザーに対する閲覧等のサービスの向上を図る。</p> <p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実</p> <p>国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)や特許公報以外の技術文献(非特許文献)に加え、カタログ等の公知資料について最新のもの収集し、提供する。</p>	<p>[審査・審判関係図書等整備業務] 審査・審判関係資料の充実及び閲覧等サービスの向上</p> <p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実</p> <p>① 特許協力条約に規定されている国際調査の対象となる非特許文献を網羅的に収集するため、その調達計画を作成する。</p> <p>② 審査・審判関係資料の充実を図るため、図書等の選定においては特許庁の審査官等の専門的視点から必要性等を判断し、国内外の技術文献の収集を適正かつ効果的に行う。</p> <p>③ 最新のデザイン等の情報を得るため、国内外の意匠の公知資料(カタログ等)を収集する。</p>	<p>[審査・審判関係図書等整備業務]</p> <p>(1) 審査・審判に関する技術文献等の充実</p> <p>① 特許協力条約に規定されている審査における国際調査の対象となる非特許文献(ミニマムドキュメント)を漏れなく確実に収集し、特許庁に提供する。</p> <p>② 特許庁の審査官等を含めた担当者会議を年4回以上開催することにより、審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定し、選定された図書・雑誌等を漏れなく確実に収集し、特許庁に提供する。</p> <p>③ 特許庁が指定する意匠審査に用いる公知資料(最新のデザインが掲載される国内外のカタログやパンフレット等)を漏れなく確実に収集し、特許庁に提供する。</p>	<p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献(ミニマムドキュメント)、特許公報以外の技術文献(非特許文献)、カタログ等の公知資料等について、最新のものを収集し、特許庁審査官等に提供したか。 特許庁の審査官等を含めた担当者会議を年4回以上開催し、国内外の図書・雑誌等を選定し、網羅的収集の計画を策定して収集を行ったか。 収集したミニマムドキュメント、非特許文献、カタログ等公知資料は、特許庁における審査等業務に支障ないよう、迅速に特許庁に提供したか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 技術文献、ミニマムドキュメント、カタログの収集にあたり、最新の文献及び資料を漏れなく収集し、特許庁の審査官に提供した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆非特許文献の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許協力条約(PCT)で規定されているミニマムドキュメント、特許庁の審査に用いる技術文献、商品カタログ等を収集 ミニマムドキュメントの収集数: 1, 898冊(67タイトル) 電子化されて提供されている技術文献(学術論文等)は、インターネットによる文献提供サービスを使うこととして、重複調達を避け、コスト削減を図った。 <p>② 特許庁の審査官等を含めた担当者会議を実施し、審査・審判で必要となる国内外の図書・雑誌等を選定した。担当者会議にて決定されたタイトルは、全て収集し特許庁に提供した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆担当者会議の開催 5月、8月、12月、1月の年4回実施</p> <p>◆内外国図書・雑誌の収集と特許庁への提供 内国図書: 174冊 内国雑誌: 10, 211冊(455タイトル) 外国図書: 36冊 外国雑誌: 3, 445冊(236タイトル)</p> <p>③ 特許庁意匠課からのカタログ収集要請に応じて新製品カタログを収集し、特許庁に提供した。</p> <p>◆意匠審査に用いる内外国の意匠カタログの収集と特許庁への提供 内国カタログ: 12, 000件, 外国カタログ: 3, 000件</p>	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果: B 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したこと</p> <p>〈課題と対応〉 ① 引き続き、業務を確実に実施するとともに、効率化や経費の削減に努める必要がある。</p>	
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		

<p>(2)閲覧等サービスの向上</p> <p>閲覧環境の一層の整備を図るため、収集した技術文献の閲覧等に必要な検索ツールの整備や文献リストの提供を行う。</p>	<p>(2)閲覧等サービスの向上</p> <p>閲覧環境の一層の整備を図るため、収集した技術文献の閲覧リストを毎月更新し、ホームページで情報提供をするとともに、収集した文献を検索する機能提供を行い閉架式の閲覧サービスを行う。</p>	<p>(2)閲覧等サービスの向上</p> <p>① 情報・研修館が収集・管理する文献・資料の検索をユーザーがインターネット回線を介して容易に行うことができるよう、平成27年度からオンライン蔵書目録(Online Public Access Catalog : OPAC)検索システムを稼働させ、本システムの利用促進を図ることによって、出願人等のユーザーが文献・資料等を検索する際の利便性を高める。</p> <p>・ユーザーが検索して閲覧申請した文献・資料については、申請日から2開館日以内に閲覧に供するというサービス水準を引き続き維持する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査・審判のために収集した各種文献・資料のリストを月1回の頻度で更新し、特許庁審査官のみならず一般ユーザーも当該リストを検索できるシステムを構築し、当該文献・資料をサーチする全てのユーザーの利用に供したか。 収集した技術文献資料閲覧等サービスにおいて、ユーザーの閲覧申請日から2営業日以内に閲覧ができるようにしているか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 収集した各種文献・資料のリストはホームページでも情報提供し、月1回の頻度で最新情報を更新し、平成27年度から運用を開始したオンライン蔵書目録(Online Public Access Catalog : OPAC)によるサービスを展開した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆<u>図書館システム(OPAC)の導入によるサービス</u> 平成27年4月から、図書検索システム(OPAC)の運用を開始し、特許庁審査官等、さらには一般ユーザー向けに安定的な運用を行った。 ◆<u>技術文献資料の閲覧サービス</u> 技術文献資料閲覧サービスにおいて閲覧申請日から2開館日以内に関覧に供するサービスを維持した。 ◆<u>審査審判関係資料の閲覧サービス</u> 審査や審判で使われた資料の閲覧サービスを安定的に行った。 閲覧者数:225名(26年度:154名) 閲覧件数:548件(26年度:347件) <p>※ 特許庁の審査官、一般ユーザーからの閲覧請求に対しては、2開館日以内に確実に閲覧に供し、<u>年度計画に掲げた数値目標を達成した。</u></p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を達成したこと。</p> <p>② 平成27年4月から一般ユーザーが図書検索システム(OPAC)を一般ユーザーも利用できるようにしたことにより、ユーザーの利便性が格段に向上したこと。</p> <p>(課題と対応)</p> <p>① 平成27年4月から稼働を開始した図書検索システム(OPAC)をトラブルなく運用すること、それと同時に広報活動を強化して利用促進を図ることが課題である。</p>	
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 平成27年4月から、図書検索システム(OPAC)の運用を開始し、特許庁の審査官のみならず、一般ユーザーの利便性が向上した。</p> <p>[OPACが提供する一般利用者へのメリット] 情報・研修館が所蔵・管理する書籍・文献の所蔵状況について、インターネットを使って調べた後に、閲覧申請をすることができ、問い合わせ等に要した時間が短縮できる</p>		
<p>[工業所有権相談等業務] 相談サービスの充実</p> <p>中小・ベンチャー企業等のユーザーに対する利便性向上の観点から、工業所有権に関する相談サービスの強化を図る。</p> <p>(1)相談への迅速な対応</p> <p>面接・電話のほかあらゆる形態の相談に対応するとともに、相談形態ごとに回答期限(原則、来館及び電話での相談については直ちに、文書及び電子メールでの相談については1開館日以内)を設けることにより、それらに迅速に対応する。</p>	<p>[工業所有権相談等業務] 相談サービスの充実</p> <p>(1)相談への迅速な対応</p> <p>① 相談に迅速に対応するため、原則、来館及び電話での相談については直ちに回答し、文書及び電子メールでの相談は1開館日以内に回答する。</p>	<p>[工業所有権相談等業務] 相談サービスの充実</p> <p>(1)相談への迅速な対応</p> <p>① 我が国の特許、実用新案、意匠、商標の出願と権利化の手続き等に関する対面窓口相談及び電話相談に対してはその場で直ちに、文書(郵便、ファックス)及び電子メールによる相談に対しては1開館日以内で、それぞれ迅速かつ確かな回答を提供する体制を引き続き維</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 来館及び電話による相談については直ちに、文書及び電子メールによる相談については1開館日以内に回答する体制を維持したか。 相談データベースに相談事項と回答要旨を蓄積して相談員で共有、制度改正説明会等への参加、部内勉強会の開催、情報・ 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 年度目標に掲げられた出願と権利化の手続き等に関する相談(情報・研修館の「産業財産権相談窓口」で受付)については、以下のとおり迅速かつ確かな回答を提供した。主要な実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆<u>対面相談と電話による相談への対応</u> 全ての相談(件数:23,018件)に対し、即座に的確な回答を提供した。 ◆<u>文書(電子メール、FAX、封書等による)による相談への対応</u> 全ての相談(件数:2,289件)に対し1開館日以内に的確な回答を提供した。 <p>[参考] ◆<u>産業財産権相談窓口での相談等対応数</u></p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を大きく越える成果を得たこと。</p> <p>② CS 研修や勉強会の実施により相談員の相談対応力と知識の向上に</p>	

	<p>② 相談データベースに全ての相談対応情報を蓄積し、蓄積された情報を共有することによって相談業務の改善を図る。</p> <p>③ 相談データベースに蓄積された情報を基に、「産業財産権相談サイト」における回答事例集を整備し、ユーザーに提供する。</p>	<p>② 工業所有権の出願と権利化の手続き等に関するユーザーからの相談事項と相談員による回答要旨を相談データベースに蓄積し、その情報を全ての相談員が共有して回答の水準を向上する。各相談員に対しては情報・研修館の顧客満足度向上研修の受講を義務づけるとともに、特許庁の関連部署との連携のもとに実施する勉強会を随時開催すること等によって、相談員の相談対応力と知識の向上を図り、顧客満足度をさらに高める。</p> <p>③ 相談データベースに蓄積される情報や関係機関からの意見等を参考に、「産業財産権相談サイト」の「よくある質問と回答(日本語版)」に新たな相談回答事例を追加掲載し、「産業財産権相談サイト」をより充実することにより、対面窓口相談や電話相談の受付時間外の夜間や休日においても利用者が課題を解決できる機会を提供する。産業財産権相談サイトの利用回数の目標を年間 250,000 件とする。また、「産業財産権相</p>	<p>研修館の独自研修であるCS研修の受講、管理職と相談員との意見交換等によって、相談員の相談対応力とユーザーの満足度を高めたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談データベースに蓄積した情報をもとに、インターネットでいつでもどこでもユーザーが活用できる「産業財産権相談サイト」の掲載事例を充実させ、ユーザーの利用を促進したか。 「産業財産権相談サイト」のユーザーを対象とするアンケート調査によって、ユーザー満足度と改善課題を把握し、解決可能な課題に対応したか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>平成27年度 個別相談 25,307 件 (対前年度 個別相談▲1,744 件) 相談件数は減少傾向にあるが、一部相談項目は顕著に増加した。</p> <p>◆<u>顕著に増加した相談サービス項目</u> 出願書類等の書式チェックサービス 平成27年度:1,100 件 ← 前年度実績(669 件)の 164%</p> <p>◆<u>個別相談内容の内訳割合</u></p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>特許</th> <th>実用</th> <th>意匠</th> <th>商標</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23年度</td> <td>33.3%</td> <td>7.5%</td> <td>4.4%</td> <td>43.9%</td> <td>9.9%</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>34.0%</td> <td>7.0%</td> <td>5.5%</td> <td>47.6%</td> <td>5.8%</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>32.6%</td> <td>6.2%</td> <td>5.9%</td> <td>49.0%</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>30.0%</td> <td>6.1%</td> <td>4.9%</td> <td>50.0%</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>26.6%</td> <td>5.0%</td> <td>4.1%</td> <td>55.7%</td> <td>7.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)商標に関する相談の比率が高まっている。特許に関する相談は都道府県に設置された「知財総合支援窓口」の利用が増えたことが比率低下の一因。</p> <p>②相談者からの質問と情報・研修館が行った回答をデータベースに蓄積し、蓄積された情報を相談員で共有することにより、相談対応力を向上して相談者に正確かつ迅速な回答を提供した。主要な実績は以下のとおり。</p> <p>◆<u>データベースへの相談・回答要旨の蓄積</u> 平成27年:25,307 件を新たに蓄積 → 平成21年度からの総蓄積件数は24万件 → 新たな相談を受け付けた際は、過去の回答例も参考にして回答</p> <p>◆<u>CS研修(顧客対応能力の開発)の受講</u> 受講者:全ての相談員 → 受講者全員が「役立つ」だけでなく「業務に活かせる」との反応</p> <p>◆<u>勉強会(法改正対応等)の実施回数</u> 平成27年度:55 回 ← 平成26年度実績値(20 回)に比べ 33 回増加</p> <p>これらの取組により、<u>高い水準の顧客満足度を維持</u></p> <p>◆<u>顧客満足度(平成27年度実績値)</u> ・応答内容に満足した顧客:98.8% ・接客態度に満足した顧客:99.6%</p> <p>③「産業財産権相談サイト」に設けられた「よくある質問と回答(FAQ)」に新たな相談回答事例を追加掲載するとともに、同サイトのユーザーインターフェイスやコンテンツの表示等の機能面の改善も行った。主要な実績は以下のとおり。</p> <p>◆<u>FAQ への追加掲載数</u> 平成27年度追加掲載数:21 件 (平成27年度末の総掲載件数:456 件)</p> <p>◆<u>産業財産権相談サイトの利用促進と FAQ 検索回数の増加、高い満足度</u> 相談者への閲覧促進、知財総合支援窓口での利用促進等の取組 → 平成27年度:321,769 回 平成26年度実績値に比べ 43,627 回増加、対前年比:116% →「参考になった」とするユーザー:85.2%</p> <p>◆<u>サイト内のコンテンツの改訂</u> 「かんたん商標出願講座(動画コンテンツ)」の内容刷新</p> <p>◆<u>産業財産権相談サイトの充実による効果</u> 相談対応時間5分以内の簡単な相談案件が 18%減少 → 相談員が長時間対応を要する相談に集中でき、顧客満足度の維持・向上に寄与</p>	年度	特許	実用	意匠	商標	その他	23年度	33.3%	7.5%	4.4%	43.9%	9.9%	24年度	34.0%	7.0%	5.5%	47.6%	5.8%	25年度	32.6%	6.2%	5.9%	49.0%	6.4%	26年度	30.0%	6.1%	4.9%	50.0%	9.0%	27年度	26.6%	5.0%	4.1%	55.7%	7.6%	<p>努めた結果、特に接客態度、応答内容について高い水準の顧客満足度を得たこと。</p> <p>③ 内容充実等の取り組みの結果、産業財産権相談サイトFAQ利用回数は16%増加し、利用アンケート「参考になった」との回答も全回答者の85.2%と前年度からさらに相当程度改善したこと。</p> <p>④ 各都道府県の知財総合支援窓口に常駐する相談支援人材94名(各都道府県2名)を採用・配置するとともに、その知識・能力向上を目的とした研修を実施することにより窓口における相談支援件数の増加等の成果を上げ、中小企業等による特許出願件数の増加に貢献したこと。</p> <p>⑤ 営業秘密・知財戦略相談窓口において、相談件数やセミナー等の実施箇所数で目標を大きく上回る成果をあげたこと。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>① 引き続き、相談対応力を強化するとともに、産業財産権相談サイトの活用や知財総合支援窓口等との連携による効率的な相談業務を行うことが課題の1つとなっている。</p> <p>② 「営業秘密・知財戦略相談窓口」の利用拡大を図ること、平成28年度に知財総合支援窓口の移管を円滑に進めること等が課題となっている。</p> <p>③ 上記の①、②の課題については、地域のワンストップ相談窓口から、</p>
年度	特許	実用	意匠	商標	その他																																				
23年度	33.3%	7.5%	4.4%	43.9%	9.9%																																				
24年度	34.0%	7.0%	5.5%	47.6%	5.8%																																				
25年度	32.6%	6.2%	5.9%	49.0%	6.4%																																				
26年度	30.0%	6.1%	4.9%	50.0%	9.0%																																				
27年度	26.6%	5.0%	4.1%	55.7%	7.6%																																				

		<p>談サイト」の「よくある質問と回答(日本語版)」に関する利用者アンケートにおいて、「役だった」と回答する者が2/3以上となることを目標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員の顧客対応や相談による課題解決の程度、相談員等に対する要望等の調査のために利用者アンケートを実施し、利用満足度に関する状況を把握するとともに、要望等の分析によって今後の業務改善課題を抽出し、解決可能な課題については順次解決を図る。アンケート調査による利用満足度は90%以上を目標とする。 <p>④「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)等を踏まえ、特許庁が実施する各都道府県の知財総合支援窓口事業が平成27年度から28年度にかけて段階的に情報・研修館に移管されることになったことを受け、平成27年度は特許庁が設置する各都道府県の知財総合支援窓口¹に常駐する相談支援員人材を94名(各都道府県2名)採用して窓口²に配置するとともに、特許庁との連携の下に、各地域の実情と特徴に留意しつつ、各知財総合支援窓口の支援内容と支援方法の分析等を行い、相談支援員等の集合型研修の実施等の措置によって、知財総合支援窓口の相談対応力の向上及び利用者に対する迅速かつ確かな回答の提供体制を構築していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に知財総合支援窓口の事業主体が特許庁から情報・研修館に移行する予定であることを踏まえ、特許庁とともに、平成28年度以降の事業実施方針を固める。 	<p>④知財総合支援窓口の支援担当者として94名を採用し、各都道府県の窓口¹に2名ずつ配置し、集合型研修を実施した。</p> <p>◆<u>窓口支援担当者の採用及び研修の実施と効果</u> 計94名を採用 ← 知識・能力・実績等の採用基準を明確化して実施 初任者研修:1回 スキルアップ研修:2回 地域のニーズに対応した勉強会:38回 → 支援担当者の相談対応力向上 → 通常の相談にはその場で回答 ⇔ 全相談件数の約51%</p> <p>◆<u>窓口における相談支援件数等(平成27年度と前年度の実績)</u></p> <table border="1" data-bbox="1513 1060 2181 1491"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口における相談支援件数</td> <td>79,164件</td> <td>69,213件</td> </tr> <tr> <td>(内訳)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出願と権利化手続き</td> <td>67%</td> <td>68%</td> </tr> <tr> <td>社内体制</td> <td>7%</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>侵害</td> <td>4%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>海外展開</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>ノウハウ・営業秘密</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>特許庁の施策</td> <td>4%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13%</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>中小企業の特許出願件数</td> <td>出願実績値 36,017件</td> <td>出願実績値 35,007件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)ノウハウ・営業秘密の関する相談の増加は、後述の「<u>営業秘密・知財戦略相談窓口</u>」の地方での理解増進活動が一因となっている。 (注2)窓口における相談支援件数、特に出願と権利化手続きの相談支援件数の増加は、中小企業の特許出願件数と相関している。</p> <p>◆<u>地域の実情と特徴を踏まえた支援内容等の分析とPDCA マネジメント</u> 各地域の産業集積の程度、主要産業分野等の特徴や環境因子を踏まえつつ、支援内容等について分析し、PDCA マネジメントを実施 → <u>新たな企業等からの相談</u>: 全相談の約24%</p> <p>◆<u>平成28年度の窓口事業の完全移管に向けた準備</u> 特許庁&情報・研修館の合同検討会:計12回開催 → 全国47都道府県の窓口の目標、業務内容の分析、今後の方針等について検討を重ね、平成28年度事業の基本方針等を整理 → 基本方針等に基づいて情報・研修館で具体準備</p>		平成27年度	平成26年度	窓口における相談支援件数	79,164件	69,213件	(内訳)			出願と権利化手続き	67%	68%	社内体制	7%	7%	侵害	4%	4%	海外展開	3%	3%	ノウハウ・営業秘密	2%	1%	特許庁の施策	4%	4%	その他	13%	13%	中小企業の特許出願件数	出願実績値 36,017件	出願実績値 35,007件	<p>専門性がある情報・研修館の相談窓口との連携の仕組みを平成28年度に構築し、企業等からの相談に対し、機能的に対応できる体制を構築する予定である。</p>
	平成27年度	平成26年度																																			
窓口における相談支援件数	79,164件	69,213件																																			
(内訳)																																					
出願と権利化手続き	67%	68%																																			
社内体制	7%	7%																																			
侵害	4%	4%																																			
海外展開	3%	3%																																			
ノウハウ・営業秘密	2%	1%																																			
特許庁の施策	4%	4%																																			
その他	13%	13%																																			
中小企業の特許出願件数	出願実績値 36,017件	出願実績値 35,007件																																			

⑤「知的財産推進計画2014」(平成26年7月4日)において“営業秘密管理のワンストップ支援体制の整備”の方針が示されたこと等を踏まえて平成27年2月に情報・研修館に設置された営業秘密・知財戦略相談窓口において、権利化と秘匿化の適切な組み合わせ、オープン&クローズ戦略等による知財戦略の策定、不正競争防止法で保護される営業秘密である技術情報の秘匿管理等に関する中小・ベンチャー企業等からの相談を受け付け、知的財産戦略アドバイザーや担当弁護士が的確な回答を提供し、また、必要に応じ出張相談にも対応する。平成27年度は、年間200件以上の相談に対応する。

・中小・ベンチャー企業等からの海外展開における営業秘密管理に関する相談では、情報・研修館の海外知的財産プロデューサーとも連携して対応し、情報セキュリティ対策事案、営業秘密漏えい・流出事案については、それぞれ(独)情報処理推進機構(IPA)、警察庁と連携する。また、窓口寄せられた相談等の情報については、必要な加工を施したうえで関係府省庁や営業秘密官民フォーラムに提供する。

・中小・ベンチャー企業等の様々な経営課題と密接に関連する営業秘密・知財戦略の重要性に関する理解増進を図るため、営業秘密・知財戦略ポータルサイトのコンテンツの拡充、eラーニングコンテンツの開発・提供等を進め、知的財産戦略アドバイザーによるセミナー等を全国20箇所以上で開催するとともに、セミナー終了後に個別相談会を実施するな

⑤営業秘密・知財戦略相談窓口(平成27年2月開設)では、営業秘密管理や営業秘密の漏洩等に関する相談対応業務を本格的に開始した。営業秘密等に関する相談では、迅速性のみならず現場の実情把握や秘匿性等が必要なため、窓口対面相談や電話相談の他に、企業等に出張して現場の実情を把握しつつ相談を受ける出張相談の3本柱で対応することとした。主要な業務実績は以下のとおり。

◆営業秘密・知財戦略相談窓口の相談対応総件数
平成27年度実績:250件

◆窓口対面相談及び電話相談(総件数の内訳)

窓口対面相談:43件 電話相談:158件
→ 比較的簡単な相談に対してはその場で回答
→ 営業秘密の管理状況等の実情把握が必要な場合は出張相談に切替え

◆出張相談(総件数の内訳)

出張相談:49件
→ 現場の実情把握ができた時点で速やかに助言等を提供

◆高度な専門知識を有する者の助言が必要な相談(総件数の内訳)

弁護士等の専門家の助言を要した相談:12件
→ 窓口に配置する弁護士等が対応
情報システムへの侵入やサイバー攻撃に関する相談:4件
→ (独)情報処理推進機構(IPA)に紹介
営業秘密の窃取事案に係る相談:1件
→ 相談者の希望に則り警察庁に照会
→ 警察庁から県警に連絡

年度	相談支援件数	相談支援の形態別の内訳数					
		対面相談件数	電話相談件数	出張相談件数	高度な専門知識を有する者の助言を要した相談件数		
					弁護士	IPA	警察庁
H26	38	8	29	1	10	0	0
H27	250	43	158	49	12	4	1
計	288	51	187	50	22	4	1

(注1)平成26年度の実績値は、窓口開設後の2ヶ月間の実績

(注2)高度な専門知識を有する者の助言を要した相談件数は、相談支援件数の内数

◆営業秘密管理や知財戦略の重要性に関する理解増進活動

全国各地で開催したセミナー等:31回(21箇所)開催(H27)

	北海道	東北	関東甲信越	中部	近畿	中国	四国	九州沖縄	計
H26	1	1	2	1	1	1	1	2	10
H27	1	2	13	4	5	1	1	4	31
計	2	3	15	5	6	2	2	6	41

ポータルサイトに掲載したコンテンツ

	FAQ	セミナー等の資料	eラーニングコンテンツ	知財戦略の実例	秘匿化の実例
H26	0	0	0	1	3
H27	10	1	5	0	0
計	10	1	5	1	3

		ど、地方の中小・ベンチャー企業等に対する営業秘密・知財戦略に関する相談機会の拡大を図る。				
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>【産業財産権相談窓口の特筆すべき取組と成果】 相談への迅速な対応等、中期目標・中期計画で掲げる取組に加え、年度計画を踏まえて独自の工夫に基づく取組も展開し、ユーザーから高い満足度を得るとともに、以下に示す成果に貢献した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 中小企業等の特許出願件数の増加(アウトカム) 平成26年: 35,007 件 → 平成27年: 36,017 件 ◇ 中小企業等の商標出願件数の増加(アウトカム) 平成26年: 49,514 件 → 平成27年: 64,241 件 </div> <p>【知財総合支援窓口の機能強化における特筆すべき取組と成果】 知財総合支援窓口の窓口支援担当者の知識・能力向上を目的とした研修を実施し、相談支援件数の増加等の成果を上げた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 窓口における相談支援件数の増加(アウトプット) 平成27年度相談支援件数: 79,164 件 ← 前年度より 9,951 件増 ◇ 中小企業等による特許出願件数の増加(アウトカム) 平成27年: 36,017 件 ← 前年より 1,010 件増 </div> <p>【営業秘密・知財戦略相談窓口の特筆すべき取組と成果】 「知的財産推進計画 2014」(平成26年7月4日知的財産戦略本部決定)に則って、平成27年2月に開設した「営業秘密・知財戦略相談窓口」では、以下に示す特筆すべき取組を行い、目標を超える成果を上げた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 相談対応及び支援活動 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 中小企業を中心に、相談対応と支援を企業の状況に合わせてきめ細かく対応 ◇ 平成27年度: 250 件(窓口開設から平成27年度末: 288 件)の支援を実施 ← 平成27年度実績値は目標値(200 件)の 125% ◇ 全国の中小企業等を対象とした営業秘密と知財戦略の理解増進活動 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 全国各地におけるセミナー開催(31 回)(21 箇所) ◇ ポータルサイトを活用した情報(事例を含む)の発信と利用促進 </div>		
<p>(2) 他機関との連携</p> <p>相談サービスの充実を図るため、日本弁理士会、社団法人発明協会、中小企業支援機関等との連携を図り、工業所有権全般に渡って効率的な相談体制の整備を行う。その一環として、工業所有権に係る基本的な相談は他の機関でも実施がなされるよう、これらの機関に相談ノウハウの提供を行う。</p>	<p>(2) 他機関との連携</p> <p>日本弁理士会、社団法人発明協会、中小企業支援機関等の関係機関に対し、工業所有権相談対応事例や相談ノウハウを提供するとともに、情報交換を行い、相談業務に関する効率的な連携を図る。</p>	<p>(2) 他機関との連携</p> <p>① 情報・研修館の各種相談サービスを一層充実するため、引き続き、日本弁理士会、弁護士知財ネット(日本弁護士連合会)、中小企業支援機関等との情報交換を継続的に実施し、連携の強化により、幅広い相談に対し、より効果的な対応を行う。</p> <p>・ 工業所有権の出願と権利化の手続に関する相談については、これら関係機関からの意見や要望等も収集し、「産業財産権相談</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>・ 相談サービスの充実のため、日本弁理士会、発明協会、中小企業支援機関等の関係機関と相談業務に関する効率的な連携を図り、効率的な相談体制の整備を行ったか。</p> <p>・ 関係機関においても「産業財産権相談サイト」が活用されるような取り組みを行ったか。</p> <p>・ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 地方における相談対応強化のための連携活動 「産業財産権相談窓口」及び「営業秘密・知財戦略相談窓口」の地方における支援機能を強化するため、全国47都道府県に設置されている「知財総合支援窓口」等との連携支援体制の構築を進めながら、顧客サービスの地方展開を進めた。</p> <p>◆「産業財産権相談窓口」と「知財総合支援窓口」の連携活動 ・ 地方の中小企業で対面相談を要する場合 → 知財総合支援窓口へ ・ 手続き等に関する地方中小企業からの相談 → 産業財産権相談窓口へ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 知財総合支援窓口への紹介(実績値) 平成26年度: 2,046 件 → 平成27年度: 2,733 件 ➢ 産業財産権相談窓口への紹介(実績値) 平成26年度 118 件 → 平成27年度: 165 件 </div> <p>◆「営業秘密・知財戦略相談窓口」と「知財総合支援窓口」の連携活動 地域の機関等との連携 営業秘密・知財戦略セミナー開催等の普及啓発活動における知財総合</p>	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果: A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 「産業財産権相談窓口」及び「営業秘密・知財戦略相談窓口」の地方における支援機能を強化するため、全国47都道府県に設置されている「知財総合支援窓口」等との連携支援体制の構築を進めた結果、地方の中小企業に対するネットワーク型の知財相談システムが機能し始め、利用者の利便性が向上し、多くのユーザーが恩</p>	

		<p>サイト」の「よくある質問と回答(日本語版)」の掲載コンテンツを追加するとともに、関係機関においても「産業財産権相談サイト」が広く活用されるようにする。</p> <p>・営業秘密・知財戦略相談窓口での相談においては、相談対応シートを蓄積するとともに、関係機関からの意見や要望等を収集し、「営業秘密・知財戦略ポータルサイト」に「よくある質問と回答」として事例を掲載して、関係機関においても広く活用されるようにする。</p>	<p>成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p> <p>・関係機関において広く活用されるように事例を掲載しているか。</p>	<p>支援窓口、経済産業局、地域の商工団体等との連携・協力</p> <p>→ <u>営業秘密・知財戦略セミナーの全国各地での開催(再掲)</u> 全国の計 21 箇所 で 31 回開催 内容は、営業秘密保護の事例紹介、営業秘密の適切な保護・管理体制、営業秘密管理のための指針、社内における管理体制の構築の必要性の紹介等</p> <p>→ <u>個別企業に対する出前セミナーの開催</u> 企業等の要請に基づき、計 48 回実施</p> <p>→ これら取組により、<u>知財総合支援窓口における相談において、ノウハウ・営業秘密関連の相談が急増した。</u></p> <p>【他の専門機関との連携活動】 「営業秘密・知財戦略相談窓口」では、官民の関連機関との情報共有を図るとともに、専門機関との連携によって、情報の活用と顧客サービスの水準向上に努めた。</p> <p>◆<u>営業秘密官民フォーラムに参加する機関への情報提供</u> 窓口相談案件の分析結果等の情報を提供 → 民間団体から参考になるとの声</p> <p>◆<u>サイバー攻撃等の問題を含む相談への対応</u> → IPAとの連携(再掲)</p> <p>◆<u>営業秘密の窃取等の相談への対応</u> → 警察庁との連携(再掲)</p>	<p>恵にあずかっていること。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>① 平成28年4月に実施される知財総合支援窓口の運用・管理業務の特許庁から情報・研修館への完全移管の機を捉え、各窓口や他の専門機関との連携を深め、地方の中小企業に対するネットワーク型の知財相談システムの機能向上を図ることが課題であり、この課題に対しては、平成28年4月から具体アクションを進める予定としている。</p>	
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>【地方の窓口や機関との連携における特筆すべき取組と成果】 地方の中小企業等に対する権利化手続きの相談において、地方の窓口や諸機関との特徴を活かした適材適所の連携構築を図った結果、ネットワーク型の知財相談システムが機能し始め、以下に示すような中小企業の知財活動成果に間接的に貢献した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇ <u>地方の中小企業等からの相談件数の増加(アウトプット)</u> 平成26年度:38,633 件 → 平成27年度:45,477 件に増加</p> <p>◇ <u>中小企業等における営業秘密管理等の理解増進(アウトプット)</u> 知財総合支援窓口における相談において、ノウハウ・営業秘密関連の相談が急増 → 平成27年度:2,896 件 (前年度実績の2倍)</p> <p>◇ <u>中小企業等による特許出願件数の増加(アウトカム)</u> 平成26年:35,007 件 → 平成27年:36,017 件に増加</p> <p>◇ <u>中小企業等による商標出願件数の増加(アウトカム)</u> 平成26年:49,514 件 → 平成27年:64,241 件に増加</p> </div> <p>【他の専門機関との連携活動】 平成27年度も前年度に引き続き、日本弁理士会、弁護士知財ネット等との連携強化を進め、顧客サービスの高度化(例えば、営業秘密・知財戦略相談窓口での高度な支援、知財総合支援窓口における専門家派遣等)に寄与した。</p>		
<p>[情報システム業務]情報提供業務等の基盤となる情報システムの整備</p> <p>最新の情報通信技術を活用して出願人などのユーザーの利便性の向上に資するため、情報提供業務などの円滑な実施に必要な情報システムの整備を図る。</p>	<p>[情報システム業務]情報提供業務等の基盤となる情報システムの整備</p>	<p>[情報システム業務]</p>				

<p>(1) 電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進</p> <p>電子出願の促進・定着を図るため、電子出願ソフトの整備・管理を行うとともにユーザーに対する普及活動、操作方法等に関する支援を行う。電子出願ソフトについては、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗も踏まえ、制度改正等必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ利便性向上に努める。</p>	<p>(1) 電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進</p> <p>① 電子出願の普及を図るため、中小・ベンチャー企業に対する普及説明会等を実施するとともに、電子出願ソフトサポートセンターにおいて操作方法等に関する支援を行う。</p> <p>② 電子出願ソフトの整備・管理を行うとともに、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗も踏まえ、制度改正等必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう費用対効果を精査しつつ、情報通信技術の進捗よくに対応した操作性等の機能向上を含めた利便性向上を図る。</p>	<p>(1) 電子出願ソフトの整備・管理及び利用の促進</p> <p>① 電子出願ソフトの整備・管理事業については、「特許庁業務運営計画」(平成26年6月)に定められた方針に則って平成27年度期首より特許庁に移管するため、平成27年度は、電子出願サポートセンターによる出願人支援事業のみを実施する。</p> <p>• 電子出願サポートセンターによる出願人支援事業においては、電子出願ソフトの操作方法等に関するユーザーからの質問に迅速、的確に対応する。また、同サポートセンターに寄せられる質問等を十分に踏まえて、「電子出願ソフトサポートサイト」の「よくあるQ&A」の充実を図るとともに、特許庁の電子出願ソフト担当部署にユーザーの声をフィードバックする。</p> <p>② 電子出願ソフトの整備・管理事業については、平成27年度期首に情報・研修館事業から特許庁事業に移管する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子出願ソフトの操作方法に関する支援を行ったか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 電子出願ソフトの整備・管理事業については、「特許庁業務運営計画」(平成26年6月)に定められた方針に則り、平成27年度期首に特許庁に移管したか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 情報・研修館では、「電子出願ソフトサポートセンター」を通じ、電子出願ソフトの設定、操作方法に関する利用者からの質問に答える体制を維持し、利用者への支援を行った。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆<u>電子出願ソフトサポートセンター相談対応総数</u> 平成27年度実績 8,977件 電子出願ソフトサポートセンター受付の相談内容は、定期的に整理され、回答内容の精査を経たのち、電子出願ソフトサポートサイトの「よくあるQ&A」に反映させるなど、サービス向上を継続的に行った。</p> <p>② 電子出願ソフトの整備・改造・管理等に関する業務は、「特許庁業務運営計画」(平成26年6月)に定められた方針に則り、平成27年度期首に特許庁に移管した。</p>	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したこと。</p>	
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		
<p>(2) 公報システム等の整備・管理</p> <p>ユーザーの利便性の向上を図るため、公報の発行又は利用に必要な公報システム、出願書類管理システム及び出願マスターデータの整備・管理を行う。公報システム等については、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗も踏まえ、制度</p>	<p>(2) 公報システム等の整備・管理</p> <p>① 特許庁の公報発行計画に支障をきたさぬよう、適切な公報システムの整備・管理を行う。なお、「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗も踏まえ、制度改正等必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう努める。</p>	<p>(2) 公報システム等の整備・管理</p> <p>① 公報システム等の整備・管理事業については、「特許庁業務運営計画」(平成26年6月)に定められた方針に則り、平成27年度期首に特許庁に移管する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特許庁業務運営計画」(平成26年6月)に定められた方針に則り、平成27年度期首に特許庁に移管したか。 出願書類管理システムの整備・管理を確実に実施したか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 公報システム業務については、「特許庁業務運営計画」(平成26年6月)に定められた方針に則り、平成27年度期首に特許庁へ業務移管した。</p>	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画及び年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したこと。</p>	

<p>改正等必要不可欠なものを除き経費の増大を招かないよう努める。</p>	<p>② ユーザーに対する出願書類等の閲覧及び貸出しを効率的に行うための出願書類管理システムの整備・管理を行う。</p> <p>③ 電子出願化以前の出願に係る経過情報の管理を行うため、出願マスタデータの追記・修正等のデータを作成し、出願マスタの整備を行う。</p>	<p>② 情報・研修館では、引き続きユーザーに対する出願書類等の閲覧及び貸出しを効率的に行う。このため、情報・研修館では包袋管理システムを確実に管理・運用する。</p> <p>③ 電子出願化以前の出願書類の出願マスタへの追記・修正等のデータ作成と出願マスタの整備はすでに事業が完了したため、平成27年度は本事業を行わない。</p>	<p>・ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>② ユーザーに対する出願書類(包袋)等の閲覧サービスについては、効率性と迅速性を高めつつ、的確に実施した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆ 出願書類(包袋)等の出納・保管 受入件数 17,646 件 出納件数 3,478 件 保管総数 約 230 万件</p> <p>③ 出願マスタ・審判マスタのデータ作成業務は、全て終了したため、平成27年度からは当該事業を実施していない。</p>																																				
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>																																				
<p>(3) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備</p> <p>迅速かつ的確な審査に資するため、審査・審判に必要な資料等の電子データの作成等を行い、データベースを構築する。</p>	<p>(3) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備</p> <p>① 特許出願書類から、DNA配列データ等必要な情報の検索用データを作成するとともに、外部で提供されているDNA配列データを収集し、蓄積する。</p> <p>② 先行技術文献調査の対象として有益な非特許文献のデータを作成する。</p> <p>③ 特許文献の検索を効率的に実施する上で有用な資料及び検索キー等のデータの作成・収集を行う。</p>	<p>(3) 審査・審判に必要な資料等の電子データの整備</p> <p>① DNA配列データの整備事業については、「特許庁業務運営計画」(平成26年6月)に定められた方針に則り、平成27年度期首に特許庁に移管する。</p> <p>② 特許庁の審査・審判において必要性が高いものの電子データとして提供されていない非特許文献について、書誌情報と文献イメージ情報を電子データ化して特許庁に提供する。また、審査官・審判官が拒絶理由通知等において引用した非特許文献のうち電子データとして提供されていない文献について、出願人等に通知書とともに送付するため、原則3開館日以内にイメージデータを作成し、特許庁に提供する。</p> <p>③ 我が国の特許文献の効率的な検索に使われる検索ツールであるFタームについて、Fターム解説書を作成し、特許庁に提供する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>・ 「特許庁業務運営計画」(平成26年6月)に定められた方針に則り、平成27年度期首に特許庁に移管したか。</p> <p>・ 非特許文献のイメージデータ作成 [指標]3開館日以内</p> <p>・ Fターム解説書作成テーマ数</p> <p>・ 特許文献の検索を効率的に実施する上で有用なFターム解説書を作成するとともに、検索キーデータを収集し、データベースに蓄積したか。</p> <p>・ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① DNA配列データ整備事業については、「特許庁業務運営計画」(平成26年6月)に定められた方針に則り、平成27年度期首に特許庁に移管した。</p> <p>② 特許庁の調査員が抽出した重要な非特許文献及び拒絶理由通知等において引用した非特許文献のイメージデータの作成を受入日から3開館日以内で行った。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆ 非特許文献等イメージデータの作成と特許庁への提供</p> <table border="1" data-bbox="1537 1255 2160 1486"> <tr> <td colspan="2">平成27年度累計</td> <td>71,764 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(内訳)</td> <td>調査員抽出論文</td> <td>644 件</td> </tr> <tr> <td>無効審判請求書引用文献</td> <td>1,465 件</td> </tr> <tr> <td>国際調査報告書(引用文献)</td> <td>13,336 件</td> </tr> <tr> <td>拒絶理由通知書引用文献等</td> <td>56,319 件</td> </tr> </table> <p>◆ 非特許文献等書誌データの作成・蓄積</p> <table border="1" data-bbox="1537 1560 2160 1749"> <tr> <td colspan="2">平成27年度累計</td> <td>14,815 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(内訳)</td> <td>無効審判請求書引用文献</td> <td>1,465 件</td> </tr> <tr> <td>国際調査報告書引用文献</td> <td>13,336 件</td> </tr> <tr> <td>実用新案技術評価書</td> <td>14 件</td> </tr> </table> <p>(注)データ作成・蓄積件数は、審査官が引用した件数に依存する。</p> <p>③ Fタームの解説書を作成し、特許庁のデータベースに蓄積した。 (Fターム解説書の作成数)</p> <table border="1" data-bbox="1457 1875 2240 1948"> <tr> <td></td> <td>H23 年度</td> <td>H24 年度</td> <td>H25 年度</td> <td>H26 年度</td> <td>H27 年度</td> </tr> <tr> <td>テーマ数</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>20</td> </tr> </table>	平成27年度累計		71,764 件	(内訳)	調査員抽出論文	644 件	無効審判請求書引用文献	1,465 件	国際調査報告書(引用文献)	13,336 件	拒絶理由通知書引用文献等	56,319 件	平成27年度累計		14,815 件	(内訳)	無効審判請求書引用文献	1,465 件	国際調査報告書引用文献	13,336 件	実用新案技術評価書	14 件		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	テーマ数	13	13	11	11	20	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したこと。</p>	
平成27年度累計		71,764 件																																						
(内訳)	調査員抽出論文	644 件																																						
	無効審判請求書引用文献	1,465 件																																						
	国際調査報告書(引用文献)	13,336 件																																						
	拒絶理由通知書引用文献等	56,319 件																																						
平成27年度累計		14,815 件																																						
(内訳)	無効審判請求書引用文献	1,465 件																																						
	国際調査報告書引用文献	13,336 件																																						
	実用新案技術評価書	14 件																																						
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																			
テーマ数	13	13	11	11	20																																			

				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>特になし</p>		
--	--	--	--	-----------------------------------	--	--

4. その他参考情報

独立行政法人通則法第28条の4に定める評価結果の業務運営の改善等への反映状況

- 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）のシステム開発・改造にあたっては、経費の拡大をまねかないよう費用対効果を精査しつつ、ユーザーの利便性向上及び利用の更なる拡大に資するようサービスを提供していくものとする。
→特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）については、運用コスト低減を図りつつ、普及・広報に関する取組やユーザーニーズを踏まえた機能改善への対応を行い、ユーザーの利便性向上及び利用の更なる拡大に資するようサービスを提供した。
- 整理標準化データ作成事業については、「特許庁業務・システム最適化計画（平成25年3月15日改定）」を踏まえつつ、廃止時期等を引き続き検討するものとする。
→特許庁と協議の結果、第4期中期目標において『「特許庁業務・システム最適化計画」（平成25年3月15日改定）の進捗状況を踏まえつつ、利用者の利便性を損なうことのないよう第4期中期目標期間中に段階的に廃止を進める』こととなった。
- 電子出願サポートセンターについては、契約が終了する時期に合わせて INPIT の業務としては廃止する方向で見直す。
→電子出願サポートセンターの管理・運營業務を平成29年末をもって特許庁に移管することについて、第4期中期目標に掲げられたことを受け、第4期中期計画に盛り込むとともに、それまでの間は確実に管理・運用することも併せて盛り込み済。
- 営業秘密・知財戦略相談窓口の相談対応については、着実な推進を図るものとする。
→同窓口の平成27年2月の開設以降、中小企業を中心に相談対応と支援を企業の状況に合わせてきめ細かく対応するとともに、全国各地におけるセミナー開催、ポータルサイトを活用した情報発信と利用促進などの活動も実施した。

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
2	知的財産情報の高度活用による権利化の推進		
関連する政策・施策	・「日本再興戦略」改訂2014(H26. 6. 24閣議決定) ・知的財産推進計画2014(H26. 7. 4知的財産戦略本部決定) ・知的財産推進計画2015(H27. 6. 19知的財産戦略本部決定)	当該事業実施に係る根拠(個別法条など)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 三 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	平成27年度行政事業レビューシート 事業番号 0568

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
知的財産プロデューサー派遣プロジェクト数(計画値)	26箇所以上	—	24箇所	24箇所	24箇所	26箇所	26箇所	予算額(千円)	903,281	801,810	812,898	810,981	1,010,220
知的財産プロデューサー派遣プロジェクト数(実績値)	—	—	32箇所	27箇所	41箇所	45箇所	44箇所	決算額(千円)	736,776	661,652	661,771	772,975	781,715
達成度	—	—	—	—	—	—	—	経常費用(千円)	816,706	713,687	731,404	855,431	865,723
海外知的財産プロデューサー支援企業数(計画値)	※H24年度以降 180箇所以上	—	—	180箇所	180箇所	180箇所	180箇所	経常利益(千円)	44	20	24	42	65
海外知的財産プロデューサー支援企業数(実績値)	—	—	—	192箇所	243箇所	241箇所	295箇所	行政サービス 実施コスト(千円)	816,706	713,687	731,404	855,431	865,723
達成度	—	—	—	107%	135%	134%	164%	従事人員数	8	8	7	8	8
広域大学知的財産アドバイザーの派遣ネットワーク数(計画値)	7箇所以上	—	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	※行政サービス経費については、共通経費を事業に配賦できないため計上していない。 ※年度計画予算における業務部門の人員費は、共通経費として一括で計上しているため、予算額及び決算額欄の金額に人員費を含めていない。 注) 予算額、決算額は支出額を記載。人員費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載					
広域大学知的財産アドバイザーの派遣ネットワーク数(実績値)	—	—	8箇所	9箇所	11箇所	14箇所	9箇所						
達成度	—	—	114%	129%	157%	200%	129%						
国内外における知財情報共有、ネットワーク形成等を行うセミナー(フォーラム等)実施(計画値)	毎年度 1回以上	—	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上						
国内外における知財情報共有、ネットワーク形成等を行うセミナー(フォーラム等)実施(計画値)	—	—	3回	2回	1回	1回	1回						
達成度	—	—	300%	200%	100%	100%	100%						
海外知的財産プロデューサーのセミナー講師派遣数(実績値)	—	—	21	86	85	68	89						
海外知的財産プロデューサー支援企業の満足度(実績値)	—	—	— (※H24年度に まとめて調査)	90%	90%	98%	100%						

開放特許情報データベースの新規登録件数(実績値)	—	—	5,601 件	3,087 件	2,753 件	2,527 件	1,861 件
大規模フォーラムの参加者数(実績値)	※H27 年度のみ 1,000 名規模	—	816 名	859 名	937 名	1,567 名	1,732 名

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進 [知的財産情報の高度活用による権利化の推進業務] 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p> <p>新たなイノベーションを創出していくためには、研究成果の確かな権利化を推進する知的財産戦略が極めて重要であるから、研究開発機関等(大学、研究開発コンソーシアム、企業等)に対して、知的財産マネジメントに関する専門人材による支援及び知的財産情報の高度な活用が活発に行われるための環境整備を行うことにより、知的財産情報の高度活用による権利化等が推進されることを目標とする。</p>	<p>2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進 [知的財産情報の高度活用による権利化の推進業務] 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化支援</p>	<p>2. 知的財産情報の高度活用による権利化の推進</p>	<p>〈主な定量的指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産プロデューサー派遣プロジェクト数 [指標]26 箇所以上 知的財産プロデューサーの活動に関する有識者委員会の評価 [指標]高い評価が派遣プロジェクトの70%以上 海外知的財産プロデューサーの派遣企業数 [指標]180 社以上 海外知的財産プロデューサーの派遣支援活動に対する派遣企業から評価 [指標]支援企業の80%以上から高い評価 広域大学知的財産アドバイザーの派遣を受ける広域大学ネットワークの数 [指標]7 ネットワーク以上 広域大学知的財産アドバイザーの活動に関する有識者委員会の評価 [指標]妥当な活動で支援は順調との評価が70%以上 国内外における知財情報の共有、ネットワーク形成等を行う1000名規模の参加者を集める大規模フォーラム等の実施 [指標]毎年度1回以上 <p>〈その他の指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産プロデューサー派遣事業の成果(アウトプット)は期待される水準となったか。 知的財産プロデューサー派遣事業の波及効果(アウトカム)は期待される水準に到達し始めているか。 海外展開の企業支援において、他の機関との連 	<p>業務実績</p>	<p>自己評価</p> <p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 知的財産情報の高度活用による権利化推進の各項目の自己評価は、S:0 A:3 B:0 C:0 D:0であり、これらを総合すると、自己評価は「A」に相当する。</p> <p>② 全ての定量的な指標について、100%以上の達成率であり、知的財産プロデューサー派遣事業、海外知的財産プロデューサー派遣事業等では120%以上の達成率の取組を実施したこと。</p> <p>③ 知的財産プロデューサー派遣事業、海外知的財産プロデューサー派遣事業、広域大学知的財産アドバイザー派遣事業のそれぞれで、期待される水準を超える成果(アウトプット)を得たこと。</p> <p>④ 知的財産プロデューサー派遣事業、広域大学知的財産アドバイザー派遣事業に対する有識者委員会等による評価が年度計画に定めた数値目標に対し、100%以上であったこと。</p> <p>⑤ 知的財産プロデューサー派遣事業の波及効果(アウトカム)について指標を定めてデータを収集・整理したところ、経済効果の創出に近い段階のものが複数存在することが判明し、近年中に具体的な経済効果に結実することが期待できること。</p>	<p>評定</p>

			<p>携が強化されたか。連携強化を背景にした普及啓発活動が何回実施されたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 開放特許情報データベースへの新規登録件数 • 大規模フォーラムのプログラム内容に対する参加者の満足度 		<p>⑥ 開放特許情報データベースへの新規登録件数は、外部環境の変化を反映して漸減傾向を脱し切れていないが、着実に新規登録が進んでいること。</p> <p>⑦ 大規模フォーラムの参加者が1,700名を越え、参加者のプログラムに対する満足度も高い水準を保っていること。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>① 年度計画に掲げた他機関との連携強化を一層進め、新輸出大国コンソーシアムの活動強化によってアウトカムの創出を目指すこと、地方の中小企業支援を強化して地方創生に結実させることが課題となっている。</p> <p>② 平成28年度からの第四期中期目標では、地方創生、海外展開等における知財支援を強化することとしている。</p>																					
<p>(1)人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援</p> <p>新たなイノベーション創出が期待される革新的な成果や海外での事業展開が期待される技術を有する研究開発機関等を対象として、知的財産マネジメントに関する専門人材により、国内外の知的財産情報の収集・分析や高度な活用を通じた、研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略、海外市場での事業を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援する。支援先の選定・評価にあたっては、外部有識者により構成される委員会を設置する等適切な方法を採用することにより、事業の効率化及び透明性の確</p>	<p>(1)人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援</p> <p>① 研究の初期段階より研究成果の活用を見据えた戦略や海外市場での事業を見据えた戦略の策定を知的財産の視点から支援するため、国内外の知的財産情報の収集・分析や高度な活用に関する知的財産マネジメントの専門人材を毎年度24箇所以上の研究開発機関等に派遣する</p>	<p>(1)人材活用による研究開発機関等の知的財産情報を通じた戦略策定支援</p> <p>①-1 研究の初期段階から研究成果の活用を見据えた知財戦略の策定を支援するため、知的財産プロデューサーを計26箇所以上の研究開発機関等に派遣し、研究開発プロジェクトの特徴や体制等を把握したうえでプロジェクトリーダーとの連携のもとで、研究開発での知的財産の戦略的・効果的な権利化と活用シナリオの策定に係る支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全ての知的財産プロデューサーが参加する研修会で経験交流を図るとともに、特定課題を抽出して行う特定課題討論・検討会を開催し、知的財産プロ 	<p>〈評価の視点〉</p> <p>知的財産プロデューサー派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> • 知的財産プロデューサー(知財 PD)は、26 箇所以上の産学連携型の研究開発プロジェクトの支援を行ったか。 • 知財 PD は、派遣先の研究開発プロジェクトのリーダーとの連携のもとで、知的財産の戦略的・効果的な権利化と活用を実現するための戦略的支援を行ったか。 • 知財 PD 派遣事業の成果を上げるため、情報・研修館は業務マネジメントを適切に実施したか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>①-1 国等の大型研究開発資金が投入されている研究開発機関等に、知的財産プロデューサー(知財 PD)を派遣し、研究開発段階から事業化を見据えた知的財産の戦略的権利化と活用シナリオの策定等の支援を実施した。主要な業務実績は下記のとおり。</p> <p>◆知財 PD を派遣した研究開発プロジェクトの数</p> <p>平成27年度:計 44 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ← 前年度実績とほぼ同数のプロジェクトを支援 ← 中期計画に掲げた目標値(26 箇所)の 170%に相当 <table border="1" data-bbox="1469 1606 2261 1906"> <thead> <tr> <th>R&D 資金提供機関</th> <th>国等のプログラムの名称</th> <th>知財 PD 派遣機関数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>JST</td> <td>戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等</td> <td>20 件</td> </tr> <tr> <td>NEDO</td> <td>次世代人工知能・ロボット中核技術開発等</td> <td>6 件</td> </tr> <tr> <td>AMED</td> <td>医工連携事業化推進事業等</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>経産省、文科省等の各種プログラム</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>計 44 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆知財 PD による研究開発プロジェクト支援の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> • 準備支援(原則、半年～1年):3 件(平成27年度実績) • 通常支援(原則、3年間):32 件(平成27年度実績) 	R&D 資金提供機関	国等のプログラムの名称	知財 PD 派遣機関数	内閣府	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等	4 件	JST	戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等	20 件	NEDO	次世代人工知能・ロボット中核技術開発等	6 件	AMED	医工連携事業化推進事業等	9 件	その他	経産省、文科省等の各種プログラム	5 件			計 44 件	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>知的財産プロデューサー派遣事業</p> <p>① 研究開発プロジェクトに対する知的財産プロデューサー(知財 PD)派遣事業において、計画で掲げた取組を全て確実に実施し、支援件数等の数値目標(26 箇所)に対し、120%以上の44 箇所のプロジェクトへの支援を実施したこと。</p> <p>② 知財 PD はプロジェクトリーダーとの連携のもとで、的確な支援を行い、プロジェクトリーダーが期待する活動(特許出願戦略の策定支援、発明の掘り起こし</p>
R&D 資金提供機関	国等のプログラムの名称	知財 PD 派遣機関数																								
内閣府	戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等	4 件																								
JST	戦略的創造研究推進事業(CREST、ERATO)等	20 件																								
NEDO	次世代人工知能・ロボット中核技術開発等	6 件																								
AMED	医工連携事業化推進事業等	9 件																								
その他	経産省、文科省等の各種プログラム	5 件																								
		計 44 件																								

保に努める。

デューサーの活動水準の向上を図る。また、派遣先研究開発機関等の現地調査、外部有識者から構成される委員会(以下「有識者委員会」という。)による活動成果の評価等を実施し、知的財産プロデューサーの派遣効果を検証する。

• 本事業による特徴的な成果事例のうち公開可能な成果事例については広く公開し、多くのプロジェクトリーダーやファンディングエージェンシーに共有されることにより、研究の初期段階から研究成果の活用を見据えた知財戦略の重要性に関する理解増進を図る。

• 事業の透明性と効果の向上のために、有識者から構成される委員会において、知財 PD の派遣先選定、派遣効果の評価、派遣の継続または中断等の審議・決定を行ったか。

• 知財 PD を複数年にわたって派遣したプロジェクトについて、有識者委員会によって知財 PD の活動内容と派遣効果の評価を適切に実施したか。

• 知財 PD 派遣事業は、特許の権利化、想定する事業で必要となる特許ポートフォリオの形成に関して、十分な成果(アウトプット)を生み出したか。

• 知的財産プロデューサー派遣の成果(アウトプット)が事業化による経済効果等の波及効果(アウトカム)につながり始めているか。

海外知的財産プロデューサー派遣事業

• 海外知的財産プロデューサー(海外知財 PD)による支援企業等の数は年度計画の目標を達成したか。

• 海外知財 PD は、全国各地の中小企業等の海外展開を支援したか。企業ニーズに応じられる支援メニューを用意し、適切な支援を行ったか。

• 海外知財 PD の支援対象企業を発掘するため、全国各地の知財総合支援窓口、地域の中小企業支援機関、経済団体、金融機関等との連携ネットワークを強化したか。

• 海外知財 PD を補佐する海外知的財産アドバイザー(海外知財 AD)による

• フォローアップ支援(支援終了後、原則1年):9件(平成27年度実績)

◆知財 PD が実施した戦略的支援のメニュー

＜知財 PD が実施した戦略的支援のメニュー＞

- 事業展開領域、事業化シナリオに対応した知財調査に係る支援
- 研究開発の対象分野の特許マップ作成に係る支援
- 研究開発成果の出願戦略の策定に係る支援
- 研究内容の把握と知財化可能な成果の掘り起こしに係る支援
- 発明者の発明内容の把握と機関による承継手続き等に関する支援
- 知的財産の活用(ライセンスを含む)に係る活動の支援
- その他、研究開発リーダーの要請に基づく知財戦略に係る支援

◆知財 PD の戦略的支援活動の業務マネジメントに関する実績

- 情報・研修館の統括知財 PD が、プロジェクトに派遣された知財 PD の活動内容等をモニタリング(毎月1回実施)
(年間支援活動計画と月次報告のチェック、計画達成度のチェック等)
- 知財 PD 派遣先のプロジェクトリーダー関係者ヒヤリング(計31回実施)

◆知財 PD の支援の質の向上を目的とする特定課題検討会等

- 年8回実施

◆公開可能な成果事例の公表

「知財 PD 活動事例集」を作成し、関係者(派遣先プロジェクトリーダー等)、関係機関(各省庁、研究開発資金交付機関等)に配布

◆知財 PD 派遣プロジェクトの成果(アウトプット1)

研究開発段階から事業化を見据えた知財戦略支援等を実施したことによる直接的な成果(アウトプット)は以下のとおりであり、知財 PD の派遣による成果は着実に上がっている。

知財 PD の支援による直接的な成果の評価項目	件数
(1)特許件数	27件
(2)特許等の活用(ライセンス等)の支援件数	57件
(3)特許出願件数	107件
(4)発明の掘り起こし件数	44件
(5)出願戦略の策定件数	44件
(6)その他、重要な支援取組の件数	44件

(注) 知財 PD を派遣している44プロジェクトの平成27年度の実績値(4)～(6)はプロジェクト数(上記件数は平成27年11月末現在)

◆知財 PD 派遣プロジェクトの成果(アウトプット2)

成果(アウトプット)の水準を評価するため、事業化シナリオの実施に必要な特許の出願・権利化の水準を仮指標として設定して、ファクトデータを整理したところ、事業化に必要な特許ポートフォリオ形成の水準が知財 PD 派遣によって着実に向上していることが認められた。

水準	成果(アウトプット)を評価するための(仮)指標	該当数
5	事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許の出願がほぼ完了した支援プロジェクト	3件
4	事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許が概ね70%出願された支援プロジェクト	4件
3	事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許が概ね50%出願された支援プロジェクト	14件
2	事業化シナリオの実施に必要とされる特許のうち、重要な基本特許が概ね30%出願された支援プロジェクト	9件
1	事業化シナリオの実施に必要とされる特許が定められ、重要な基本特許の出願が進められ始めた支援プロジェクト	14件

(注1) 知財 PD の支援期間が長くなるにつれ、成果(アウトプット)の仮指標においてその水準が徐々に高まっている。

支援等)を適切に行ったこと。

③ 知財 PD の派遣効果を高めるため、知財 PD の活動を定期的にモニタリングし、派遣先のプロジェクトリーダー等へのヒヤリング結果等を踏まえて、適宜、知財 PD の支援の質の向上を図る取組を実施したこと。

④ 知的財産プロデューサーの派遣先の選定、派遣効果の評価、派遣の継続または中断等について、有識者委員会で審議・決定を行ったこと。

⑤ 複数年にわたって知財 PD を派遣したプロジェクトにおける知財 PD の活動内容と派遣効果について、有識者委員会において評価を実施し、派遣継続の可否判断も行ったこと。

⑥ 知財 PD 派遣事業では、特許の権利化、特許ポートフォリオの形成に関して、着実な成果(アウトプット)を生み出したこと。

⑦ 知財 PD 派遣事業では、事業化による経済効果の創出に向けて着実に水準をステップアップする支援プロジェクトが増えてきた。経済効果の創出で定義される波及効果(アウトカム)の出現が期待される状況が生まれてきたこと。

海外知的財産プロデューサー派遣事業

⑧ 海外事業における知的財産活用と知的財産リスクの低減等に係る戦略策定等の支援を行う海外知的財産プロデューサー(海外知財 PD)

①-2「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)において、「中小・ベンチャー企業などの海外事業展開を支援するため、これら企業の海外での知的財産の権利化から権利行使までを一貫通貫で支援するグローバル展開支援体制を拡充する」とされたこと等を踏まえ、平成27年度は、関係機関ともこれまで以上の緊密な連携を図りつつ、中小・ベンチャー企業等からの要請にもとづき、海外知的財産プロデューサーが180以上の企業等に対し、海外事業における知的財産活用と知的財産リスクの低減等に係る戦略策定等の支援を行う。また、海外知的財産プロデューサー派遣支援事業を補完するために平成26年度下期から配置した海外知的財産アドバイザーは、全国各地15箇所以上で開催する情報・研修館主催の海外知的財産活用講座の講師を担当するとともに、海外知的財産プロデューサーの支援活動をサポートする。

平成27年度は、企業等の意向と実情を踏まえ、従来から実施してきた通常支援に加え、重点支援による企業支援強化を

セミナー等は、全国各地で開催したか。セミナー等の受講者は、年間2000名以上であるか、受講者の理解度、満足度はどうか。

- 実際に海外進出した企業等の実情や課題を把握する海外現地調査は、今後の支援活動で活用できるものであったか。どのように活用する予定か。
- 支援企業等に対するアンケート調査とヒヤリング調査等によって派遣効果を検証されたか。有識者の意見聴取で今後の事業改善に活用できる意見があったか。これらの結果はどのように活かす予定か。

(注2)想定している事業分野に依存して、必要とされる基本特許の数は大きく異なることにも留意する必要がある。

◆知財PD派遣プロジェクトの波及効果(アウトカム)

波及効果(アウトカム)の水準を評価するため、以下のような仮指標を設定して、波及効果を測ったところ、まだ少数ではあるが経済効果の創出に向けてステップアップしているものが認められた。

水準	波及効果(アウトカム)の(仮)指標	該当数
5	企業等において経済効果(売り上げ等)が生まれたもの	0件
4	企業等において商品等の試作、試作品の顧客評価が行われている段階のもの	2件
3	企業等において事業化に必要な人材・資金等の調達準備が進んでいるもの	0件
2	企業等において事業化シナリオの精緻化が進められている段階にあるもの	6件
1	企業等において事業化可能性があると判断され、事業化の検討が開始された段階のもの	0件

①-2 情報・研修館では、中小・ベンチャー企業等の海外展開を支援するため、海外知的財産プロデューサー(海外知財PD、計6名)及び海外知的財産アドバイザー(海外知財AD、計2名)を配置して、全国各地の海外展開を目指す中小企業等における知的財産活用と知的財産リスクの低減等に関する支援を行った。主要な実績は下記のとおり。

◆海外展開を準備する中小企業等への支援の実績

平成27年度の支援企業数:295社
 → 計画に掲げた派遣企業数(180)に対し、164%の企業支援を実施
 → 平成26年度の派遣支援実績値(241)に対しても122%

◆海外知財PDが行った企業支援の内容

海外知財PDが実施する支援は、海外展開を進める企業の実情に合わせて選択されるが、主な支援メニューは下記のとおり。

＜海外知財PDの支援メニュー＞	
•	海外展開の事業領域と展開シナリオ等を踏まえた知財戦略(リスク分析も含む)の検討等における支援
•	海外事業における知財リスク低減策の検討における支援
•	海外出願戦略の方針策定における支援
•	海外のビジネスパートナーとの交渉方針等の検討における支援
•	ライセンス方針の検討における支援
•	外国でのブランド形成の戦略と具体取組に関する支援
•	海外展開後の模倣品リスクに関するリスク低減策の検討支援
•	技術流出リスク軽減のための社内知財管理体制の構築に関する支援
•	海外展開時の契約書作成等の検討における支援
•	その他、企業の要請に基づく海外展開に関わる知財面からの支援

◆海外知財PDによる継続派遣支援の実施

海外知財PDの繰り返し派遣によって支援を継続することが必要と判断される企業に対し、継続支援を実施
 → 継続支援対象企業数:82社(支援企業295社の28%)

◆海外知財PDによる重点支援の実施

特定の課題に焦点を絞ってハンズオン支援することが必要と判断される企業に対しては、重点支援を試行的に実施
 → 重点支援の対象とした企業:若干社
 → 重点支援の実績等を踏まえつつ、次年度以降の重点支援メニュー等を検討した

派遣事業において、計画で掲げられた取組を全て確実に実施したことに加え、支援件数等の数値目標(180社)に対し、120%以上の企業支援を実施したこと。

- ⑨ 北海道から九州・沖縄の各地の支援要請があった企業に対し、海外知財PDを派遣して、それぞれの企業ニーズに沿った支援を行ったこと。
- ⑩ 中小機構、ジェトロ等の他機関、地域の知財総合支援窓口や地域の諸団体と幅広く連携しながら、企業ニーズの掘り起こしを行い、他機関との連携ネットワークの強化を進めたこと。
- ⑪ 海外知財PDを補佐する海外知財ADによるセミナー及び海外知財PDの講師派遣等を計89回実施し、海外展開における知財活用等に関する普及啓発を行ったこと。
- ⑫ 海外知財PD派遣先企業の75%が「大変有益だった」、25%が「有益だった」としており、派遣先企業の満足度が極めて高かったこと。
- ⑬ 海外知財PD派遣事業の事業内容に関する有識者ヒヤリングでも、本事業のパフォーマンスに対して高い評価を得たこと。

＜課題と対応＞
 知的財産プロデューサー派遣事業

① 知財PD派遣事業については、成果の事業化による経済効果への波及効果(アウトカム)の創出につながる「フォローアップ支援」を拡大し

		<p>図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地の中小企業等のニーズに的確に応えられる体制を強化するため、各都道府県の知財総合支援窓口、地域の中小企業支援機関、経済団体、金融機関等との連携を継続的に強化し、情報・研修館主催の海外知的財産活用講座、及び中小企業支援機関、経済団体、金融機関等が主催するセミナーや出前講義等の講師として、海外知的財産プロデューサーや海外知的財産アドバイザーを派遣し、海外事業を目指す企業の啓発機会を拡大する。 海外知的財産プロデューサーの支援により、海外戦略等が成功した事例のうち、公開可能な事例については事例集に収録する等により、海外事業展開を目指す中小・ベンチャー企業等の参考に資する。 海外進出した企業等の実情や課題を把握して今後の支援活動に活かすため海外現地調査を実施する。 		<table border="1" data-bbox="1469 84 2226 556"> <thead> <tr> <th>支援企業の所在地</th> <th>海外知財 PD の派遣支援企業数</th> <th>継続支援の対象とした企業数 (重点支援の対象とした企業若干数を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北海道</td><td>14</td><td>8</td></tr> <tr><td>東北</td><td>15</td><td>3</td></tr> <tr><td>関東・甲信越</td><td>99</td><td>26</td></tr> <tr><td>中部</td><td>39</td><td>10</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>59</td><td>14</td></tr> <tr><td>中国</td><td>24</td><td>6</td></tr> <tr><td>四国</td><td>8</td><td>2</td></tr> <tr><td>九州・沖縄</td><td>35</td><td>13</td></tr> <tr><td>複数地域</td><td>2</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>295</td><td>82</td></tr> </tbody> </table> <p>◆平成 27 年度の海外知財 PD 派遣支援による成果の例 海外知財 PD の派遣支援による成果は多岐にわたっているが、下に幾つかの例を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1469 682 2226 1627"> <thead> <tr> <th rowspan="2">カテゴリー</th> <th colspan="2">具体支援内容と支援企業における成果の例</th> </tr> <tr> <th>海外知財 PD の支援内容</th> <th>支援先企業の具体成果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">商品の輸出</td> <td>現地パートナーとの交渉方針支援、契約方針の策定支援</td> <td>適切な契約を締結した上で中国への製品輸出を開始</td> </tr> <tr> <td>外国の販売代理店との取引の基本方針、契約方針の策定支援</td> <td>策定した方針に則って適切な取引契約を締結</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ブランド保護</td> <td>外国でのブランド保護に必要な取組を支援</td> <td>外国への商標出願戦略を立て外国への商標出願を完了</td> </tr> <tr> <td>外国での展示会や商談会における適切な情報管理の指導</td> <td>開示する情報と秘匿する情報の区別を行い、技術等の漏洩を防止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">秘密情報の適切な管理</td> <td>外国からの訪問者(工場見学を含む)に対する技術ノウハウが含まれる部分へのアクセス制限等の指導</td> <td>技術ノウハウの漏洩防止によって事業を保護</td> </tr> <tr> <td>技術の優位性を確認した上で、ライセンス方針の策定を支援</td> <td>適切なライセンス方針を定めたことにより、予期せぬ技術漏洩を防ぎつつ交渉中</td> </tr> <tr> <td>技術・知財ライセンス</td> <td>ライセンス契約についてアドバイスをを行い、契約書の作成支援をサポート</td> <td>技術ライセンス契約締結を実現</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆海外知財 AD を講師とする「海外知的財産活用講座」等の開催 情報・研修館主催の「海外知的財産活用講座」の開催 → 全国各地で計 20 回開催 他機関・他団体等との共催セミナー → 全国各地で計 10 回開催</p> <p>◆海外知財 PD の他機関・他団体主催セミナー等への講師派遣 他機関・他団体のセミナーへの講師派遣：計 59 回</p>	支援企業の所在地	海外知財 PD の派遣支援企業数	継続支援の対象とした企業数 (重点支援の対象とした企業若干数を含む)	北海道	14	8	東北	15	3	関東・甲信越	99	26	中部	39	10	近畿	59	14	中国	24	6	四国	8	2	九州・沖縄	35	13	複数地域	2	0	計	295	82	カテゴリー	具体支援内容と支援企業における成果の例		海外知財 PD の支援内容	支援先企業の具体成果	商品の輸出	現地パートナーとの交渉方針支援、契約方針の策定支援	適切な契約を締結した上で中国への製品輸出を開始	外国の販売代理店との取引の基本方針、契約方針の策定支援	策定した方針に則って適切な取引契約を締結	ブランド保護	外国でのブランド保護に必要な取組を支援	外国への商標出願戦略を立て外国への商標出願を完了	外国での展示会や商談会における適切な情報管理の指導	開示する情報と秘匿する情報の区別を行い、技術等の漏洩を防止	秘密情報の適切な管理	外国からの訪問者(工場見学を含む)に対する技術ノウハウが含まれる部分へのアクセス制限等の指導	技術ノウハウの漏洩防止によって事業を保護	技術の優位性を確認した上で、ライセンス方針の策定を支援	適切なライセンス方針を定めたことにより、予期せぬ技術漏洩を防ぎつつ交渉中	技術・知財ライセンス	ライセンス契約についてアドバイスをを行い、契約書の作成支援をサポート	技術ライセンス契約締結を実現	<p>ていくことが課題の 1 つ。</p> <p>② 知財 PD 派遣事業で蓄積された支援ノウハウの拡散・普及も課題の 1 つ。</p> <p>③ これらの課題については、平成 28 年度以降の事業において対応する予定。</p> <p>海外知的財産プロデューサー派遣事業</p> <p>④ 新輸出大国コンソーシアムの参加機関として、ジェトロや中小機構との連携活動を強化し、中小企業等の海外展開支援を質・量ともに向上することが課題の 1 つ。</p> <p>⑤ 海外知財 PD の人員増、東京以外の支援拠点の構築が課題の 1 つ。</p> <p>⑥ これらの課題に対応するための措置は平成 27 年度末から平成 28 年度の 7 月までに検討し、実施可能な措置から順次実施していく予定。</p>	
支援企業の所在地	海外知財 PD の派遣支援企業数	継続支援の対象とした企業数 (重点支援の対象とした企業若干数を含む)																																																												
北海道	14	8																																																												
東北	15	3																																																												
関東・甲信越	99	26																																																												
中部	39	10																																																												
近畿	59	14																																																												
中国	24	6																																																												
四国	8	2																																																												
九州・沖縄	35	13																																																												
複数地域	2	0																																																												
計	295	82																																																												
カテゴリー	具体支援内容と支援企業における成果の例																																																													
	海外知財 PD の支援内容	支援先企業の具体成果																																																												
商品の輸出	現地パートナーとの交渉方針支援、契約方針の策定支援	適切な契約を締結した上で中国への製品輸出を開始																																																												
	外国の販売代理店との取引の基本方針、契約方針の策定支援	策定した方針に則って適切な取引契約を締結																																																												
ブランド保護	外国でのブランド保護に必要な取組を支援	外国への商標出願戦略を立て外国への商標出願を完了																																																												
	外国での展示会や商談会における適切な情報管理の指導	開示する情報と秘匿する情報の区別を行い、技術等の漏洩を防止																																																												
秘密情報の適切な管理	外国からの訪問者(工場見学を含む)に対する技術ノウハウが含まれる部分へのアクセス制限等の指導	技術ノウハウの漏洩防止によって事業を保護																																																												
	技術の優位性を確認した上で、ライセンス方針の策定を支援	適切なライセンス方針を定めたことにより、予期せぬ技術漏洩を防ぎつつ交渉中																																																												
技術・知財ライセンス	ライセンス契約についてアドバイスをを行い、契約書の作成支援をサポート	技術ライセンス契約締結を実現																																																												

開催地	情報・研修館 主催の講座		他機関等との 共催セミナー		海外知財 PD の講師派遣		計	
	実施 回数	受講 者数	実施 回数	受講 者数	実施 回数	受講 者数	実施 回数	受講 者数
北海道	1	11	1	24	1	20	3	20
東北	2	13	1	22	2	70	5	105
関東 甲信越	8	228	1	60	22	459	31	747
中部	1	23	2	53	8	269	11	345
近畿	3	68	1	29	12	300	16	397
中国	1	9	1	22	1	30	3	61
四国	1	17	1	16	0	0	2	33
九州 沖縄	3	37	2	62	13	456	18	555
計	20	406	10	288	59	1,604	89	2,298

(注)講座やセミナーの受講者のうち、具体課題をもつ企業から海外知財 PD 派遣支援の要請を受けている。

◆海外知財 PD の支援活動のマネジメント

- ・海外知財 PD の支援状況は企業ごとにカルテとして記録し、支援内容の適時性や妥当性をモニタリング
- ・海外知財 PD の派遣先中小企業等に対する支援内容等の有用性に関するアンケート調査の実施と分析

◆他機関との連携取組

- 企業支援・セミナーにおける連携を継続的に実施
 → 中小機構: 25 回、経済産業局: 19 回、地方自治体: 27 回
 計 71 回

◆公開可能な支援事例の公表

- 派遣効果が認められた支援案件のうち、支援企業が公開を了承したものに限定して、支援事例集を作成・配布
 → 平成27年度海外知財 PD 派遣成果事例集への掲載件数: 6 件

＜平成27年度末に編纂・配布した事例集の掲載内容＞

1. 技術流出リスクの対策をした上での中国販売代理店契約
2. 知財体制の構築、機密情報管理ガイドラインの作成
3. 中国における販売代理店契約、商標登録
4. 海外事業戦略の明確化、現地企業との合併
5. 社内知財セミナー、技術流出リスクの軽減策をとった上での展示会出展
6. 特許出願の内容や目的、出願国の選定

◆海外調査の実施

- 海外展開支援のため、海外知財ADが中国、インドネシア、マレーシアで最新情報を収集、海外 PD に共有
 → 得られた情報を踏まえた海外展開支援を実施。

②-1 知的財産プロデューサー派遣事業においては、有識者委員会において、派遣先の選定、派遣効果の評価、派遣支援の継続または中断、事業の成果等に関する審議等を

②-1 有識者委員会において、派遣先の選定、派遣効果の評価、派遣支援の継続または中断、事業の成果等を行った。主要な業務実績は以下のとおり。

◆有識者委員会による知財 PD の派遣先選定

- NEDO、JST、AMED 等のファインディングエージェンシーからの知財 PD 派遣要請、研究開発プロジェクトリーダーからの派遣申し込みに対し、有識者委員会における選定審議を経て、派遣先を決定した。

行い、今後の事業改善に活用する。

- 有識者委員会による知的財産プロデューサーの活動評価において、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される事例が評価対象案件の70%以上となることを目標とする。

②-2 海外知的財産プロデューサー及び海外知的財産アドバイザー派遣事業では、支援企業等に対するアンケート調査とヒヤリング等によって派遣効果、事業の成果を検証するとともに、外部の有識者から意見を聴取し、今後の事業改善に活用する。

- 支援企業に対するアンケート調査において、「海外知的財産プロデューサーによる支援が有益だった」と評価される事例が支援案件の80%以上となることを目標とする。

◆有識者委員会による知財 PD の派遣効果の評価

年度末の評価結果

- 評価対象 38 プロジェクトに対し、
- 派遣効果があり継続と判断されたプロジェクト: 32 プロジェクト (うち、3 プロジェクトがフォローアップ支援派遣として継続)
 - 継続支援の必要性がないと判断されたプロジェクト: 6 プロジェクト

◆有識者委員会による知財 PD の活動評価

通常派遣(3年間)の終了間近なプロジェクトにおける知財 PD の活動及び取組内容の評価を有識者委員会において実施した。評価結果は以下のとおり。

評価対象となったプロジェクトの数	有識者委員会による評価結果	
10プロジェクト	・活動・取組が順調に進捗している	80%
	・活動・取組がおおむね順調に進捗している	20%
	・改善すべき事項がある	0%

<有識者委員会における代表的な評価コメント>

- 参加企業との共同研究の促進及び参加企業による研究開発成果の事業化の加速を目指したスキームを立案・運用している点は高く評価
- 知的財産管理戦略を策定し、これらの戦略に基づいてプロジェクトの知的財産活動を推進している点は高く評価
- 特許情報に基づく研究開発戦略策定、マクロ知的財産情報に基づく特許ポートフォリオ策定、知的財産教育による啓発等プロジェクトの知的財産活動の活性化が図られている点も高く評価

②-2 海外知財 PD 及び海外知財 AD の派遣事業において、支援企業に対する派遣効果、事業の成果を検証し、外部有識者から意見聴取等を行った。主要な業務実績は下記のとおり。

◆外部有識者からの意見聴取

平成 27 年度末に外部有識者の意見聴取を実施した。

<外部有識者の意見>

- 海外知財 PD の知見・能力は高く、フットワークも軽い
- 海外知財 PD の支援は実体験に基づいているため企業に響きやすい
- 簡単に支援依頼でき、無料で訪問支援が受けられるため使い勝手が良い
- 海外知財 PD 派遣事業の紹介には事例が有効
- 都道府県に設置している「知財総合支援窓口」からの支援依頼を、引き続き、増やしていくべき

◆外部有識者からの意見の事業への反映

上記の外部有識者の意見のうち、今後の活動において重要となると思われる「知財総合支援窓口からの支援依頼の増加」を実現するため、窓口での相談支援フローの中に、海外知財 PD 派遣事業への接続のフローを組み込むべく、調整等を進めているところ。

◆海外知財 PD 派遣事業の派遣効果と事業成果の検証

支援企業からの評価結果は以下のとおり。

調査した支援企業の数	調査結果の概要	
全ての支援企業 295 社	・大変有益だった	76%
	・有益だった	24%
	・不満が残った	0%

				<p>支援企業の代表的な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外進出にあたり知財面での基本的な考え方が整理できた。 海外の企業等との契約において、自社ビジネスに有益な観点・考え方を知ることができた。 弊社の海外ビジネスに即した出願戦略を考えることができた。 		
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>【知財 PD 派遣事業の特筆すべき取組と成果】</p> <p>知財 PD 派遣事業においては、支援規模の拡大、支援の質の向上、成果(アウトプット)を測るための指標の整理と指標を用いた評価、波及効果(アウトカム)を測るための指標の整理と指標を用いた評価、事例集の編纂と関係機関への配布等の特筆すべき取組を実施した。その取組と成果は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇ <u>知財 PD の派遣</u></p> <p>◇知財 PD を「26箇所の研究開発機関等に派遣する」とした計画を上回る 44 箇所に派遣した。</p> <p>◇ <u>知財 PD 派遣事業の成果(アウトプット)</u></p> <p>◇知財 PD 派遣先の成果を可視化するため、特許の権利化、特許ポートフォリオ形成等を成果指標として採用</p> <p>◇成果指標に基づいてファクトデータを可視化</p> <p>→ <u>成果(アウトプット)が着実に生み出されていることが明確化</u></p> <p>◇ <u>知財 PD 派遣事業の波及効果(アウトカム)</u></p> <p>◇波及効果を可視化するため、研究開発成果の事業化と経済効果出現に至るプロセスの到達水準をモニタリング指標として採用</p> <p>◇ファクトデータを整理したところ、水準4の「企業等において商品等の試作、試作品の顧客評価が行われている段階に到達したものが複数件生まれしてきたことなどが可視化</p> <p>→ <u>最終的な経済効果創出の一步手前の水準まで波及効果(アウトカム)が進化していることが明確化</u></p> <p>→ 近年中に最終的な経済効果の創出が期待される</p> <p>◇ <u>「知財 PD 活動事例集」を編纂と関係機関への配布</u></p> <p>◇関係機関(各省庁、研究開発資金交付機関等)や派遣先プロジェクトリーダー等に事例集を配布</p> <p>→ <u>「大いに参考になる」との意見及び反応</u></p> <p>→ 知財 PD の活動ノウハウが他機関で活用される可能性が拡大</p> <p>◇ <u>有識者委員会における知財 PD 派遣効果の評価</u></p> <p>◇支援開始から2年が経過した 10 プロジェクトを評価</p> <p>→ <u>「活動取り組みが順調に進捗している」「活動取り組みがおおむね順調に進捗している」との評価</u></p> </div> <p>【海外知財 PD 派遣事業の特筆すべき取組と成果】</p> <p>海外知財 PD 派遣事業では、普及啓発セミナー等の全国各地での開催、他の中小企業支援機関や地域の諸団体との連携強化、新興国等における最近の海外ビジネス環境の動向調査等の特筆すべき取組を展開した。その取組と成果は以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◇ <u>全国の中小企業等を対象とした普及啓発活動</u></p> <p>◇全国各地におけるセミナー開催(計 89 回) ← <u>目標を超過達成</u></p> <p>◇支援事例集の作成・配布 ← 計画どおり</p> <p>◇ <u>企業支援活動</u></p> <p>◇平成27年度:295 社の支援を実施 ← <u>目標数値(180)の 164%</u></p> <p>◇中小企業を中心に、相談対応と支援を企業の状況に合わせてきめ細かく対応</p> <p>→ 「大変有益だった」とした支援企業 76%</p> <p>→ 「有益だった」とした企業 24%</p> </div>		

				目標を超過達成 ◇ 外部有識者の評価 ◇ 事業の取組と成果に対し、高い評価	
<p>(2) 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大</p> <p>大学等から創出される産業界に有用な技術を確実に把握・選別し、知的財産情報を活用することにより適切な権利保護・活用を行える仕組みづくりを加速するため、知的財産マネジメントに関する専門人材が大学等における知的財産管理体制の構築等を支援する。</p>	<p>(2) 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大</p> <p>大学等における知的財産管理体制の構築等を支援するため、大学等から創出される産業界に有用な技術を確実に把握・選別し、知的財産情報を活用することにより適切な権利保護・活用を行える仕組みづくり等に関する知的財産マネジメントの専門人材を毎年度7箇所以上の大学等に派遣する。</p>	<p>(2) 知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大</p> <p>① 複数大学等から構成されるネットワークを活用して知的財産管理体制や知的財産活用体制の構築を行おうとする大学等に対し、広域大学知的財産アドバイザーを派遣して体制整備と人材育成等を支援する。原則3年以内の広域大学知的財産アドバイザー派遣の終了後は、自立的に知的財産の権利化と活用に関する取り組みができることを目指す。</p> <p>・平成27年度は広域大学知的財産アドバイザーを7箇所以上のネットワーク等に派遣する。</p> <p>・有識者委員会において、派遣先の選定、派遣効果の評価、派遣支援の継続または中断、事業の成果等に関する審議等を行う。</p> <p>・有識者委員会による広域大学知的財産アドバイザーの活動評価において、「活動・取組が順調に進捗している」「活動・取組がおおむね順調に進捗している」と評価される事例が評価対象案件の70%以上となることを目標とする。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>・知財マネジメントの専門人材を7箇所以上の広域大学ネットワークに派遣し、大学等における知的財産管理体制の構築等を支援したか。</p> <p>・事業の透明性と効果の向上のために、有識者から構成される委員会において、アドバイザーの派遣先選定、派遣効果の評価、派遣の継続または中断等の審議・決定を行ったか。</p> <p>・複数年にわたって専門家を派遣したプロジェクトについて、有識者委員会によって派遣効果の評価と今後の課題抽出を行ったか。専門家派遣がどのような成果と波及効果を生み出したか。</p> <p>・派遣先機関の意見等で評価に加味する要素はあるか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 複数大学等から構成されるネットワークを活用して知的財産管理体制や知的財産活用体制の構築を行おうとする大学に、広域大学知的財産アドバイザー（広域大学知財 AD）を派遣して体制整備と人材育成等の支援を実施した。主要な業務実績は下記のとおり。</p> <p>◆ 広域大学知財 AD を派遣したネットワーク等の数 平成27年度：計9ネットワーク ⇔ ネットワーク参画大学は57大学（なお、本事業は、平成27年度末までのため、新規募集は停止）</p> <p>◆ 広域大学知財 AD によるネットワーク等支援の形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備支援（原則、半年）：0件（平成27年度） ・通常支援（原則、3年間）：8件（平成27年度） ・フォローアップ支援（本支援終了後、原則1年）：1件（平成27年度） <p>◆ 広域大学知財 AD が行った支援活動</p> <p>○ ネットワークの活動に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財に係る有益な情報を大学ネットワーク内で共有化するための支援 ・ネットワーク内の共通する課題を抽出し、課題解決策を提示し課題解決に向けて支援 ・ネットワーク内での連携プロジェクトの提案とプロモーション支援 <p>○ 個別の大学の知的財産活動に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産管理体制の整備状況の診断、不足機能等の抽出、機能整備の支援等 ・大学における知的財産管理体制等整備プランの策定支援 ・大学内の知財管理・活用支援人材の育成を目的とした実務者に対する具体指導（発明の評価、大学の承継判断、知財管理、ライセンス実務に関するOJT等） ・大学の研究者、事務職員、学生等に対する知財啓発活動等 <p>◆ 広域大学知財 AD の支援活動のマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報・研修館の統括大学知財 AD が、ネットワーク等に派遣された広域大学知財 AD の活動内容等をモニタリング（毎月）（年間支援活動計画と月次報告のチェック、計画達成度のチェック等） ・広域大学知財 AD 派遣先の関係者ヒヤリング（計30回） <p>◆ 広域大学知財 AD の支援の質の向上を目的とする特定課題検討会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年8回実施 <p>◆ 広域大学知財 AD 派遣事業の成果（アウトプット1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域大学知財 AD を派遣した大学ネットワークに参加した全大学において、知的財産ポリシー、知的財産規程、知的財産取扱体制が整備され大学が自立的に産学連携活動を行える基盤が整備された。 ・従来は規程や体制の整備が遅れていたために、全く知財活動や産学連携活動が実施できていなかった幾つかの支援大学において、産学連携プロジェクトのプロモーションが始まる成果が生まれた。 <p>◆ 広域大学知財 AD 派遣事業の成果（アウトプット2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域大学ネットワークの活動事例集の編纂・配布 ・広域大学ネットワークに対する支援活動の結果、小規模大学に適した「知的財産ポリシー」「知的財産規程」「知的財産管理体制」等の事例集を編纂し、体制未整備大学等に配布 ・公開成果発表会の開催 → 大学関係者を中心に104名の参加者 	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果：A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、目標を超える取組を行ったこと。</p> <p>② 知財体制未整備の中小規模大学、知財体制に不備等があった中小規模大学の知財管理・活用体制が整備されたという成果（アウトプット）が生まれたこと。</p> <p>③ 知財管理・活用体制の整備に伴い、大学間連携プロジェクトや産学連携プロジェクトの組成が進み、プロジェクト運営が始まるという成果（アウトプット）が生まれたこと。</p> <p>④ 上記②及び③の成果（アウトプット）を生み出す支援に対して、派遣先大学から高い評価を得たこと。</p> <p>⑤ 有識者から構成される委員会において広域大学知財 AD の活動は高いパフォーマンスを発揮していると評価されたこと。</p> <p>（課題と対応）</p> <p>① 本事業によって知的財産戦略に取り組む大学のすそ野の拡大が図られたため、地方の中小規模の大学等における産学連携活動を支援することが地方創生の観点からも課題となっている。</p> <p>② 上記の課題に対応するため、情報・研修館での内部検討と有識者委員会での審議の結果、現行事業を発展的に解消</p>

				<p>◆有識者委員会による広域大学知財AD派遣効果と活動内容の評価</p> <p>有識者委員会による広域大学知財 AD の支援活動に関する評価の結果は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価したネットワーク</th> <th colspan="2">評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">8 ネットワーク</td> <td>・活動・取組が順調に進捗</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>・活動・取組が概ね順調に進捗</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>・改善すべき事項がある</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜有識者の代表的な評価コメント＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入校研究者間のマッチング案件を多数創出し、外部資金獲得の連携プロジェクト案件を創出した取組等は、高く評価される ・加入校各校において、初めて特許出願や商標登録出願がなされるまでになり、この成果を、全国の生活科学系大学に発信される等、これらの取組等は、高く評価される。 ・幹事校の学術集會に他の加入校が参加する等により、加入校間におけるシーズ・ニーズ情報も共有されるようになった。これらの取組等は、高く評価される 	評価したネットワーク	評価結果		8 ネットワーク	・活動・取組が順調に進捗	50%	・活動・取組が概ね順調に進捗	50%	・改善すべき事項がある	0%	し、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知財マネジメントを支援する「産学連携知的財産アドバイザー派遣事業」を行うこととし、平成 28 年度から実施することとした。
評価したネットワーク	評価結果														
8 ネットワーク	・活動・取組が順調に進捗	50%													
	・活動・取組が概ね順調に進捗	50%													
	・改善すべき事項がある	0%													
			<p>＜特筆すべき取組または成果＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 広域大学知財ADを「7箇所以上のネットワークに派遣する」とした年度計画を上回る 9 箇所に派遣した。 ② 通常支援だけでなく、広域大学知財 AD の支援活動により生み出された、公開可能な成果事例の編纂・配布、公開成果発表会の開催(104名の大学関係者等が参加)等により、蓄積したノウハウの拡散と普及を図った。 ③ 外部有識者により構成される「派遣先選定・評価委員会」において、派遣効果の評価を行った結果、評価を受けた全てのネットワークにおいて「活動取組みが順調に進捗している」、「活動・取組がおおむね順調に進捗している」との評価を得た。 												
<p>(3) 知的財産情報活用のための環境整備</p> <p>開放特許(権利譲渡又は実施許諾の用意のある特許)やリサーチツール特許に関する情報の広く一般への提供及び国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等を行う機会の提供による知的財産情報の活用のための環境整備を行う。</p>	<p>(3) 知的財産情報活用のための環境整備</p> <p>①開放特許やリサーチツール特許に関する情報についてのデータベースを提供する。</p>	<p>(3) 知的財産情報活用のための環境整備</p> <p>①「知的財産推進計画2014」(平成26年7月4日)において支援の必要性が指摘された「知財ビジネスマッチング活動」のための基礎的情報インフラとして位置づけられる開放特許情報データベースの充実のため、リサーチツール特許データベースも含め、企業、大学及び大学等技術移転機関(TLO)等からの新規登録を促進する活動を継続する。</p> <p>・全国各地の自治体が配置しているコーディネーターに対する知財マッチング活動の情報提供、コーディネーター間の情報交換とネットワーク形成を目的とする会議を年度に1回以上開催する。</p>	<p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開放特許及びリサーチツール特許に関する情報の新規登録を促進したか。新規登録件数は昨年度に比べ増加あるいは減少したか。増減幅が大きい場合、その原因等を分析したか。 ・開放特許やリサーチツール特許に関するデータベースを利用するユーザーに対して調査と意見聴取を行った上で、システムの機能改善の方向性を見定めたか。 ・大規模フォーラムを開催することで、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成や国内外における知的財産情報の共有等の環境整備に貢献したか。 	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>①知的財産情報の事業における活用を図るための情報提供インフラとして、「開放特許情報データベース」と「リサーチツール特許データベース」を運用・管理するとともに、新規案件の登録活動を行った。主要な業務実績は下記のとおり。</p> <p>◆<u>現行システムの運用・管理</u></p> <p>年度を通して安定的な運用を行った。</p> <p>◆<u>次期システムの調達準備に関する取組</u></p> <p>平成26年度に実施したユーザーからの要望、現行システムの情報セキュリティ機能の向上、コストパフォーマンスの確保等の観点に立って次期システムの基本機能等について検討し、次期システムの調達準備に取りかかった。</p> <p>具体的には、以下の検討業務を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期システムに必要な機能仕様等の検討 ・業務要件の整理、要件定義書等の作成(調達範囲の取りまとめ) ・登録促進活動の課題等の整理、今後の利用促進の具体策の検討 <p>◆<u>開放特許情報の新規登録を促進する取組</u></p> <p>企業、大学等を訪問し、ライセンス可能な特許の登録を促すための営業活動を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> → 新規登録・追加登録を促した機関数: 100 機関 → 新規登録件数: 1,861 件 (前年度実績の約 3/4) → 新規登録の減少の原因分析を行ったところ、 	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、ことに加え、目標を超える取組を行ったこと。 ② 開放特許情報データベースに関し、必要な基本機能の検討等次期システムの調達準備を行うとともに、新規登録促進のための利業活動を精力的に行い、外部環境が厳しいなかで、1800 件以上の新規案件登録を行ったこと。 ③ 開放特許情報データベースへの新規登録が減少傾向にある原因を探り、次年度からの登録活動の戦略方針を検討した。 										

②国内外における知的財産情報の共有、知的財産活用に関する取組の情報交換、知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等を行う機会としてのセミナーを毎年度1回以上実施する。

②国内外における大企業、中小企業、ベンチャー企業、大学等研究機関における知的財産活用に関する先進的な取組の紹介と情報交換、グローバル知財人財等の知的財産活用に関わる者のネットワーク形成等の機会として、平成28年1月を目途に1000名規模の参加者による大規模フォーラムを開催する。

・フォーラムの内容に対する参加者の満足度は90%を超えるものであったか。フォーラム参加者を対象とするアンケート調査によって、今後の企画で参考となる意見・要望等があったか。あった場合どう活かす予定か。

・企業における特許の棚卸し
 ・大学等の特許出願の絞り込み等の影響が大きいものと判断
 [今後の登録促進の方針案]
 ・登録可能性が高い企業を中心に営業活動の範囲を拡大
 ・広報の強化
 等の方向を検討したところ。

◆自治体特許流通コーディネーター等連絡会議の開催
 [開催日] 平成28年2月18日と19日 (2日間)
 [参加者] 52名
 自治体コーディネーターの他、業務管理担当者も参加
 [内容] (1) 最近のライセンス取組事例等の発表・情報共有等
 (2) 自治体特許流通コーディネーター間の協働とネットワーク形成
 [参加者の評価] 参加者の88%は満足で有用な内容と評価

②平成28年1月25日、26日の2日間にわたって、特許庁と情報・研修館の共催により、1,000名規模の参加者による大規模フォーラムを開催した。主要な業務実績は下記のとおり。

◆フォーラムの基本企画
 情報・研修館において、有識者の意見を聴取しつつ、フォーラムの基本プログラム案を作成し、共催者である特許庁の意見を聞きながら最終プログラムを決定、過去5年間で最大数のプログラムを実施した。

<グローバル知財戦略フォーラムの概要>

[テーマ] 新たなビジネス・知財戦略と地方創生に向けて
 [開催日] 平成28年1月25～26日 の2日間
 [プログラム]

第1日目
特別講演「IoT/インダストリー4.0の時代の知財マネージメント」
 講演者: 小川 紘一氏
 (東京大学政策ビジョン研究センターシニア・リサーチャー)

パネルディスカッション ものづくり・サービス・IoTの結合と新たな知財戦略 (モデレーター: 渡部 俊也氏)	グローバル知財人材の素養 (モデレーター: 萩野 誠氏)
IoT時代の産業生態系を見通して知財マネージメントをデザインできる人材をいかに育成するか (モデレーター: 妹尾 堅一郎氏)	オープン&クローズ戦略のための営業秘密管理・活用策 (モデレーター: 後藤 晃氏)
新興国の成長に応じた我が国企業のグローバル知財戦略 (モデレーター: 扇谷 高男氏)	大学発シーズの知財活用戦略 (モデレーター: 進藤 秀夫氏)

第2日目
特別講演「地域発イノベーションでローカルからグローバルを目指せ」
 講演者: 宇津山 晃氏 (浜松ホトニクス株式会社 知的財産部 部長)
特許庁講演「職務発明に関する法改正の概要と指針(案)の概要」
 講演者: 中野 剛志氏 (特許庁 総務部総務課制度審議室 室長)

パネルディスカッション 地方創生で今、求められる機能、エコシステムとのその活用方法 (モデレーター: 久保 浩三氏)	展示会 個別企業相談会
地方発グローバル展開企業の知財戦略 (モデレーター: 生島 博氏)	

◆フォーラムの準備及び当日の運営

- ④ 大規模フォーラムに関し、特許庁と共催することによって、2日間に拡張するし、内容の充実を図った結果、昨年度を上回る参加者数と高い参加者の満足度が得られたこと。
- ⑤ 政府の要請に基づき、早期にタイムスタンプ情報保管・証明システムの開発とサービス提供を開始するため、システムとサービスの仕様の検討・決定及び調達準備を迅速に行ったこと。

<課題と対応>

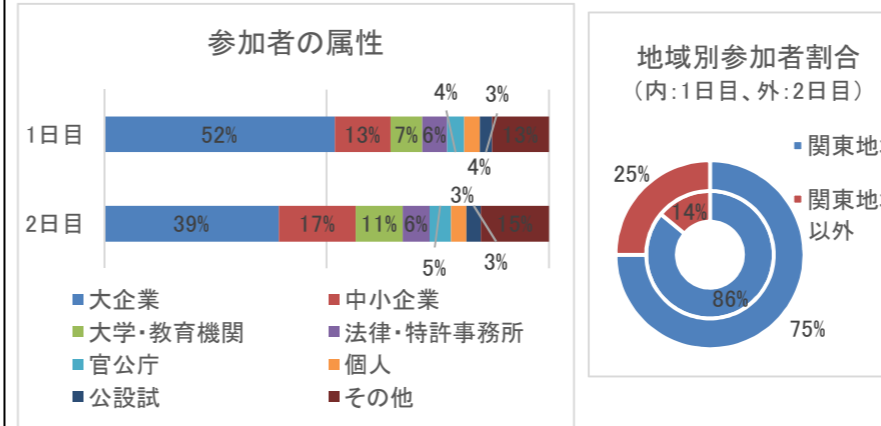
- ① 開放特許情報データベースの次期システム及びタイムスタンプ情報保管・証明システムについて、スケジュールはタイトではあるが、期日までに確実にサービス提供を行うことが課題となっている。
- ② 上記の課題を含め、増加する情報システムサービスへのニーズの増大に対応するため、新たに情報システムに精通した専門人材の登用を進め、情報・研修館の情報システム系専門人材の増強を進める予定としている。

情報・研修館担当者を中心に、プログラムの企画・調整、後援の依頼、フォーラムのホームページ開設、フォーラム参加者の募集と参加受付、モデレータとパネリストの事前打ち合わせ、講演資料の依頼と資料集の作成、当日の会場運営等を担当

◆参加者数

1,732名(1日目:1,103名、2日目:629名)
平成26年度フォーラムの参加者(1,567名)より約150名増加

◆参加者の属性・地域



← 大企業だけでなく、幅広い属性の知財関係者が参加、2日目は地方創生をテーマにした結果、関東地域以外からの集客が向上。

◆後援機関数

過去5年間で最大の31機関(平成23年度13機関)。

◆参加者の満足度と意見

参加者からのアンケート結果は以下のとおり。

アンケート回答数	1,029(全参加者の約60%)	
アンケート結果の概要	• 有意義な考え方や情報が多く得られた	53%
	• 有意義な考え方や情報がある程度はあった	42%
	• 既に知っている内容でそれほど役に立たなかった	5%
参加者の代表的な意見	<ul style="list-style-type: none"> • 戦略を検討するにあたって重要な示唆を得ることができた。 • 知財の変遷と現在の状況がよく分かった。 • ビジネスモデルの事前設計の重要性を認識できた。 • 自分が目指す方向性のヒントになりました。 	

← 参加者の95%が「有意義な考え方や情報が得られた」と評価。

③企業等において秘匿管理される技術ノウハウ、技術データ、図面等の電子文書に付されたタイムスタンプ情報を長期保管するサービスを提供するシステムの構築に向けた準備を進める。

③営業秘密や先使用権の立証については、長いタイムスパンで証明できるようにしておく必要があることから、電子化された書類に付されたタイムスタンプを長期間に渡って安定して保管することが重要とされ、情報・研修館では電子化された書類に付されたタイムスタンプに関する情報を長期保管し、保管した年月日の証明を発行するサービスを、平成28年度末に提供する予定である。

平成27年度は、サービス提供に用いる情報システムに関する準備を進めるとともに、新たなサービスの概要を公開した。主要な業務実績は以下のとおり。

◆タイムスタンプ情報保管・証明システムのサービス提供の準備業務

- 業務要件の整理
- 要件定義書の作成等

				<p>◆<u>タイムスタンプ保管サービスの概要の一般ユーザーへの情報公開</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子書類におけるタイムスタンプ 情報・研修館が提供予定のサービスの概要 利用者のメリット等 想定される活用形態 サービス提供までのスケジュール 		
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>【開放特許情報データベースの特筆すべき取組または成果】 開放特許情報データベースについては、以下に示す特筆すべき取組を行い、利便性の向上、ユーザーからの要望への対応、情報セキュリティの向上を図った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>次期システムの調達準備</u> <ul style="list-style-type: none"> ◇次期システムに必要な機能仕様等の検討 ◇業務要件の整理、要件定義書等の作成(調達範囲の取りまとめ) ◇ <u>全国の中小企業等を対象とした登録促進活動・利用促進活動</u> <ul style="list-style-type: none"> ◇登録促進活動の課題等の整理、今後の利用促進の具体策の検討 </div> <p>【フォーラム開催の特筆すべき取組または成果】 フォーラム開催については、以下に示す特筆すべき取組を行い、参加者にとって有意な講演等となるよう内容の充実化、参加者の増加及び当該フォーラムに対する満足度の向上を図った。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>フォーラムの基本企画</u> <ul style="list-style-type: none"> ◇有識者の意見を聴取しつつ、特許庁との共催により、過去5年で最大数のプログラムを実施 ◇ <u>フォーラムの参加者</u> <ul style="list-style-type: none"> ◇1,732名(前年度比150名増) ◇幅広い属性の知財関係者が参加、地方創生をテーマとし関東地域以外からの集客が向上 ◇ <u>参加者の満足度</u> <ul style="list-style-type: none"> ◇参加者の95%が「有意義な考え方や情報が得られた」と評価 </div> <p>【タイムスタンプ情報保管・証明システムの特筆すべき取組または成果】 タイムスタンプ情報保管・証明システムについては、以下に示す特筆すべき取組を行い、平成28年度末のサービス開始に向けて急ピッチで準備を進めた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>タイムスタンプ情報保管・証明システムのサービス提供の準備</u> <ul style="list-style-type: none"> ◇業務要件の整理 ◇要件定義書の作成等 ◇ <u>次の点について情報発信・情報公開</u> <ul style="list-style-type: none"> ◇電子書類におけるタイムスタンプについて ◇提供予定のサービスの概要等 </div>		

4. その他参考情報

独立行政法人通則法第28条の4に定める評価結果の業務運営の改善等への反映状況

- 開放特許情報データベースについては、機能改善等着実な推進を図るものとする。

→開放特許情報データベースについては、本データベースに対するユーザー調査を行い、その結果を踏まえ、開放特許情報の検索・表示に関する機能に加え、情報セキュリティの強化、ユーザーの利便性の向上に資する機能追加を行うこととし、次期システムの調達準備を進めた。

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
3	知的財産関連人材の育成		
関連する政策・施策	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産政策に関する基本方針(H25. 6. 7閣議決定) 「日本再興戦略」改訂2014(H26. 6. 24閣議決定) 知的財産推進計画2015(H27. 6. 19知的財産戦略本部決定) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条 特許法施行令第12条、第13条、第13条の2 	当該事業実施に係る根拠(個別法条など)	独立行政法人工業所有権情報・研修館法 第11条 七 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	平成27年度行政事業レビューシート 事業番号 0568

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
調査業務実施者育成研修の実施回数(計画値)	毎年度2回以上	—	2回	2回	3回	4回	4回	予算額(千円)	710,170	1,155,163	771,924	822,949	963,290
調査業務実施者育成研修の実施回数(実績値)	—	—	4回	4回	4回	4回	4回	決算額(千円)	455,843	815,734	612,514	610,710	716,240
達成度	—	—	200%	200%	150%	100%	100%	経常費用(千円)	689,617	842,432	835,321	848,030	930,530
登録調査機関の調査能力高める研修の実施回数(計画値)	毎年度1回以上	—	1回	1回	1回	1回	1回	経常利益(千円)	-15	473	1,126	611	2,443
登録調査機関の調査能力高める研修の実施回数(実績値)	—	—	1回	1回	1回	1回	1回	行政サービス 実施コスト(千円)	602,779	731,210	740,567	735,866	828,542
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	21	20	21	23	21
特許庁職員向け研修受講者の満足度(計画値)	毎年度平均80%以上	—	80%	80%	85%	90%	90%	※行政サービス経費については、共通経費を事業に配賦できないため計上していない。 ※年度計画予算における業務部門の人員費は、共通経費として一括で計上しているため、予算額及び決算額欄の金額に人員費を含めていない。 注) 予算額、決算額は支出額を記載。人員費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載					
特許庁職員向け研修受講者の満足度(実績値)	—	—	98%	98%	98%	98%	97%						
達成率	—	—	123%	123%	116%	109%	108%						
調査業務実施者育成研修受講者の満足度(計画値)	毎年度平均80%以上	—	80%	80%	85%	90%	90%						
調査業務実施者育成研修受講者の満足度(実績値)	—	—	100%	99%	99%	100%	100%						
達成率	—	—	125%	124%	116%	111%	111%						
行政機関・民間企業等の研修受講者の満足度(計画値)	毎年度平均80%以上	—	80%	80%	85%	90%	90%						

行政機関・民間企業等の研修受講者の満足度(実績値)	—	—	99%	99%	98%	98%	95%
達成度	—	—	124%	124%	115%	109%	106%
eラーニングコンテンツの開発・改訂数(計画値)	5年間で15コンテンツ以上	—	4程度	2以上	3以上	3	3
eラーニングコンテンツの開発・改訂数(実績値)	—	—	1	7	4	8	10
達成度	—	—	33%	350%	133%	267%	333%
特許庁職員向け研修の受講者数(実績値)	—	—	6,437人	5,931人	7,035人	7,124人	6,999人
調査業務実施者育成研修の受講者数(※途中辞退者除く)(実績値)	—	—	441人	684人	575人	596人	600人
調査業務実施者育成研修の修了率(実績値)	—	—	69%	71%	73%	79%	79%
パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの応募件数(実績値)	応募件数の伸長(※H27年度)	—	512件	680件	727件	768件	686件

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>3. 知的財産関連人材の育成 [人材育成業務]人材育成業務の着実な実施</p> <p>知的財産に関連する行政の円滑な実施及び知的財産関連人材の充実を図るため、特許庁が有する専門的な知識、経験及びノウハウを提供すること等を通じて、知的財産立国の担い手である知的財産関連人材の育成を推進する。</p> <p>なお、審査官・審判官等特許庁職員に対する研修及び民間企業等の知的財産人材の育成のための研修については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき業務の実施主体を含め抜本的な見直しに向けた検討を行うことを踏まえ、見直しまでの間については、引き続き情報・研修館において着実に各種研修業務を実施することとする。</p>	<p>3. 知的財産関連人材の育成 [人材育成業務]人材育成業務の着実な実施</p>	<p>3. 知的財産関連人材の育成</p>	<p>〈主な定量的指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査業務実施者向け研修の実施回数 [指標]毎年度2回以上 登録調査機関の調査能力を高めるための研修の実施回数 [指標]毎年度1回以上 特許庁職員向け研修受講者の満足度 [指標]毎年度平均80%以上 調査業務実施者向け研修受講者の満足度 [指標]毎年度平均80%以上 行政機関・民間企業等の人材に対する各研修の参加者満足度 [指標]毎年度平均80%以上 eラーニングコンテンツの開発・改訂数 [指標]期中(5年間)で15コンテンツ以上 <p>〈その他の指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修の延べ受講生数 特許庁職員向け研修の受講生数 調査業務実施者向け研修の受講生数 調査業務実施者向け研修の修了率 調査業務実施者向け研修の受講生の満足度 知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発推進事業の参加校数 特許庁職員向け研修の受講生数 調査業務実施者向け研修の受講生数 調査業務実施者向け研修の修了率 調査業務実施者向け研修の受講生の満足度 知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発推進事業の参加校数 特許庁職員向け研修の受講生数 調査業務実施者向け研修の受講生数 調査業務実施者向け研修の修了率 調査業務実施者向け研修の受講生の満足度 知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発推進事業の参加校数 特許庁職員向け研修の受講生数 調査業務実施者向け研修の受講生数 調査業務実施者向け研修の修了率 調査業務実施者向け研修の受講生の満足度 知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発推進事業の参加校数 特許庁職員向け研修の受講生数 調査業務実施者向け研修の受講生数 調査業務実施者向け研修の修了率 調査業務実施者向け研修の受講生の満足度 知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発推進事業の参加校数 		<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 人材育成業務の各項目の自己評価結果は、S:0 A:6 B:0 C:0 D:0であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。 中期計画・年度計画で掲げる取組を確実に実施し(コメント:パテントコンテストの応募件数のみ目標未達)、数値目標を超える成果を得ていること。 特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に大きく貢献する研修の改善取組を行ったこと。 政府として政策課題となっているグローバル知財人材の育成・確保について、10件のケーススタディ教材を含む教材等を開発するとともに、効果検証研修を実施し、教材等の改訂版を作成したこと。 情報通信技術を活用した学習機会の提供において、年度計画で予定していた3コンテンツを大幅に上回る10コンテンツの開発・改訂を行ったこと。 ベトナムの人材育成機関であるVIPRIとの人材育成機関間会合及び連携セミナーを開催し、今後、ASEAN地域における知的財産人材育成機関とのネットワーク構築を進めるための足がかりを強化することができたこと。 東京で開催された第5回日中韓連携セミナーにおいて、中国における職務発明条例案及び第4次専 		

			募件数		<p>利法改正案というユーザーの関心の高いテーマを設定し、多数の参加者から高い評価を得たことに加え、その内容についてeラーニングコンテンツとしても活用を図ったこと。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>① 引き続き特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に資する研修の改善取組（先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実、新制度に対応するための研修、実務演習の拡充、グローバル時代に対応するための研修の充実等）を実施していく必要がある。</p> <p>② 民間人材向けの一部研修については民間への移管を円滑に進めるとともに、政府として政策課題となっているグローバル知財人材の育成・確保について着実に事業を進めていくことが必要になっている。</p>																						
<p>(1)特許庁職員に対する研修</p> <p>特許庁の業務を円滑に遂行するため、知的財産政策を取り巻く環境の変化に対応しつつ、特許庁職員の育成研修を着実に実施する。</p>	<p>(1)特許庁職員に対する研修</p> <p>特許庁職員に対する研修の実施にあたっては、以下の点を踏まえつつ着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務実習を取り入れるなど特許庁職員の実践的な能力を強化すること。 知的財産関係者と合同で研修を実施する機会を確保し、相互の研修効果を高めること。 講師の充実及び効果的かつ効率的なカリキュラムの策定をすること。 研修を実施する立場から、研修に対する要望を的確に把握し、研修内容に反映させること。 	<p>(1)特許庁職員に対する研修</p> <p>① 「知的財産推進計画2014」(平成26年7月4日)において掲げられた「世界最速・最高品質の特許審査」の実現を目標に据えて、特許庁「研修基本方針」と別紙1の「平成27年度研修計画」等に基づいて効果的かつ効率的に研修を実施するための研修実施要領を定め、以下の諸点に留意しつつ着実に実施する。また、受講生アンケート結果において「有意義だった」との評価を90%以上の受講生から得ることを目標にするとともに、100%を目指すこととする。なお、研修後のアンケートやヒヤリング等の研修生や講師の意見をまとめ、特許庁へフィードバ</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許庁職員の育成研修を着実に実施することで、特許庁業務の円滑な遂行に貢献したか。 特許庁の目標とする「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に向けた審査官の育成に寄与できたか。 受講生に対するアンケート調査において、「有意義だった」との評価を90%以上の者から確保したか。また、100%を目指すような取組を行ったか。 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の特許審査」を担う特許庁審査官の育成において、情報・研修館は審査系職員研修等の一層の充実によって貢献した。主要な業績は以下のとおり。</p> <p>◆特許審査系職員の研修実施</p> <p>特許庁の研修計画に基づき、段階別の8つの研修コースの実施要領を作成し、着実に実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1546 1451 2148 1759"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査官補コース研修</td> <td>34名</td> </tr> <tr> <td>任期付職員初任研修</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>審査官コース前期研修</td> <td>102名</td> </tr> <tr> <td>審査官コース後期研修</td> <td>99名</td> </tr> <tr> <td>審判官コース研修</td> <td>36名</td> </tr> <tr> <td>審査応用能力研修1</td> <td>38名</td> </tr> <tr> <td>審査応用能力研修2</td> <td>37名</td> </tr> <tr> <td>審査系マネジメント能力研修</td> <td>17名</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆受講生の評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての受講生に対する調査の結果、以下のような評価であった。 <table border="1" data-bbox="1605 1856 2089 1929"> <tbody> <tr> <td>有意義であった</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>不満が残った</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>年度計画で掲げた数値目標値(90%以上)達成</p>	研修名	受講生数	審査官補コース研修	34名	任期付職員初任研修	50名	審査官コース前期研修	102名	審査官コース後期研修	99名	審判官コース研修	36名	審査応用能力研修1	38名	審査応用能力研修2	37名	審査系マネジメント能力研修	17名	有意義であった	97%	不満が残った	3%	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと。</p> <p>② 特許庁の目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に資する改善の取組(先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実、実務演習の拡充等)を行い、外国企業からの「我が国の特許審査の質の高さ」を讃える声の一因となるような研修を実施していること。</p> <p>③ グローバル時代に対応するための語学研修における多様なメニューの提供等により、語学研修受講生の数が伸びているこ</p>
研修名	受講生数																										
審査官補コース研修	34名																										
任期付職員初任研修	50名																										
審査官コース前期研修	102名																										
審査官コース後期研修	99名																										
審判官コース研修	36名																										
審査応用能力研修1	38名																										
審査応用能力研修2	37名																										
審査系マネジメント能力研修	17名																										
有意義であった	97%																										
不満が残った	3%																										

• eラーニングによる学習教材を積極的に活用すること。

ックするとともに次年度の特許庁の研修計画を策定する場に積極的に参画する。

• グローバル化に対応するための語学研修の充実

• 審査・審判の品質向上を図るための各階層別研修における科目の充実や技術研修等のさらなる充実

• 実務実習を取り入れた実践的な能力育成研修の推進

• 知的財産政策や環境の変化に対応する審査系・事務系職員研修の各研修コース及び個別科目の目的・内容等の見直しを反映したシラバス等の充実及び活用

• 特許庁以外の外部人材との合同研修によるシナジー効果を活かした研修効果の向上

• 受講生アンケート、講師アンケート、受講生ヒヤリング、講師ヒヤリング等によって収集した要望を参考に行う研修内容、研修方法、教材等の改善

• eラーニング学習教材の積極的活用

• グローバル時代に対応するため、語学研修を充実したことによる効果は何か。

• 審査・審判の品質向上を図るため、科目の充実や技術研修の充実に努めた具体内容は何か。どのような効果を生み出しているか。

• 平成26年度から始まる任期付き審査官に対する研修を着実に実施したか。

• 実務実習を取り入れた実践能力育成を前年度に比べどの程度進めたか。

• 審査系・事務系職員研修の各研修コース及び個別科目の目的・内容等の見直しを反映したシラバス等の充実及び活用は前年度に比べどの程度進んだか。

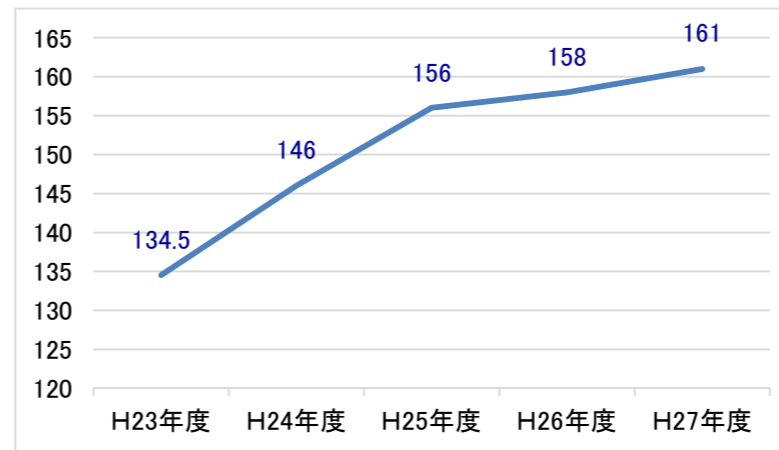
• 特許庁以外の外部人材との合同研修によるシナジー効果を活かす研修は前年度に比べ増加したか。効果に対する評価はどうか。

• 受講生アンケート、講師アンケート、受講生ヒヤリング、講師ヒヤリング等によって収集した要望を参考に行う研修内容、研修方法、教材等の改善に努めたか。

• eラーニングによる学習教材を研修の中に効果的かつ積極的に活用したか。

◆特許審査系職員の講義・演習時間の充実

• 審査官初任者(審査官補)研修について、実践的な能力育成を推進するため、実務研修を取り入れるなど講義・演習時間を増加した。



(注) 審査官補コースの講義・演習時間数

(参考)

特許審査官職員に対する他の研修については、昨年度に引き続き以下の実務演習時間を確保した。

研修名	時間数または回数
審判官コース研修	6時間
審査官コース前期研修	16時間
審査官コース後期研修	6時間
審査官応用能力研修2	7時間
明細書等の記載に関する研修	7時間
サーチ実務研修	18回/年

◆最新の技術動向を把握させる機会の提供

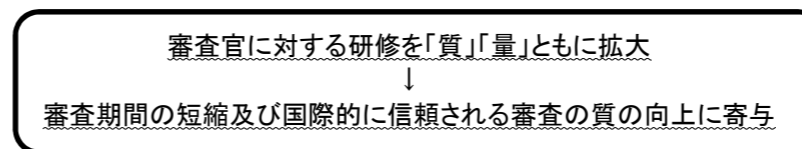
先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実を図った。以下にその代表例を示す。

	最新の技術動向に関する研修	受講生数
例1	ゲノム編集技術の開発とその応用～基盤技術から遺伝子治療・生物育種まで～	特許審査・審判官 62名参加
例2	制御性T細胞の基礎と応用	特許審査・審判官 73名参加
例3	多孔性配位(PCP)/金属有機構造体(MDF)の開発とそれを取り巻く現状	特許審査・審判官 50名参加

↓
最新の技術に関する審査に活用できる基本知識を提供

◆審査の質の強化

審査官補コース研修及び任期付職員初任研修において、平成26年度から取り入れた科目、「審査の品質とマネジメント」を継続実施した。



◆グローバル化時代に対応するための「語学研修」の充実

• オーラル、リーディング、ライティングと強化したいスキルに特化したコースや国際業務、国際条約に特化したコースを設置する等、グローバ

と。

④ 各研修コース及び個別科目の目的・内容等の見直しを反映したシラバス等の充実及び活用を進め、シラバスと教材の受講者への事前配布を進めたこと。

⑤ 受講生の要望を聴取して、研修効果の向上につながる研修環境等の改善・整備に柔軟に取り組み、研修効果を向上させたこと。

⑥ eラーニング教材の活用を進めたこと。

＜課題と対応＞

① 引き続き、特許庁の新たな目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に資する研修の充実を図ること。特に、先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実、実務演習の拡充、グローバル時代に対応するための語学研修の充実等については、計画的に実施していくことが課題である。

② 特許庁庁舎の改修工事に伴って、一部の研修では教室等の確保が新たな課題として生まれている。

③ 上記①、②に記載した課題については、平成28年度から計画的に対応することとしている。

ル化に対応できる人材育成を図った。受講生数は以下のとおり。

コース別語学研修		H26	H27
集合型 研修	リーディング	12名	30名
	オーラル	80名	114名
	ライティング	4名	21名
	国際業務	8名	8名
	国際条約(商標)	—	3名
	第二外国語(中国語)	19名	19名
	第二外国語リーディング	2名	—
通学型(英語他)		149名	163名
通信教育型		119名	139名
短期集中型語学研修		27名	45名
受講生合計数		420名	542名

- 習得する外国語の種類を拡大し、平成27年度実績では、以下の7カ国語に対応

英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、
ベトナム語、ヒンディー語、アラビア語

語学研修の受講生数は、前年度実績の130%に増加



特許庁審査官等の語学力向上に貢献

◆グローバル化時代に対応するための特別研修の実施

- 「米国における審査実務」及び「特許実務に関するプレゼンテーションの演習」において、米国から講師を招き、英語による研修を実施。
- 「実務研修」の中で「ハーグ協定対応英語起案研修」を開催し、制度改正後の実務を適確に行うための研修を実施。

◆研修コースと科目の見直し、受講生の研修効果向上策

- 以下に示す一連の改善策を進めることにより、
 - ◇ 研修コースと科目の目的、内容、成績評価方法の見直し
 - ◇ 見直しした内容を反映したシラバスの整備・充実
 - ◇ 受講生への事前シラバス配布
 受講生に対して、受講コース・科目の意義、達成目標等、受講の心構え等への理解を喚起し、研修効果の向上を図った。

- 合同研修によるシナジー効果を期待して、審査官研修の一部に企業関係者、弁理士との合同討議を組み込んだ。実施科目は、「審査応用能力研修2」、「審査官コース後期研修」等

	企業	弁理士	外部計
審査官コース後期研修	3名	3名	6名
審査応用能力研修	32名	32名	64名
当事者系審判研修	—	19名	19名
合計	35名	54名	89名

【合同研修の効果】

外部人材との合同研修によるシナジー効果が生起
例えば、視点の違いを相互に理解等



【受講生からの評価】

審査系職員と外部の受講生の大多数が、「有意義だった」と反応

◆受講生等の要望に基づく研修環境の改善取組

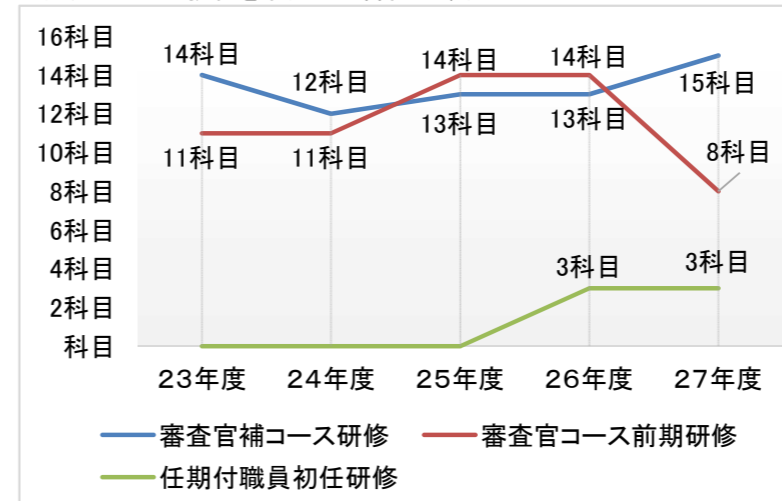
情報・研修館では、研修環境等の改善も継続的に進めている。受講生、講師からの研修環境に関する要望を把握・分析し、対応可能な要望等に対しては迅速に措置した。

＜平成 27 年度に措置した研修環境の改善＞

- ◇ 特許庁入庁者(100 人超)への初任者研修に対応できる研修教室の大改修
- ◇ 空気がこもりがちな地下教室への空気清浄機の導入
- ◇ 板書が見えづらいとの声が多かったため、複写機能付きのホワイトボードを導入して研修終了後に資料として配付
- ◇ DVD を用いる講義において、音声聞き取りづらいとの声に対応するスピーカー環境の改善
- ◇ 研修受講前に予習できるように、テキストの事前配付を原則化
- ◇ 受講生の復習時間を保証するため、講義と試験の間隔を開けるため、時間割等を調整
- ◇ 予習復習用の IP・eラーニングについて、受講生の要望に応える形で「eラーニング教材を用いた学習所要時間一覧」を作成して全受講生に配付

◆eラーニング教材の積極活用

(eラーニング教材を活用した科目の数)



(注) 審査官前期コースの科目数の減少は、教材内容の見直しを図った結果によるもの。

◆特許庁職員に対する研修の波及効果(アウトカム)に関する検討

- 研修等の人材育成に関する業務のアウトカムは、中長期的な組織のパフォーマンスに現れるもので、中長期のモニタリングが必要なものであるとの認識がある。
- 一方、中長期のモニタリングを必要とせず比較的短期間でモニタリングしてアウトカムを評価できる指標を仮設定しておくことも考えられる。

- 一般に、研修による短期的な効果(アウトカム)を測るモニタリング指標になりうる候補としては、

- ◇ 研修において実施される試験の成績
- ◇ 研修受講後、一定期間において行われる試験の成績(例えば、語学研修受講後のTOEICの点数の伸び)
- ◇ 実務を行う現場でのOJTの指導者による研修受講効果に関する評価

などが考えられる。

- いずれにせよ、研修は実務に必要な知識水準の向上と基本能力の育成という重要な役割を担うものとして位置づけられる。

				<ul style="list-style-type: none"> 一方、特許庁が目標とする「世界最速・最高品質の審査」の実現には、 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 研修による実務に必要な基本知識の獲得 ◇ 研修による実務に必要な基本能力の育成 ◇ 研修による実務を効果的に実施するために必要な最新の知識の獲得 ◇ OJTによる知識を実務に活かす能力の獲得 ◇ 実務における知識の能力の発揮 <p>が揃った価値で機能していくことが必要になるものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> したがって、特許庁職員に対する研修の波及効果(アウトカム)を測るモニタリング指標としては、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 審査官による審査件数 ◇ 特許庁が行う審査に対する内外国の企業等から提示される評判等 ◇ 特許庁が行う国際サーチレポート(ISR)に対する内外国の企業等からの評価等 <p>等も候補として加えておいていいかもしれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報・研修館としては、研修事業の成果(アウトプット)と効果(アウトカム)のあり方、そのモニタリング方法等について、平成28年度以降も、引き続き内部検討を重ねていく予定である。 																				
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特許庁の目標である「世界最速・最高品質の審査」の実現に資する改善の取組、具体的には、先端技術分野の技術動向に関する技術研修の充実、実務演習の拡充等を実施したこと。 ② 語学研修の受講形態の多様化によって、受講生増になったこと。 ③ 中期計画・年度計画で掲げられていなかったものの、受講生等の要望に基づく研修環境の改善取組を迅速かつ柔軟に行ったこと。 																				
<p>(2) 調査業務実施者の育成研修</p> <p>「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく登録調査機関の調査業務実施者を育成するための研修を着実に実施するとともに、新たに登録調査機関の調査能力を高めるための研修を実施する。</p>	<p>(2) 調査業務実施者の育成研修</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特許庁が定める調査業務実施者育成研修方針に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な研修を毎年度2回以上実施する。 	<p>(2) 調査業務実施者の育成研修</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に貢献するため、特許庁が定める調査業務実施者育成研修方針に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条に規定する調査業務実施者に必要な法定研修(1回の研修期間は約2カ月)を年度内に計4回実施する。受講後のアンケート結果において「有意義だった」と回答する者が全受講生の90%以上となることを目標にし、100%を目指すこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「世界最速・最高品質の特許審査」を担う特許庁審査官が求める調査業務実施者の実践的調査能力を養成するため、外国文献 	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録調査機関の調査業務実施者を育成する研修を年間3回以上実施したか。 ・登録調査機関の調査業務指導者の能力を高めるための研修を年1回実施したか。 ・受講生に対するアンケート調査において「有意義だった」との評価を90%以上の者から確保したか。また、100%を目指すような取組を行ったか。 ・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。 ・先行文献調査における調査方針、調査プロセス、 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「世界最速・最高品質の特許審査」の実現に貢献するため、調査業務実施者の育成研修を年4回(1回の研修期間は2カ月)実施した。募集要項の作成と募集、受講料の収納、受講決定者の登録・管理等に係る業務、講義・演習会場の手配、講師の手配、出席管理、成績管理、受講生・講師からの評価結果調査及び修了認定等の一連の業務を確実に遂行した。主要な業績は以下のとおり。 <p>◆調査業務実施者の育成研修の実施状況(4回実施)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講生(4回計)</td> <td>600名</td> <td>596名</td> </tr> <tr> <td>修了者(4回計)</td> <td>472名</td> <td>470名</td> </tr> <tr> <td>修了率</td> <td>79%</td> <td>79%</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆受講生の受講後評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>有意義であった</th> <th>不満が残った</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査業務実施者育成研修</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓ 年度計画に掲げた数値目標(90%)以上を超過達成</p> <p>◆外国文献調査演習やグループ討議等の充実 調査業務実施者の実践的調査能力を養成するため、外国文献調査演習やグループ討議等を充実した。</p>		平成27年度	平成26年度	受講生(4回計)	600名	596名	修了者(4回計)	472名	470名	修了率	79%	79%		有意義であった	不満が残った	調査業務実施者育成研修	100%	—	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと。 ② 外国文献調査演習やグループ討議等の充実、面接における説明能力育成に関するカリキュラムの充実を行うことにより、研修効果を高め、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」の実現に貢献するとともに、受講生の修了率を大きく向上させたこと。 <p>〈課題と対応〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 課題となっていた調査業務実施者の育成研修、登録調査機関の調査業務 	
	平成27年度	平成26年度																						
受講生(4回計)	600名	596名																						
修了者(4回計)	472名	470名																						
修了率	79%	79%																						
	有意義であった	不満が残った																						
調査業務実施者育成研修	100%	—																						

	<p>② 登録調査機関の調査能力を高めるための研修を毎年度1回以上実施する。</p>	<p>② 登録調査機関の調査業務指導者に求められる能力を習得させるための研修(1回の研修は2日)を、引き続き年1回実施する。受講後のアンケート結果において「有意義だった」と回答する者が全受講生の90%以上となることを目標にし、100%を目指すこととする。</p> <p>• 研修受講料(平成26年度は22.6千円)の妥当性を検討する。</p>	<p>調査結果の説明能力育成に関するカリキュラムを充実したか。</p> <p>• 調査業務実務者の海外で通用する実践的調査能力を高めるため、外国文献調査演習やグループ討議等を充実したか。</p> <p>• 受講料について、方針を定め妥当性を検討したか。</p>	<p>◆<u>研修フロー及び面接評価第一の評価内容の見直し</u> 面接官には、受講生に与えられた課題をインタラクティブに再認識させることを求め、受講生の実態を把握した上で能力開発をする面接に変更 ↓ 受講生が自らの課題を再認識し、当該課題を克服する機会を与えられたことにより、<u>研修効果が向上</u></p> <p>◆<u>外国特許文献検索業務のためのカリキュラムの見直し</u> 外国特許文献検索業務のための知識習得のため、「分類の概論」及び「検索の考え方と報告書の作成」の科目中に加えた。</p> <p>◆<u>外国特許文献検索実習の実施</u> 外国特許文献検索のための検索キーの探索方法、高度検索端末による外国語文献検索手法等について実習を強化 ↓ <u>受講生の理解度が高まった。</u></p> <p>◆<u>研修内容の改善取組による成果(アウトプット)</u> 受講生の修了率:平成26年度実績値 75.6% ↓ <u>平成27年度実績値 78.7%</u></p> <p>◆<u>研修受講料の妥当性に関する検討</u> • 複数年度(平成26、27年度)の収支を分析した。 • 検討の結果、平成28年度の実費は、現状維持が妥当であると結論した。</p> <p>② 登録調査機関の指導者の能力育成のため、募集要項の作成と募集、受講料の収納、受講決定者の登録・管理等に係る業務、講義・演習会場の手配、講師の手配、出席管理、成績管理、受講生・講師からの評価結果調査及び修了認定等の一連の業務を確実に遂行した。主要な業績は以下のとおり。</p> <p>◆<u>登録調査機関の調査業務指導者研修の実施状況(1回実施)</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 1188 2252 1262"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>平成26年度</td> </tr> <tr> <td>受講生</td> <td>34名</td> <td>14名</td> </tr> </table> <p>◆<u>受講生の受講後評価結果</u></p> <table border="1" data-bbox="1507 1325 2252 1430"> <tr> <td></td> <td>有意義であった</td> <td>不満が残った</td> </tr> <tr> <td>調査業務実施者調査能力向上研修</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>↓ <u>年度計画に掲げた数値目標(90%)以上を超過達成</u></p> <p>◆<u>研修受講料の妥当性に関する検討</u> • 複数年度(平成26、27年度)の収支を分析の結果、受講料は現状維持が妥当であると結論した。</p>		平成27年度	平成26年度	受講生	34名	14名		有意義であった	不満が残った	調査業務実施者調査能力向上研修	100%	—	<p>指導者研修の実費については、収支分析の結果、現状維持が妥当との結論を得たため、平成28年度も受講料の改定は行わないこととした。</p> <p>② 引き続き、特許庁の新たな目標となる「世界最速・最高品質の審査」の実現に貢献できるよう、外国特許文献の調査能力や審査官への説明を念頭に置いたコミュニケーション能力の向上に力を入れていく必要がある。</p>	
	平成27年度	平成26年度																
受講生	34名	14名																
	有意義であった	不満が残った																
調査業務実施者調査能力向上研修	100%	—																
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉 ① 外国文献調査演習やグループ討議等の充実、面接評価第一の評価内容の見直し等を行い、研修内容の改善取組による成果(アウトプット)である研修受講生の修了率が向上した点。</p>														
<p>(3) 行政機関・民間企業等の人材に対する研修</p> <p>公益的見地から中立・公平に実施することを基本</p>	<p>(3) 行政機関・民間企業等の人材に対する研修</p> <p>公益的見地から中立・公平に実施することを基本</p>	<p>(3) 行政機関・民間企業等の人材に対する研修</p> <p>特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及び</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>• 弁理士、民間企業の知財部員等を対象とする特許</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p>	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲</p>													

に、行政機関や民間企業等において知的財産権に関する業務に従事する者の実務的な知見や先行技術調査能力を高めるための研修を効果的に実施するとともに、中小・ベンチャー企業等に対してはより参加しやすい形態での研修を実施する。その際には、受講者数やその推移、費用対効果及び市場化テストの実施結果を踏まえ、独立行政法人として実施する必要性について講座ごとに厳格に検証し、必要な見直しを行う。

に、政府の促進する知的財産関連人材の育成に向けた政策に資する観点から、大学を含む民間の知的財産人材育成機関と協力・補完しながら行政機関・民間企業等の知的財産関連人材の育成を推進するため、特許庁の有する知識・経験及びノウハウの提供等を以下の研修を含め、必要な研修を実施することで行う。

- ① 弁理士、民間企業の知財部員等の知的財産専門人材に対する特許要件の判断等に係る実務能力向上のための研修
- ② 民間企業等の検索業務者に対する特許情報等に係る調査・検索能力向上のための研修
- ③ 中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員等に対する知的財産の保護・活用能力向上のための研修
- ④ 行政機関等の知的財産関連業務担当者に対する知的財産に係る業

ノウハウ等を活用して以下の研修を実施する。受講後のアンケート結果において「有意義だった」と回答する者が全受講生の90%以上となることを目標にし、100%を目指すこととする。

- ① 弁理士、民間企業の知財部員等の知的財産専門人材に対し、特許要件の判断等に係る実務能力を向上させる目的で、特許審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修、意匠拒絶理由通知応答研修を民間との共催により、それぞれ年度内に3回、1回、1回、実施する。
- ② 出願の厳選等を促進するうえで重要となる民間企業等の検索業務担当者における特許情報等の調査・検索能力を向上するための検索エキスパート研修[上級]、同[意匠]を、それぞれ年度内に4回、1回、さらに特許調査実践研修を年度内に1回、実施する。
- ③ 中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員等に対する知的財産の保護・活用能力向上のために、知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]、知的財産権研修[産学官連携]を、それぞれ年度内に2回、1回、1回、実施する。
- ④ 行政機関等における知的財産関連の業務担当者の業務遂行能力を向

審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修、意匠拒絶理由通知応答研修を民間との共催も含め、それぞれ年度内に3回、1回、1回、実施したか。

- 民間企業等の検索業務担当者の特許情報の調査・検索能力を向上するため、検索エキスパート研修[上級]、同[意匠]を、それぞれ年度内に4回、1回、さらに特許調査実践研修を年度内に1回、実施したか。
- 中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員等を対象とする知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]、知的財産権研修[産学官連携]を、それぞれ年度内に2回、1回、1回、実施したか。
- 行政機関等の知的財産関連の業務担当者を対象とする知的財産権研修[初級]を、年度内に4回、実施したか。
- 知的財産プロデューサーに対する事業戦略を支援する能力の向上のための研修を1回以上実施したか。
- 研修内容の充実に関する取り組みを不断に実施しているか。
- 受講者の研修に対する評価で「有意義だった」と回答する者が80%を越えたか。
- 上記の研修について、独立行政法人が実施する必要性を厳格に検証し、一部の研修については民間等との共催を進めたか。
- 中期計画・年度計画で掲

- ① 知的財産専門人材(弁理士、企業知財部員等)を対象に、特許要件の判断等に係る実務能力を向上させる目的で、特許審査基準討論研修、意匠審査基準討論研修、意匠拒絶理由通知応答研修を実施した。

◆知財専門人材を対象とする研修の実施

- 情報・研修館と特許庁の知見とノウハウを活用し、民間機関との共催により、以下の研修を実施した。

研修タイトル	実施回数
特許審査基準討論研修	3回
意匠審査基準討論研修	1回
意匠拒絶理由通知応答研修	1回

(注1)これら研修は、平成28年度以降の民間移行を前提にして実施したものである。
(注2)実施回数は年度計画で掲げた回数と同じ。

- ② 民間企業等の検索業務担当者を対象に、特許情報等の調査・検索能力を向上するための検索エキスパート研修[上級]、検索エキスパート研修[意匠]、特許調査実践研修を実施した。

◆民間企業等の検索業務担当者を対象とする研修の実施

- 情報・研修館と特許庁の知見とノウハウを活用し、以下の研修を実施した。

研修タイトル	実施回数
検索エキスパート研修[上級]	4回
検索エキスパート研修[意匠]	1回
特許調査実践研修	1回

(注)実施回数は年度計画で掲げた回数と同じ。

- ③ 中小・ベンチャー企業の知的財産の保護・活用能力向上のため、知的財産活用研修[検索コース]、知的財産活用研修[活用検討コース]、知的財産権研修[産学官連携]を実施した。

◆中小・ベンチャー企業の経営者や知財部員等に対する研修の実施

- 情報・研修館の知見とノウハウを活用し、以下の研修を実施した。

研修タイトル	実施回数
知的財産活用研修[検索コース]	2回
知的財産活用研修[活用検討コース]	1回
知的財産権研修[産学官連携]	1回

(注)実施回数は年度計画で掲げた回数と同じ。

- ④ 行政機関等の知的財産関連の業務担当者を対象に、知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知的財産権研修[初級]を実施した。

げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと。

- ② 政府全体としても大きな政策課題となっているグローバル知財人財の育成・確保について、前倒して事業実施体制を確立するなど、年度計画で掲げる「所要の取組の検討・準備を進める。」を越える取組を行ったこと10件のケーススタディ教材を含む教材等を開発するとともに、効果検証研修を実施し、教材等の改訂版を作成したこと。

〈課題と対応〉

- ① 一部研修の民間への移管を円滑に進めるとともに、政府全体としても大きな政策課題となっているグローバル知財人財の育成・確保について着実に事業を進めていくことが必要になっている。

務遂行能力向上のための研修

- ⑤ 知的財産プロデューサーに対する知的財産戦略の視点から事業戦略を支援する能力向上のための研修

また、上記の研修の実施にあたっては、市場化テストの実施結果等に示された情報・研修館に対する社会のニーズの把握に努めながら、以下の点に重点的に取り組む。

- ・ 討論形式を取り入れるなど研修生の相互研鑽が行われるようにすること。
- ・ 講師の充実及び研修内容の質的向上を図ること。
- ・ 個別の研修に対する要望を的確に把握し、研修内容に反映させること。
- ・ 特許庁職員と合同で研修を実施する機会を確保し、相互の研修の効果を高めること。
- ・ 中小・ベンチャー企業等に対して、より参加しやすい形態で研修を実施すること。
- ・ 民間等において対応が容易となった研修については合理化を図ること。

上記(1)から(3)の研修を通じ、研修生に対するアンケート調査において、「有意義だった」との評価を毎年

上させるため、知的財産権制度や実務上必要な諸制度に関する知的財産権研修[初級]を、年度内に4回、実施するとともに、研修受講から一定期間経過した後に、受講生が職場等における業務で研修効果を活かしているか等について確認するフォローアップ調査を実施する

- ⑤ 研究開発機関等に派遣する知的財産プロデューサー(2.(1)に記載)の能力向上を目的として、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略等の研修を実施する。

げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

◆行政機関等の知的財産関連の業務担当者に対する研修の実施

- ・ 情報・研修館の知見とノウハウを活用し、以下の研修を実施した。

研修タイトル	実施回数
知的財産権研修[初級]	4回

【注】実施回数は年度計画で掲げた回数と同じ。

- ・ 研修受講から一定期間の経過後に、フォローアップ調査を実施

↓
講義内容が業務上役立ったとの回答が89%
業務上でも役立つ研修であったことが確認された

- ⑤ 知的財産プロデューサー等の能力向上のため、研究開発戦略、知的財産戦略、事業戦略等の研修を、計4回実施した。

上記の①～⑤の研修実施に際しては、討論形式の導入、講師の充実、研修内容の見直し、受講者から聴取した要望への対応等を、適宜実施

↓
全ての研修で、受講者の95%以上から「有意義な内容」との評価
目標とした値を越えている

中小・ベンチャー企業等の受講者に対しては、受講料の減免を実施

↓
中小企業等の受講者から謝意

中期目標に掲げられた、「独立行政法人として実施する必要性について講座ごとに厳格に検証」するため、調査事業を実施した。主要な業務実績は以下のとおり。

◆情報・研修館が実施する研修と同様な内容の民間主催の研修等の調査

- ・ 情報・研修館が実施する民間企業等の人材に対する研修の今後のあり方を検討するため、民間等が実施している研修等を網羅的に調査し、報告書としてとりまとめた。
- ・ 調査結果をもとに、研修の内容充実、研修の民間移管等の検討を平成28年度から実施する予定。

上記の(1)～(3)の全ての研修において、研修内容の改善、研修環境の改善、討論形式の導入、講師の充実、受講者から聴取した要望への迅速な対応等を実施

↓
全ての研修で、受講者の95%以上から「有意義な内容」との評価
目標とした値(80%以上)を超過達成

	度平均で80%以上の者から確保するとともに、100%を目指すこととする。																																																	
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 研修の持続的な改善取組を実施したことによって、中期計画に掲げられた数値目標を大幅に超過達成したこと。</p>																																														
<p>(4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供</p> <p>特許庁職員を含む知的財産に関連する人材に対して行っている情報通信技術を活用した自己研鑽の機会の提供を充実させる。</p>	<p>(4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供</p> <p>① 特許庁職員を含む知的財産関連人材全般の学習機会を拡大し、かつ、ニーズに応じた多様な学習教材を提供するため、特許庁の有する知識・経験及びノウハウに基づいたeラーニングによる学習教材を改訂版を含め5年間で15科目以上作成するとともに、eラーニングシステムの利用性の向上を図る。</p> <p>② 研修において使用した教材について、公開可能なものは、ホームページ等を通じて外部に提供する。</p>	<p>(4) 情報通信技術を活用した学習機会の提供</p> <p>① 特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及びノウハウを活用して、平成26年度に策定したeラーニング教材改訂計画に則った改訂分を含め計3科目のeラーニング教材を開発する。</p> <p>・ 現行のeラーニングシステムホスティングサービスの契約が平成27年度末で終了することを踏まえ、次期ホスティングサービスの調達に向け、平成27年度上期までに、費用対効果を十分に踏まえながらユーザーの利便性の向上を図るため、次期システムのあり方について調査・検討する。</p> <p>② 情報・研修館が実施する研修等で用いる教材のうち、産業財産権制度の学習に有効な教材等、開示可能なものについては、引き続きホームページ等に掲載して広くユーザーの利用に供する。情報・研修館の定期刊行物である「特許研究」については、1年に2回(3月及び9月)編集・発行することとし、情報・研修館のホームページに電子化した雑誌</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>・ 特許庁職員及び民間等の知的財産人材の自己研鑽の機会を充実・拡大させるため、eラーニング用教材を5年間で15科目以上作成する計画を達成するため、27年度に3コンテンツ以上を開発し、27年度までに累計15コンテンツ以上を開発したか。</p> <p>・ 27年度以降のeラーニング用教材の改訂について、特許庁と優先順位を定めたか。</p> <p>・ 公開可能な研修教材は、ホームページ等を通じて外部に提供しているか。</p> <p>・ 情報・研修館の定期刊行物である「特許研究」を編集・発行し、ホームページで公開するとともに、関係機関等に提供したか。</p> <p>・ 中期計画・年度計画を上回った部分について特筆すべき点はあるか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 特許庁及び情報・研修館が有する知識・経験及びノウハウを活用して、最新のトピックであってユーザーの関心も極めて高いeラーニング教材の開発及び改訂を行った。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆ 開発したeラーニング教材 平成27年度に開発または改訂した教材は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>eラーニング教材のタイトル</th> <th>新規</th> <th>改訂</th> <th>視聴時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業財産権の現状と課題(平成27年度版)</td> <td>○</td> <td></td> <td>59分</td> </tr> <tr> <td>平成27年度特許法等改正講義</td> <td>○</td> <td></td> <td>56分</td> </tr> <tr> <td>営業秘密・知財戦略セミナー</td> <td>○</td> <td></td> <td>47分</td> </tr> <tr> <td>改訂「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」の概要</td> <td>○</td> <td></td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」の概要</td> <td>○</td> <td></td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>ハーグ協定のジュネーブ改正協定(概要編)</td> <td>○</td> <td></td> <td>96分</td> </tr> <tr> <td>中国職務発明条例案の紹介(平成27年度日中連携セミナー)</td> <td>○</td> <td></td> <td>38分</td> </tr> <tr> <td>中国専利法第4次改正案の紹介(平成27年度日中連携セミナー)</td> <td>○</td> <td></td> <td>45分</td> </tr> <tr> <td>日米英独仏の知財裁判官・弁護士による模擬裁判「標準必須特許の差止と損害賠償について」</td> <td>○</td> <td></td> <td>400分</td> </tr> <tr> <td>面接の概要</td> <td></td> <td>○</td> <td>58分</td> </tr> </tbody> </table> <p>計10コンテンツ</p> <p>・ 年度計画では3コンテンツの作成を計画していたが、ニーズが高いものを前倒しで作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>年度計画で掲げた数値目標(3科目)を超える成果(アウトプット)</p> <p>② 情報・研修館が実施する研修・セミナー等で使われた教材のうち、著作者の許諾が得られたものはホームページの該当ページに掲載するなど、幅広い層での利活用を促した。</p> <p>・ 研修教材のホームページ掲載：平成27年度は2件を新規掲載</p> <p>・ 情報・研修館の定期刊行物である「特許研究」は年間2回発行し、関係機関に配布すると同時に、ホームページにも電子ファイルを掲載、</p>	eラーニング教材のタイトル	新規	改訂	視聴時間	産業財産権の現状と課題(平成27年度版)	○		59分	平成27年度特許法等改正講義	○		56分	営業秘密・知財戦略セミナー	○		47分	改訂「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」の概要	○		60分	「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」の概要	○		45分	ハーグ協定のジュネーブ改正協定(概要編)	○		96分	中国職務発明条例案の紹介(平成27年度日中連携セミナー)	○		38分	中国専利法第4次改正案の紹介(平成27年度日中連携セミナー)	○		45分	日米英独仏の知財裁判官・弁護士による模擬裁判「標準必須特許の差止と損害賠償について」	○		400分	面接の概要		○	58分	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果：A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したことに加え、数値目標を超える成果を得たこと。</p> <p>② 最新のトピックであって、ユーザーの関心も極めて高い、「平成27年度特許法等改正講義」、「産業財産権の現状と課題」等を含め、年度計画で予定していた3コンテンツを大幅に上回る10コンテンツの開発・改訂を行ったこと。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>① 引き続き、ユーザーの関心も高く、研修効果も高いテーマについてコンテンツの開発を進めていく必要がある。</p>	
eラーニング教材のタイトル	新規	改訂	視聴時間																																															
産業財産権の現状と課題(平成27年度版)	○		59分																																															
平成27年度特許法等改正講義	○		56分																																															
営業秘密・知財戦略セミナー	○		47分																																															
改訂「特許・実用新案審査基準」及び「特許・実用新案審査ハンドブック」の概要	○		60分																																															
「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」の概要	○		45分																																															
ハーグ協定のジュネーブ改正協定(概要編)	○		96分																																															
中国職務発明条例案の紹介(平成27年度日中連携セミナー)	○		38分																																															
中国専利法第4次改正案の紹介(平成27年度日中連携セミナー)	○		45分																																															
日米英独仏の知財裁判官・弁護士による模擬裁判「標準必須特許の差止と損害賠償について」	○		400分																																															
面接の概要		○	58分																																															

			を掲載することにより公開するとともに、冊子体は国公立図書館をはじめとする関係機関等に配布する。																	
					<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 中期計画・年度計画に掲げられた目標を大幅に超えるeラーニング教材の開発と改訂を行い、特許庁職員に対する研修、民間等を対象とする研修での利用促進を進めてきたこと。</p>															
<p>(5)人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援</p> <p>知的財産権に関する実践的な知識及び経験を備えた人材の育成に資するため、知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成に必要な情報や資料の整備、提供を行うこと等により、実践的な能力構築を支援する。</p>	<p>(5)人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援</p> <p>① 知的財産権に関する実践的な知識を備えた人材の育成を目的として、知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成に必要な情報や資料を整備し、効率的に提供を行う。また、これまでに作成した情報や資料の見直しを行うとともに、ホームページ公開の準備を進め、準備の整ったものから、情報・研修館のホームページにおいて公開する。</p> <p>② 人材育成に資する情報や資料を利用し、知的財産権に関する実践的な能力構築を支援する事業を展開する。</p>	<p>(5)人材育成に資する情報の提供及び実践的な能力構築の支援</p> <p>① 知的財産関連人材の育成に資する教材・資料等の開発、実践的な能力育成を目的とするセミナー等の開催支援を行う。</p> <p>・「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)において示されたグローバル知財人財の育成・確保について、特許庁等関係機関と協力しつつ、平成27年度から本格的に中小企業向けのケース教材開発等に着手する。</p> <p>・民間の知的財産人材育成機関7団体と連携し、知的財産人材育成推進協議会の一員として、民間や行政機関の人材育成に資するオープンセミナー(年度内に2回以上実施)を企画し、協議会事務局としてセミナーの運営を担う。</p> <p>② 情報・研修館が保有する人材育成用学習資料等を活用しながら、明日の産業人材を対象とする知的財産に関する創造力・実践力・活用力の</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>・知的財産権の重要性に係る意識の啓発及び醸成に必要な情報・資料を整備し、効率的に提供するための取組を行ったか。</p> <p>・「知的財産政策に関する基本方針」(平成25年6月7日閣議決定)を踏まえたグローバル知財人財の育成に資する教材等資料の作成・提供を進めるための取組を行ったか。</p> <p>・中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p> <p>・明日の産業人材を対象に知的財産に関する創造力・実践力・活用力の開発を推進する人材育成事業について、平成25年度の外部有識者から構成された委員会の提言を踏まえ、導入・定着型と展開型の2種目に分けて実施し、グッドプラクティスを生み出したか。</p> <p>・高校生、高専生、大学生を対象とする特許コンテスト・デザイン特許コンテストを共催団体と連携して開催したか。</p> <p>・上記の取組において、特筆すべき成果はあるか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 「知的財産政策に関する基本方針(平成25年6月7日閣議決定)」で示されたグローバル知財人財の育成・確保について、情報・研修館は、中小・ベンチャー企業等のグローバル知財人財の育成に資する教材及び学習用資料の開発に取り組み、中小企業等の経営層へのヒヤリングにより収集した事例をもとに、ケース教材等を開発。開発したケース教材を使った効果検証研修を実施し、教材等の改訂版を作成した。主要な業務実績は以下のとおり。</p> <p>◆中堅・中小・ベンチャーの経営層と経営支援層を対象とした教材開発(開発手順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリング先の候補となる中堅・中小企業の選定 ・選定した中堅・中小企業の経営層へのヒヤリング実施 ・海外展開、新事業展開に関するケーススタディ教材を10件開発 ・ティーチングノートも開発 ・開発教材を用いた効果検証研修を実施 ・ケース教材とティーチングノートの改訂 <p>(成果)</p> <p>成果(アウトプット)として計10編の教材(開発した教材に対する評価)</p> <p>教材を使った有識者、効果検証研修の受講者の双方から極めて高い評価(教材の利活用)</p> <p>平成28年度に、ワークショップ等で利活用を開始する予定</p> <p>◆知的財産人材育成推進協議会(民間の7団体と構成)の事務局として、“産業生態系の加速的変革における知財活用の新たな挑戦 ～次世代の知財マネジメント人財について考える～”とのタイトルでオープンセミナーを、計3回開催した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>セミナータイトル</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>IoTと製造業のサービス化における知財活用～次世代の知財マネジメント人財の方向性～</td> <td>133名</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>産業生態系の加速的変革における知財活用の新たな挑戦</td> <td>132名</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>IoT/インダストリー4.0時代の日本をどう方向付けるか</td> <td>166名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>431名</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 高等学校(専門学科)の生徒及び高等専門学校(高専)の学生を対象に、知的財産権制度の理解、知的財産の権利化と活用に関する実践学習を支援するため、「明日の産業人材育成のための知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」(以下、開発事業という)を実施。さらに、年に1回全国規模の特許コンテスト/デザイン特許コンテストを開催。主要な業務実績は以下のとおり。</p>		セミナータイトル	参加者数	第1回	IoTと製造業のサービス化における知財活用～次世代の知財マネジメント人財の方向性～	133名	第2回	産業生態系の加速的変革における知財活用の新たな挑戦	132名	第3回	IoT/インダストリー4.0時代の日本をどう方向付けるか	166名	合計		431名	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を確実に実施した(コメント:パテントコンテストの応募件数のみ目標未達)。</p> <p>② 政府全体としても大きな政策課題となっているグローバル知財人財の育成・確保について、10件のケーススタディ教材を含む教材等を開発するとともに、効果検証研修を実施し、教材等の改訂版の作成にまで至るなど、年度計画(「教材開発等に着手する」)を大きく上回る取り組みを行ったこと。</p> <p>③ 学校等での知財学習支援において、着実に成果を上げていること。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>① 平成27年度に作成したケーススタディ教材等について、その利活用を積極的に推進する方策を具体化することが課題の1つとなっている。</p> <p>② 平成28年度も引き続きグローバル知財人財の育成・確保に努めるとともに、引き続きケーススタディ教材等の拡充を図る必要がある。</p>
	セミナータイトル	参加者数																		
第1回	IoTと製造業のサービス化における知財活用～次世代の知財マネジメント人財の方向性～	133名																		
第2回	産業生態系の加速的変革における知財活用の新たな挑戦	132名																		
第3回	IoT/インダストリー4.0時代の日本をどう方向付けるか	166名																		
合計		431名																		

開発を推進する人材育成事業を推進する。本事業では、導入・定着型（事業期間：1年）と展開型（事業期間：最長3年）の2種目に分けて公募し、展開型については外部有識者で構成される選定・評価委員会で選定し、年度末に提出される中間成果報告書を同委員会で評価し、委員会からの指摘事項にもとづいて活動改善を求める。こうした取組によってグッドプラクティスを多数生み出し、将来の知的財産制度ユーザーの拡大を目指す。

- 上記事業とも関連する高校生、高専生、大学生を対象とするパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを文部科学省、特許庁、日本弁理士会との共催で年1回開催する。総応募件数の伸長を目標とする。

- 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。

◆開発事業の公募、事業実施校の選定・採択

(公募)

「導入・定着型」と「展開型」の2つの枠で、それぞれ公募

- 導入・定着型

取組期間：1年、最高50万円の活動費を支弁

- 展開型

取組期間：最長3年間、最高100万円／年の活動費を支弁

(選定・採択)

有識者から構成される委員会で審議して選定後、採択

(平成27年度事業での採択校)

タイプ	校種	採択数	タイプ	校種	採択数
導入・定着型	工業高校	45校	展開型	工業高校	3校
	商業高校	22校		商業高校	2校
	農業高校	11校		農業高校	4校
	水産高校	5校		水産高校	2校
	高等専門学校	7校		高等専門学校	2校
	合計	90校		合計	13校

(注)展開型13校には、平成26年度採択校(8校)を含む

◆開発事業の実施による成果(アウトプット)

(学校内の指導体制)

委員会等の構築等

(知財学習指導者(教員)の育成)

指導者の拡大、他機関指導者との連携等

(外部との連携体制構築)

企業等との商品開発アイデアに関する連携、学校間での連携、

地域の弁理士等の知財専門家との連携等

(効果的な知財学習法、創造学習法の導入・開発)

独自教材や指導法の開発、アクティブラーニングの導入等

◆開発事業の実施による波及効果(アウトカム)

(学生・生徒による発明、創作等)

学内コンテスト、サンフェアでの発表(優秀者の表彰)

パテントコンテスト、デザインパテントコンテストへの応募

優秀者には弁理士による明細書作成指導

権利化された知財の活用等

◆パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催

情報・研修館が実施事務局となり、文科省、特許庁、弁理士会との共催

で、高校生、高専生、大学生を対象とする「パテントコンテスト/デザイン

パテントコンテスト」を開催した。また、応募案件の中から優れた作品とし

て出願支援対象発明または創作を選出した。

(応募件数と出願支援件数)

	部門	応募数	出願支援数
パテント コンテスト	大学部門	160件	11件
	高専部門	59件	3件
	高校部門	198件	17件
デザイン パテント コンテスト	大学部門	83件	14件
	高専部門	33件	2件
	高校部門	153件	14件
合計		686件	61件

(表彰式の開催)

出願支援対象者を表彰 → 弁理士が出願を支援

特に優秀な者は、主催団体の主催者賞を授与

平成27年度は、コンテスト応募数の増加を目指したが

				応募総数の増加には至らなかった																																
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 政府が重視している、グローバル知財人財のうち、中堅・中小・ベンチャー企業の経営層及び経営支援層に利活用してもらうケース教材等を開発し、効果検証研修の受講者や有識者から高評価を得たこと。</p> <p>② 今後のケース教材利活用の検討も進められたこと。</p>																																
<p>(6) 海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p>経済のグローバル化の進展に伴い、国際的に知的財産が適切に保護される環境の整備が世界的な課題となっている中、特許審査ハイウェイ、PCT等各国特許庁の国際分業が進み、人材育成の一層の国際協力の必要性が高まっていることにかんがみ、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を推進する。</p>	<p>(6) 海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p>中国等、アジアの人材育成機関との育成機関間連携会合を開くとともに、WIPO・GNIPAの会合（知的財産研修所長シンポジウム）に参加し、情報・研修館の取組を発信するなど、海外の知的財産人材育成機関との情報交換及び相互協力を推進する。</p>	<p>(6) 海外の知的財産人材育成機関との連携・協力の推進</p> <p>① 中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）や韓国国際知識財産研修院（IIPTI）と人材育成機関間会合を開催するなど、知的財産人材育成に係る各機関の最新の取組等についての情報交換及び各機関との相互協力を推進する。</p> <p>・ これら人材育成機関と協力して、民間等の知財専門家を対象にした研修会を開催し、それらの資料等をホームページで公開するとともに、資料等の一部をeラーニングコンテンツとして開発し提供する。</p> <p>・ アセアンなどアジア地域における知的財産人材育成機関と情報交換及び相互協力を行うなど、アジア地域における知的財産人材育成機関とのネットワーク構築を進める。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <p>・ CIPTCやIIPTIとの会合及び民間等の知的財産人材を対象とする研修会の開催等が行われたか。</p> <p>・ アジア地域の知的財産人材育成機関との情報交換及び相互協力を推進し、ネットワークを構築する取組を進めたか。</p> <p>・ CIPTCやIIPTIと開催する研修会の資料等を編集して、eラーニングコンテンツを開発し提供したか。</p> <p>・ 中期計画・年度計画で掲げる取組以外で目標を達成するために行った特筆すべき取組はあるか。</p>	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>① 産業財産権の出願規模が大きくなっている中国、韓国で知的財産人材育成に注力され始めている状況を踏まえ、両国の知的財産人材育成機関である、中国特許庁（SIPO）に属する「知識産権トレーニングセンター（CIPTC）」及び韓国特許庁（KIPO）に属する「国際知識財産研修院（IIPTI）」との会合を行い、両機関との相互協力協定のもとに連携事業を行った。主要な実績は以下のとおり。</p> <p>◆ 海外の知的財産人材育成機関との会合及び連携セミナーの開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会合名</th> <th>開催地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6/2</td> <td>第6回日中韓人材育成機関長会合</td> <td>北京</td> </tr> <tr> <td>6/3</td> <td>第4回日中韓連携セミナー</td> <td>北京</td> </tr> <tr> <td>8/26</td> <td>第9回日中韓人材育成機関間連携会合</td> <td>東京</td> </tr> <tr> <td>8/27</td> <td>第5回日中韓連携セミナー</td> <td>東京</td> </tr> <tr> <td>11/17</td> <td>第3回日韓人材育成機関実務者会合</td> <td>ソウル</td> </tr> <tr> <td>11/17</td> <td>第3回日韓連携セミナー</td> <td>ソウル</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 東京開催の日中連携セミナーでは、我が国の知財関係者の興味が高いテーマを取り上げたため、参加者からの評価が極めて高かった。</p> <p>◆ 海外の知的財産人材育成機関との会合及び連携セミナー 日本企業の進出が盛んな ASEAN 諸国の中で、平成27年度は、特にベトナムの人材育成機関である VIPRI との連携強化を図るため、下記の会合と連携セミナーを実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会合名</th> <th>開催地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9/16</td> <td>日越人材育成機関間会合</td> <td>ハノイ</td> </tr> <tr> <td>9/16</td> <td>日越人材育成機関連携セミナー</td> <td>ハノイ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆ 外国の人材育成機関との連携成果としてのeラーニングコンテンツの作成 第5回日中連携セミナーでの講演をもとに、以下のコンテンツを作成した。 「職務発明条例案について」 「第4次専利法改正案について」</p>	開催日	会合名	開催地	6/2	第6回日中韓人材育成機関長会合	北京	6/3	第4回日中韓連携セミナー	北京	8/26	第9回日中韓人材育成機関間連携会合	東京	8/27	第5回日中韓連携セミナー	東京	11/17	第3回日韓人材育成機関実務者会合	ソウル	11/17	第3回日韓連携セミナー	ソウル	開催日	会合名	開催地	9/16	日越人材育成機関間会合	ハノイ	9/16	日越人材育成機関連携セミナー	ハノイ	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果：A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施したこと。</p> <p>② ベトナムの人材育成機関である VIPRI との人材育成機関間会合及び連携セミナーを開催し、今後、ASEAN 地域における知的財産人材育成機関とのネットワーク構築を進めるための足がかりを強化することができたこと。</p> <p>③ 東京で開催された第5回日中連携セミナーにおいて、中国における職務発明条例案及び第4次専利法改正案というユーザーの関心の高いテーマを設定し、多数の参加者から高い評価を得たこと。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>① 引き続き、着実に中国、韓国との連携を進めるとともに、ベトナムとの連携強化を通じて ASEAN 諸国とのネットワーク構築に取り組んでいくことが課題となっている。</p> <p>② 平成28年度以降も引き続き ASEAN との連携強化を進めることとしている。</p>	
開催日	会合名	開催地																																		
6/2	第6回日中韓人材育成機関長会合	北京																																		
6/3	第4回日中韓連携セミナー	北京																																		
8/26	第9回日中韓人材育成機関間連携会合	東京																																		
8/27	第5回日中韓連携セミナー	東京																																		
11/17	第3回日韓人材育成機関実務者会合	ソウル																																		
11/17	第3回日韓連携セミナー	ソウル																																		
開催日	会合名	開催地																																		
9/16	日越人材育成機関間会合	ハノイ																																		
9/16	日越人材育成機関連携セミナー	ハノイ																																		
				<p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 日中韓に加え、日本企業の進出とともに、現地人の知財リテラシーに関する要望が高くなっている ASEAN 諸国、特にベトナムとの連携強化を進め、現地での連携セミナーの開催等を進めたこと。</p>																																

4. その他参考情報

独立行政法人通則法第28条の4に定める評価結果の業務運営の改善等への反映状況

- 今後の評価に当たっては、研修等の満足度等だけではなく、人材育成業務を実施することにより発現することが期待される成果・効果についての客観的かつ具体的な指標を設定し評価を行うものとする。
→情報・研修館としては、効果的な研修事業の実施のために、特許庁職員に対する研修の波及効果(アウトカム)を計る指標として、研修の成果(アウトプット)と効果(アウトカム)、そのモニタリング方法等について、平成27年度から検討を開始(その一部の内容については本評価書に開示)し、平成28年度以降も、引き続き内部検討を重ねていく。
- 特許庁職員向け研修を除く研修については、引き続き、民間能力を活用する等、効率的な実施に向けた検討や取組を行うものとする。
→特許審査基準討論研修等の知的財産専門人材を対象とする研修については、独立行政法人として実施する必要性について検証した結果、平成26年度から民間と共催で実施している研修については平成28年度以降円滑に民間へ移行できるよう緊密に連携して研修を実施した。これら研修に加え、本年度実施した「工業所有権情報・研修館が実施する民間企業等に対する研修に関する調査事業」の報告書の内容等最新の状況に基づいて民間への移管可能性について検討する予定。

様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
II	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	平成27年度行政事業レビューシート 事業番号 0568

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(計画値)(千円)	338,853	—	398,651	383,701	368,751	353,801	338,851	
計画値の削減率	—	—	—	3.8%	7.5%	11.3%	15.0%	
一般管理費(実績値)(千円)	—	—	398,651	349,753	328,753	331,322	326,122	
初年度実績値に対する削減率	新規追加・拡充分を除き、中期目標期間終了時までに同期間中の初年度に比べて15%程度の効率化	—	—	12.3%	17.5%	16.9%	18.2%	
達成度	—	—	—	324%	233%	150%	121%	
業務経費(計画値)(千円)	—	9,389,096	9,295,205	8,402,133	8,352,487	8,216,852	7,533,381	
業務経費(実績値)(千円)	—	—	8,487,003	8,436,856	8,299,850	7,609,476	5,704,761	
前年度実績値に対する削減率	新規追加・拡充分を除き、前年度対比1%程度の効率化	—	9.6%	0.6%	1.6%	8.3%	25.0%	
達成度	—	—	960%	60%	160%	830%	2,500%	

(注)一般管理費(実績値)及び業務経費(実績値)は、新規・拡充分を除く予算額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>これまで情報・研修館が提供してきた国民向けサービスの維持・向上を図りつつ、さらなる業務運営の効率化に努める。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>〈主な定量的指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規追加もしくは拡充される部分を除き、一般管理費(人件費除く)について前年度予算比1%程度の削減、業務経費については前年度予算比1%程度の削減、特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業に関しては2%程度の削減 <p>〈その他の指標〉</p> <p>なし</p>		<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務運営の効率化に関する各項目の自己評価結果は、 S:0 A:3 B:2 C:0 D:0 であり、総合自己評価をすると「A」に相当する。 ② 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し、数値目標を超える成果を得ていること。 ③ 特許庁の業務運営計画に基づき、平成27年4月に組織再編を行い、知財活用支援センターの新設、センター傘下の各部の新設・再編等、事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果が発揮される業務運営組織への体制の刷新を適確に実施したこと。 ④ 情報提供部と情報管理部の統合及び業務合理化等により7名の削減を実現したこと。 ⑤ 情報・研修館の「基本理念」、「運営基本理念と運営方針」、「行動指針」を策定するとともに、「監査室」を設置し監事との積極的な情報連携を図り、法人のコンプライアンス強化の更なる充実を図ったこと。 <p>〈課題と対応〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中堅・中小企業等に対する中核的な支援実施機関として地方における知財活用の推進を図るため、業務を効果的・効率的に実施し、組織内外の人材とノウハウ等の効果的な活用しつつ業務運営を行う必要がある。 	<p>評価</p>	

					<p>平成28年度以降、新規業務も増えていくので、これまで以上に、外部人材の活用と採用、独自研修の実施、重要プロジェクトの計画的な進捗管理などを積極的に進めて、業務の効果的な実施を図っていく必要がある。</p>																																																																							
<p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>独立行政法人の特長を最大限に活かし、その目標達成に適応した人材の的確な配置や柔軟な組織運営を行い、業務の効果的な実施を図る。また、他機関との連携に向けた取組も含め、業務内容に応じた民間事業者等の能力の効果的活用を推進する。</p>	<p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>業務を効果的に実施するため、人員配置及び組織構成が最も効率的な体制となるよう、業務量等の変動に応じた的確かつ柔軟な組織運営を行う。また、外部能力の効果的な活用の観点から、自ら実施すべき業務を精査し、民間事業者等との協力・連携、アウトソーシングを積極的かつ適正に行う。</p>	<p>1. 業務の効果的な実施</p> <p>特許庁が策定した「業務運営計画」(平成26年6月)において、情報・研修館は「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを受け、情報・研修館では、業務の見直しだけでなく、政府の新たな政策課題への対応、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果発揮のために、平成27年度に業務運営組織の体制を刷新し、事業環境の変化等にも機動的かつ効果的に対応していく。また、高度な知識と能力を有する外部専門人材を積極的に活用することにより効果的に業務を遂行する。</p> <p>・情報提供部と情報管理部の2つの部で遂行してきた知財情報に関する業務には相互協力が必要とする業務が多数存在することを踏まえ、平成27年度より「知財情報部」として両部を統合し、業務の効果的な実施を推進する。また、情報システム等に関する高度な知識をもつ外部専門人材を引き続き採用・活用することにより、業務内容の高度化に対応する。</p> <p>・中小企業等から寄せられる経営問題と深く関連する知的財産に関する各種相談や高度な支援依頼に効果的に対応するため、平成27年度より新たに「知財活用支援センター」を設置して、センター長による効果的な業務マネジメントの下、センター傘下の地域支援部が所掌する知財総合支援窓口の機能強化等業務、相談部が所掌する工業所有権の出願及び権利化の手続き等に関する相談業務、知財戦略部が所掌する知財戦略・営業秘密相談窓口業務と中小企業が海</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果が発揮できる業務運営組織へと体制の刷新を行ったか。 情報提供部と情報管理部の両部を知財情報部として統合し業務の効果的な実施を推進したか。 情報システム等に関する高度な知識をもつ外部専門人材を引き続き採用・活用したか。 新たに知財活用支援センターを設置する等知的財産に関する各種相談や高度な支援依頼に効果的に対応する体制を構築したか。 民間等で経験を積んだ外部専門人材等を積極的に活用したか。 人材育成に関する所掌業務を再整理し関係の深い業務を集約化して業務の効果的な実施を図ったか。 職員に対する独自研修の充実を図ったか。 高い評価に値する特筆すべき取組又は成果があったか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>○業務運営計画(平成26年6月特許庁策定)において、情報・研修館は「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」と位置づけられたことを受け、平成27年4月に組織再編を行い、事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果が発揮される業務運営組織へと体制を刷新した。</p> <p>◆業務運営組織の体制刷新の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 知財情報に関する業務を実施する2つの部(情報提供部、情報管理部)を「知財情報部」として統合して効率化を図るとともに業務の効果的な実施を推進した。 「知財活用支援センター」を新設し、センター傘下に知財に関する各種相談や企業支援対応等を行う3つの部(地域支援部、相談部、知財戦略部)を配置して、効果的な業務マネジメントの下に相互のシナジー効果によるユーザーサービスの質の向上を推進する組織への知性を刷新するとともに、外部専門人材の積極的な活用、業務効果の向上を図った。 研修部と知財人材部(再編前の人材育成部)の所掌業務を再整理し、関係の深い業務を集約化することによって業務の効果的な実施を図った。 内部統制を強化するため「監査室」を新設し、内部監査等を適確に実施する体制を整備した。 <p>◆人材の適確な配置と柔軟な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度期初の体制刷新に伴う人員再配置については、特許庁の業務運営計画に基づく情報・研修館の一部業務と特許庁の一部業務の移管・整理及び新規業務の追加などの変化に対し、理事長・理事の主導により業務の効率化も踏まえて適切に実施し、26年度末に対し2名の増員にとどめた。 <p>◆常勤職員の推移(各年度3月末現在の内訳)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>知財情報部</td> <td>-</td> <td>25</td> <td rowspan="2">△7</td> </tr> <tr> <td>(情報提供部)</td> <td>17</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(情報管理部)</td> <td>15</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修部</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>+2</td> </tr> <tr> <td>知財人材部</td> <td>-</td> <td>10</td> <td rowspan="2">△4</td> </tr> <tr> <td>(人材育成部)</td> <td>14</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>知財活用支援センター</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>+5</td> </tr> <tr> <td>地域支援部</td> <td>-</td> <td>6</td> <td>+6</td> </tr> <tr> <td>相談部</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>知財戦略部</td> <td>-</td> <td>8</td> <td>+8</td> </tr> <tr> <td>(活用促進部)</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>△8</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>(1)</td> <td>(1)</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>人材開発統括監</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>情報統括監</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>審議役</td> <td>1</td> <td>(2)</td> <td>△1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>85</td> <td>87</td> <td>+2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)()の数値は、知財人材部(人材育成部)、研修部、知財活用支援センター、情報統括監の内数</p>		H26年度	H27年度	増減	総務部	15	15	0	知財情報部	-	25	△7	(情報提供部)	17	-	(情報管理部)	15	-		研修部	8	10	+2	知財人材部	-	10	△4	(人材育成部)	14	-	知財活用支援センター	-	5	+5	地域支援部	-	6	+6	相談部	6	6	0	知財戦略部	-	8	+8	(活用促進部)	8	-	△8	参事	(1)	(1)	(0)	人材開発統括監	1	1	0	情報統括監	-	1	1	審議役	1	(2)	△1	合計	85	87	+2	<p>〈評定と根拠〉</p> <p>自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施していること。 ② 特許庁の業務運営計画に基づき、平成27年4月に組織再編を行い、知財活用支援センターの新設、センター傘下の各部の新設・再編等、事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果が発揮される業務運営組織への体制の刷新を適確に実施したこと。 ③ 情報・研修館の効率的な組織運営及び効果的な事業実施のために必要な外部専門人材を積極的に活用したこと。 <p>(課題と対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成28年度以降、知財戦略・知財活用支援が多様化し、これまで以上の外部人材の活用と採用、重要プロジェクトの計画的な進捗管理などを積極的に進めて、業務の効果的な実施を図っていく必要がある。 	
	H26年度	H27年度	増減																																																																									
総務部	15	15	0																																																																									
知財情報部	-	25	△7																																																																									
(情報提供部)	17	-																																																																										
(情報管理部)	15	-																																																																										
研修部	8	10	+2																																																																									
知財人材部	-	10	△4																																																																									
(人材育成部)	14	-																																																																										
知財活用支援センター	-	5	+5																																																																									
地域支援部	-	6	+6																																																																									
相談部	6	6	0																																																																									
知財戦略部	-	8	+8																																																																									
(活用促進部)	8	-	△8																																																																									
参事	(1)	(1)	(0)																																																																									
人材開発統括監	1	1	0																																																																									
情報統括監	-	1	1																																																																									
審議役	1	(2)	△1																																																																									
合計	85	87	+2																																																																									

外展開する際の知的財産面でのリスク低減等の戦略に係る支援業務等の連携を強化し、相互のシナジー効果によってユーザーサービスの質の向上を推進する。このため、センター長の傘下各部の統括機能を補佐するスタッフを配置する。また、センター傘下の各部が担うユーザーフロントサービス業務に関しては、民間等で経験を積んだ外部専門人材及び法務専門家等を積極的に活用することにより、業務効果の向上を図る。

・特許庁内外の人材育成を所掌してきた研修部及び人材育成部（平成27年度より「知財人材部」に名称変更）については、所掌業務を再整理し、関係の深い業務を集約化することによって業務の効果的な実施を図る。

・情報・研修館が「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」として位置づけられたことを踏まえ、CS向上研修等、職員に対する独自研修の充実を図り、ユーザーサービスの質を向上する。

- ◆知財情報関連業務の統合による効率・効果的な業務実施及び外部専門人材の活用
 - 平成27年4月の組織再編で、これまでの情報提供部と情報管理部で遂行してきた知財情報に関する業務を統合・整理して新たに「知財情報部」を組織し、業務を効果的に推進する体制を整備した。また、情報システム等に関する業務の従事経験を有するIT技術に精通した外部専門人材を契約職員として引き続き3名採用・配置した。
 - 平成27年8月から最高情報責任者(CIO)の下に、特許庁の業務・システム最適化計画の進捗管理の全体総括を担当していた経験者を審議役として採用しシステム開発体制を強化した。その後、同年12月には新たに「情報統括監」を設置、審議役と兼務させて、情報システムの整備、管理及び運用を的確に推進する組織体制を確立した。

- ◆知財活用支援センターの新設等による効果的な業務マネジメントの実施及び相互のシナジー効果によるユーザーサービスの質の向上の推進並びに外部専門人材の積極的活用
 - 平成27年4月に組織改編を行い、新たに「知財活用支援センター」を設置してセンター長を配置するとともに、同センターの傘下に、知財総合支援窓口の業務を所掌する地域支援部、産業財産権相談窓口の業務を所掌する相談部、営業秘密・知財戦略相談窓口及び海外展開知財支援窓口の業務を所掌する知財戦略部の3部を配置し、センター長による効果的な業務マネジメントを実施する体制を構築した。また、同センターに、総括担当及び企画調査担当を設け、センター内の連携強化と相互のシナジー効果によるユーザーサービスの質の向上を一層推進する体制を整備した。
 - 全国47都道府県に設置されている「知財総合支援窓口」の機能強化を図るため各窓口を巡回して助言・指導等の支援を行う地域ブロック担当者として、民間企業等で知財管理部門において豊富な経験を積んだ外部専門人材を新たに契約職員として6名を採用・配置するなど、外部専門人材を積極的に活用して業務効果の向上を図った。

◆知財活用支援センターにおける主な外部専門人材の活用推移

※各年度3月末現在(単位:人)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
海外知的財産プロデューサー	6	6	6	6	6
知的財産戦略アドバイザー(注)	-	-	-	4	4
地域ブロック担当者	-	-	-	-	6

(注)知的財産戦略アドバイザーのうち数として、弁護士1名が含まれている。

- ◆人材育成業務の所掌再整理(業務集約化)による効果的な実施
 - 平成26年度まで人材育成部で実施していた調査業務実施者の育成研修及び調査業務実施機関の指導者研修を、平成27年度より研修部に移管し、研修業務を集約化することで、研修実施ノウハウの共有や研修教室の割当てなど研修インフラの効率的な活用等業務の効率的・効果的な実施を図った。
- ◆監査室の設置による内部統制の強化及び外部専門人材の活用内
 - 平成27年4月に組織改編を行い、内部統制の強化のために内部監査を所掌する監査室を設置し、監査・コンプライアンスに関する専門知識を有する外部専門人材を活用して、理事長の指示の下に、各部門の業務が円滑に遂行され、目的・目標の達成に寄与することを目的として、業務に係わる諸制度及び業務の遂行状況を合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務改善や規定改正の提案を行うなど、内部監査等を適確に実施する体制を整備した。
- ◆職員に対する独自研修の充実

情報・研修館が「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」として位置づけられたことを踏まえ、以下の研修を実施した。

 - ・「業務プロセスの可視化について」

今後、多様化する業務を効率的に実施するための業務改善への取組に向け、

				<p>その方法や考え方を職員が認識するために、新たな「業務プロセスの可視化について」の研修を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「INPIT 情報セキュリティポリシー研修」 顧客情報等の情報管理を徹底し一層のセキュリティ対策の強化を図るための「INPIT 情報セキュリティポリシー研修」を情報・研修館の全職員が受講できるよう3日に分けて開催した。 「顧客満足度向上(CS)研修」 職員の顧客対応能力等を一層高める目的で、「顧客満足度向上(CS)研修」を4回開催した。また、相談部においては、顧客満足度の高い相談サービスを提供すべく新たに独自研修として、電話対応スキルの向上を図るため「電話対応研修」(外部機関開催)を延べ4日間で7名が受講した。 <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 特許庁が策定した「業務運営計画」において中核的な知財支援実施機関と位置づけられたことを受け、業務を効果的に実施するための人員の再配置を含め業務運営組織の体制を刷新し、事業環境の変化にも機動的かつ迅速に対応できる体制整備を行った。 平成28年度以降の知財総合支援窓口事業の活動をモニタリングし活動改善支援を行う地域ブロック担当者、内部統制強化のための監査・コンプライアンスに関する専門知識を有する者など、情報・研修館における効率的な組織運営及び効果的な事業実施のために必要となる外部専門人材を積極的に活用した。 	
<p>2. 業務運営の合理化</p> <p>「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施により、既に策定された「特許庁業務・システム最適化計画」(平成16年10月5日策定、平成21年10月30日改定)と連動しつつ、業務・システムの最適化を推進する。</p> <p>また、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく特許庁新システムの稼働に伴い情報・研修館の事業が一部廃止される予定であることを踏まえ、同システムの稼働に向け、情報・研修館の組織・体制の計画的な縮小・合理化を行う。</p>	<p>2. 業務運営の合理化</p> <p>業務運営の合理化を図るため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)及び「特許庁業務・システム最適化計画」(平成16年10月5日策定、平成21年10月30日改定)に基づき、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施により、業務・システムの最適化を推進する。</p> <p>また、「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく特許庁新システム稼働に向け、事業の一部廃止を含めた組織・体制の計画的な縮小・合理化の検討を行う。</p>	<p>2. 業務運営の合理化</p> <p>「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗状況等を踏まえつつ、IT化による業務の合理化を引き続き検討し、必要に応じ、適確な投資を行う。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> IT化による業務の合理化を引き続き検討し必要に応じて適確な投資を行ったか。 高い評価に値する特筆すべき取組又は成果があったか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「特許庁業務・システム最適化計画」に基づく合理化 <ul style="list-style-type: none"> 「特許庁業務・システム最適化計画」(平成25年3月15日改定)の進捗にあわせて特許情報プラットフォームのさらなるサービス向上に向けたシステム(データベース等)が平成28年度以降に段階的にリプレイスされることを踏まえ、次期システムのアーキテクチャ設計等の検討を行うための調査事業を開始した。 ◆組織体制の計画的な縮小合理化 <ul style="list-style-type: none"> 特許庁の「業務運営計画」において、特許庁情報システムと密接な関係を持つ業務については、効率面及び情報セキュリティの確保の両面から特許庁が行うこととなった。このため、電子出願ソフト整備・管理業務及び公報システムの整備管理業務については、平成27年度期初から一部事業を残し廃止した。これに伴い、情報提供部と情報管理部の2つの部を統合し「知財情報部」とし、△6名を削減(32名→26名)した。また、知財情報部の閲覧担当については、業務合理化により△1名を削減(7名→6名)した。 <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 特許庁が策定した「業務運営計画」を受け、理事長、理事の指揮の下、業務の整理合理化等により、人員の効率化を実現(△7名削減)しつつ、政府の新たな政策課題へ迅速・適確に対応して、情報・研修館のミッションに則った事業の効果的な実施と事業間のシナジー効果を発揮する業務・運営・組織に刷新することができた。 	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施していること。 情報提供部と情報管理部の統合及び業務合理化等により7名の削減を実現したこと。
<p>3. 業務の適正化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、新規追加・拡充部分を除き、一般管理費について中期目標期間終了時まで中期目標期間中の初年度と比べて15%程度の効率化を行うとともに、業務経費について平成22年度限りで廃止となる工業所有権情報流通等業務を除</p>	<p>3. 業務の適正化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、新規追加・拡充部分を除き、一般管理費について中期目標期間終了時まで中期目標期間中の初年度と比べて15%程度の効率化を行うとともに、業務経費について平成22年度限りで廃止となる工業所有権情報流通等業務</p>	<p>3. 業務の適正化</p> <p>業務プロセスの可視化とコスト分析を計画的に実施し、その結果を活用して予算と人員等の資源配分を適正化することとする。また、委託契約または請負契約によって外部の民間等機関を活用する業務については、「平成27年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」に基づいて調達情報等を情</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り競争的手法により契約を締結したか。 契約の締結状況について情報・研修館ホームページにおいて公表したか。 産業財産権相談サイトを使った情報提供に関し、その業務プロセスの可視化とコ 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆業務プロセスの可視化とコスト分析 <ul style="list-style-type: none"> 産業財産権の手続等に関する相談についてFAQの形でユーザーへ情報提供する「相談データベース・FAQホスティングサービス事業」において、民間事業者を活用して官民競争入札等監視委員会が提示する業務フロー・コスト分析に係る手引きに基づき、業務の可視化と分析作業を実施した結果、相談記録業務について、担当者が記録する相談内容票の「その他」欄に文章で記述せざるを得ないケースが頻繁に生じており、かなりの作業時間を要するなどの課題が判明した。このため平成29年4月からの運用開始予定の相談データベース等の開発においては、相談内容の記録方法を改善するとともに、随時発生する改善点が迅速に反映できるシステム開発を進め相談業務の効率化を図ることとした。 	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し、数値目標を超える成果を得ていること。 <p>〈課題と対応〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成28年度からの業務の追加や移管に迅速かつ

いた上で期間中平均で前年度比1%程度の効率化を行う。また、委託等により実施する業務については、情報・研修館が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、一者応札・応募解消を含め契約の適正化を推進するとともに、密接な関係にあると考えられる法人との契約にあたっては、一層の透明性の確保を追求する。

を除いた上で期間中平均で前年度比1%程度(特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業は2%程度)の効率化を行う。また、委託等により実施する業務については、情報・研修館が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、一者応札・応募解消を含め契約の適正化を推進するとともに、密接な関係にあると考えられる法人との契約にあたっては、一層の透明性の確保を追求する。

報・研修館ホームページに掲載して広く民間等事業者の入札参加を促し、可能な限り競争的手法による契約を行う。なお、契約の締結状況については、情報・研修館ホームページにおいて公表する。

・中小企業等のユーザーに対するITを通じた情報提供、例えば「産業財産権相談サイト」を使った情報提供に関し、その業務プロセスの可視化とコスト分析を行う。

・平成27年度に予定されている委託契約及び請負契約については、調達仕様書の内容の見直し、公募説明会の内容充実または意見招請機会の提供等によって、競争的環境を拡大することによって、新規追加もしくは拡充される部分を除き、一般管理費(人件費を除く)については前年度予算比1%程度の削減、業務経費については前年度予算比1%程度の削減、特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業に関しては2%程度の削減の目標を達成する。

スト分析を行ったか。

・新規追加もしくは拡充される部分を除き一般管理費(人件費除く)については前年度予算比1%程度の削減、業務経費については前年度予算比1%程度の削減、特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業に関しては2%程度の削減を行ったか。

・高い評価に値する特筆すべき取組又は成果があったか。

◆調達等合理化計画の実施状況について

- ・調達に当たっては、真にやむを得ないものを除き、引き続き競争性等の確保を図るため、仕様書条件の見直し、説明会から入札等の締切りまでの十分な期間確保、一事業としては相乗効果が期待できない事業を複数事業に分割し、複数契約にして実施する等、事業者の入札参加の拡大を図り、全ての案件について競争的手法を取り入れた契約を締結した。
- ・「競争性のない随意契約」は、虎ノ門三井ビルディングの賃貸契約及びそれに付随する清掃等の指定業者との契約2件、公募による応募がなかった地域ブロック担当者用執務室の賃貸契約6件、TOEICテスト1件の計9件となっている。

(参考)平成27年度の情報・研修館の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(59.1%) 26	(90.9%) 92.2	(63.0%) 46	(62.7%) 72.1	(176.9%) 20	(78.2%) △20.1
企画競争・公募	(31.8%) 14	(1.8%) 1.8	(24.7%) 18	(33.9%) 39.0	(128.6%) 4	(2,166.7%) 37.2
競争性のある契約(小計)	(90.9%) 40	(92.7%) 94.0	(87.7%) 64	(96.6%) 111.1	(160.0%) 24	(118.2%) 17.1
競争性のない随意契約	(9.1%) 4	(7.3%) 7.4	(12.3%) 9	(3.4%) 3.9	(225.0%) 5	(52.7%) △3.5
合計	(100%) 44	(100%) 101.4	(100%) 73	(100%) 115.0	(165.9%) 29	(113.4%) 13.6

(注1)少額契約を除く。また、各案件の契約件数・金額は、総務省基準により最初の支出が属する年度(平成26年度契約分を含む)のものとして整理。

(注2)平成27年度は、平成28年3月末現在の契約件数及び契約金額である。

(注3)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

(注4)比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

○1者応札・応募となった案件に関する調達

- ・平成27年度の1者応札・応募の状況は、契約件数は11件と前年度から5件増加したが、この11件については、前年度と同一の案件ではなく、新たな案件として1者応札(5件)・応募(6件)が対象となっている。
- ・なお、「平成27年度独立行政法人工業所有権情報・研修館調達等合理化計画」において、重点的に取り組むこととした2事業については、公告期間や事業開始までの準備を十分に確保できるよう調達スケジュールの見直し及び事業分割を行った結果、競争性を確保した。

(参考)平成27年度の情報・研修館の1者応札・応募状況

(単位:件、億円)

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	34 (85.0%)	14.2 (15.1%)	53 (82.8%)	54.1 (48.7%)	19 (155.9%)	39.9 (381.0%)
1者以下	6 (15.0%)	79.8 (84.9%)	11 (17.2%)	57.0 (51.3%)	5 (183.3%)	△22.8 (71.4%)
合計	40 (100%)	94.0 (100%)	64 (100%)	111.1 (100%)	24 (160.0%)	17.1 (118.2%)

(注)上表「(参考)平成27年度の情報・研修館の調達全体像」の脚注と同じ。

○平成27年度における官公需契約については、契約金額のうち中小企業・小規模事業者との契約金額の割合の目標値として設定した67.2%に対して実績69.8%と目標を達成した。

○調達に関するガバナンスの徹底

調達に対するガバナンスの徹底については、調達等合理化計画に基づき着実に実施した。

的確に対応するため、引き続き業務の効率化や予算の見直し、調達等合理化計画に基づく調達の適正な実施を着実に進めていく必要がある。

- 推進体制実施回数
 - (1) 調達検討会(平成27年度新設)
開催数: 12 回、案件数: 14 件
 - (2) 契約審査委員会
開催数: 21 回(平成26年度: 11 回)、案件数: 48 件(平成26年度: 26 件)
 - (3) 契約監視委員会
開催数: 2 回(平成26年度: 1 回)

◆一般管理費と業務経費の削減

- 一般管理費については、知財総合支援窓口事業等の業務増等に伴い対前年度予算比+7.4%(平成26年度 335,001 千円 →平成27年度 359,777 千円)となっているが、新規追加及び拡充分を除くと△1.6%(平成26年度 331,322 千円 →平成27年度 326,122 千円)となっている。
- 一般管理費(人件費を除く)については、上述記載の理由により+3.1%(平成26年度 134,338 千円 →平成27年度 138,452 千円)となっているが、組織体制の整備に併せた内部統制の強化に係る新規・拡充分を除くと前年度予算比△4.0%(平成26年度 130,659 千円 →平成27年度 125,459 千円)となり年度目標を上回る経費削減を実現している。なお、第3期中期目標の削減目標(目標期間終了までに初年度比 15%程度の効率化)に対し、予算ベースで対平成23年度比△33.3%(人件費分を含むと△18.2%)となり中期目標を上回る経費削減を実現している。
- 業務経費については、知財総合支援窓口事業等の段階的移管に伴う増を含み前年度対比△3.0%となっている。
- 業務改善による効率化については、知財総合支援窓口関連事業及び産業財産権情報提供サービス等の新規追加・拡充部分を除く業務経費について前年度予算比△25.0%(平成26年 7,609,476 千円 →平成27年度 5,704,761 千円)となっている。なお、特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業については、特許電子図書館(IPDL)事業の廃止及び特許庁業務運営計画に基づく特許庁への業務移管に伴う廃止により大幅に縮減し、前年度対比は△83.3%となっている。

(参考)業務経費及び一般管理費の予算推移

(単位:千円)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般管理費	398,651	349,753	328,753	335,001	359,777
平成23年度対比		△12.3%	△17.5%	△16.0%	△9.8%
うち新規追加・拡充部分を除く	398,651	349,753	328,753	331,322	326,122
平成23年度対比		△12.3%	△17.5%	△16.9%	△18.2%
一般管理費(人件費を除く)	188,118	139,220	135,088	134,338	138,452
平成23年度対比		△26.0%	△28.2%	△28.6%	△26.4%
うち新規追加・拡充部分を除く	188,118	139,220	135,088	130,659	125,459
平成23年度対比		△26.0%	△28.2%	△30.5%	△33.3%
業務経費	8,487,003	8,436,856	8,299,850	9,816,410	9,521,230
前年度対比		△0.6%	△1.6%	18.3%	△3.0%
うち新規追加・拡充部分を除く	8,487,003	8,436,856	8,299,850	7,609,476	5,704,761
前年度対比		△0.6%	△1.6%	△8.3%	△25.0%
うち特許庁新システムの稼働に伴い廃止となる事業	3,847,033	3,717,841	3,656,380	3,495,835	565,315
前年度対比		△3.4%	△1.7%	△4.4%	△83.8%

<p>4. 給与水準の適正化</p> <p>給与水準の適正化の取組を継続するため、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定して計画的に取り組むとともに、その検証結果、取組状況を公表する。また、総人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づく国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)に準じた取組を「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ平成23年度まで継続するとともに、中期目標期間を通じて国家公務員における総人件費改革の取組を踏まえて着実に実施する。</p>	<p>4. 給与水準の適正化</p> <p>給与水準については、平成21年度における対国家公務員指数(年齢勘案112.5、年齢・地域・学歴勘案100.8)に鑑み、第3期中期計画期間中においても引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組む、国家公務員に準じた給与改定を行い国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。また、総人件費改革の取組については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)を踏まえ平成23年度まで継続するとともに、中期目標期間を通じて国家公務員における総人件費改革の取組を踏まえ着実に実施する。</p>	<p>4. 給与水準の適正化</p> <p>給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員と同程度の給与水準が維持されているか。 給与水準の検証結果、取組状況を情報・研修館ホームページにおいて公表したか。 高い評価に値する特筆すべき取組又は成果があったか。 	<p>〈特筆すべき取組または成果〉 特になし</p> <p>〈主要な業務実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆国家公務員と同程度の給与水準を維持した給与改定の実施 <ul style="list-style-type: none"> 情報・研修館の給与関係規程について、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準(東京都特別区に在勤する国家公務員との比較では101.1)を維持するよう努めるとともに、その検証結果、取組状況を平成27年6月30日に公表した。 ◆ラスパイレス指数の推移 <table border="1"> <caption>ラスパイレス指数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対国家公務員</th> <th>地域勘案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>111.5</td> <td>97.2</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>113.4</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>112.4</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>109.4</td> <td>94.6</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>116.7</td> <td>101.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈特筆すべき取組または成果〉 特になし</p>	年度	対国家公務員	地域勘案	H23年度	111.5	97.2	H24年度	113.4	99.5	H25年度	112.4	99	H26年度	109.4	94.6	H27年度	116.7	101.1	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し、数値目標を超える成果を得ていること。</p> <p>(課題と対応)</p> <p>① 引き続き、適正な給与水準の維持に努める必要がある。</p>	
年度	対国家公務員	地域勘案																						
H23年度	111.5	97.2																						
H24年度	113.4	99.5																						
H25年度	112.4	99																						
H26年度	109.4	94.6																						
H27年度	116.7	101.1																						
<p>5. 内部統制の充実・強化</p> <p>総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から通知される事項等も活用し、内部統制の充実・強化を図る。また、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>5. 内部統制の充実・強化</p> <p>総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から通知される事項等も活用し、内部統制の充実・強化を図る。併せて、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<p>5. 内部統制の充実・強化</p> <p>平成27年度から実施する情報・研修館の業務運営組織の体制刷新に伴い、従来の内部統制システムを総点検して見直しを行うとともに、平成27年度初めに「監査室」を新設し、内部統制の充実・強化を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から実施する業務運営組織の体制刷新に伴って、情報・研修館の組織内部において適用される規程、規則、細則、要領等、業務に係る決済権限と決裁ライン、契約行為に係る決済権限と決裁ライン、人事評価における評価と最終確認に至るプロセス等の運用について、総点検して見直しを行い、内部統制を充実させる。 平成27年度初めに設置する「監査室」は、監査計画を定めて内部監査を実施し、理事長に監査結果を報告する。 重要な課題やリスクに対する対応策を検討・決定するために平成26年度から運用を開始し 	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査室を新設し内部統制の充実・強化を進めたか。 業務及び契約行為に係る決裁権限と決裁ライン、人事評価における評価と最終プロセス等の運用について総点検して見直しを行ったか。 新設した監査室は、監査計画を定めて内部監査を実施し理事長に監査結果を報告したか。 幹部会を定期開催する等して重要な課題やリスクに対応策の検討や重要なプロジェクトの目標管理等したか。 定例監事監査報告会を年度内に3回以上実施したか。 情報・研修館セキュリティポリシーの徹底を図るとともに、秘匿情報の厳格な情報管理を行ったか。 特許庁と連携して大規模な 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内部統制については、改正後の独立行政法人通則法第28条第2項に基づき、情報・研修館の業務方法書を改正して、役員(監事を除く)の職務の執行が同法律、個別法又は他の法令に適合するための体制(以下「内部統制システム」という)の整備に関する事項を新たに設けるとともに、内部統制システムに関する情報・研修館の各種規程を改正もしくは制定を行い、理事長・理事の下、更なる充実・強化を推進した。 ◆法人のミッション及び組織運営方針の周知徹底 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月に、理事長主導の下、内部統制の強化を図るため、情報・研修館の「基本理念」、「運営基本理念と運営方針」、「行動指針」を策定し、全職員に周知するとともに、情報・研修館のホームページで公表した。 理事長は、新規採用(新規異動)職員を対象とした業務説明会(年2回)において、法人ミッション及び組織運営方針を説明・周知を行った。 ◆監査室新設、監査室長等任命及び関連規程整備による内部統制の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> 情報・研修館の業務・運営・組織の刷新と併せて内部統制を強化するため、情報・研修館の業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、違法性、妥当性及び有効性を診断し、業務運営の適正化及び改善提案を行う「監査室」を平成27年度初めに設置、監査室長及び監査室員を任命するとともに、内部監査の関連規程を整備して内部統制の充実・強化を図った。 また、情報・研修館の役職員等又は情報・研修館の役職員以外の者からの法令違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理することにより、法令違反行為等の早期発見と是正を図り、情報・研修館における倫理・コンプライアンスの強化に資するために必要な事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程を4月に制定、さらに、当該規定の実効性を高めるべく条項の精査を行い7月に改正し、内部統制の更なる充実・強化を図った。 	<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し、数値目標を超える成果を得ていること。</p> <p>② 情報・研修館の「基本理念」、「運営基本理念と運営方針」、「行動指針」を策定するとともに、「監査室」を設置し監事との積極的な情報連携を図り、法人のコンプライアンス強化の更なる充実を図ったこと。</p> <p>③ 内部統制の強化を図り円滑な業務遂行を実現する上で必要となるPDCAマネジメントを適確に実施したこと</p>																			

た幹部会を、引き続き、毎週月曜日に定期開催する。なお、緊急事態が発生した時は臨時幹部会を開催し、迅速な対応を行う。また、継続的なフォローが必要な重要プロジェクトについては、役員と業務担当責任者との定期ミーティングを開催し、進捗管理とリスク低減方針等を決定し、重要なプロジェクトの目標管理とプロジェクト管理等を行う。

・監事による事業等に関する監査が有効かつ迅速に組織内で生かされるよう、監事が理事長に監査結果等を報告する定例監事監査報告会を年度内に3回以上実施する。

・政府の情報セキュリティ対策における方針等を踏まえ、「情報・研修館セキュリティポリシー」の徹底を図るとともに、相談・支援事業等において中小企業等のユーザーが秘匿を希望する情報については厳格な情報管理を行う。

・大規模な地震・火災等の非常事態において、ユーザーの安全確保を最優先とし、職員の連絡体制等を記載したマニュアルを特許庁と連携して改訂する。

地震・火災等の非常事態における職員の連絡体制等を記載したマニュアルを改訂したか。

・高い評価に値する特筆すべき取組又は成果があったか。

◆**決裁範囲・順序等の明確化及び人事評価プロセスの見直しによる内部統制の充実**

- ・情報・研修館における調達手続について、契約審査委員会や物品等調達審査委員会での審議・了承や実施伺いの決裁を得る等の調達に関する手続を明確化した事務フローを作成し館内に周知したほか、情報・研修館の規程類の点検を実施して決裁規程等を一部改正し、決裁範囲及び順序を明確化して内部統制の充実を図った。
- ・また、人事評価プロセスにおいて、管理職の人事評価を情報・研修館の業務を掌理する理事が必ず確認を行うように関連規程の改正等見直しを行った。

◆**内部監査計画の作成及び内部監査の実施・報告**

- ・監査室は、平成27年度内部監査計画を作成し、同年度第1回役員会に報告、その後、当該計画に基づき、上期においては、次期中期目標の策定に向けた共通認識の醸成等に資するよう定例会議の報告状況等について内部監査を実施、監査結果をまとめた報告書を平成27年10月に理事長へ提出した。また、下期においては、業務プロセスの改善に資するよう研修部及び知財戦略部の事業を対象とした内部監査を実施するとともに、上期の定例会議の報告状況等についてフォローアップを行い、その監査結果をまとめた内部監査報告書を平成28年3月に理事長へ提出した。
- ・平成27年度の内部監査の結果としては、内部統制及び規定に基づく業務実施が的確に行われていることが確認された。
- ・また、内部監査における事業部とのヒアリングにおいては、監査室から業務の改善につながる提案がされるなど、組織の業務改善につながる取組となった。

◆**幹部会等による重要課題・リスクの対応策検討及び重要プロジェクトの目標等管理**

- ・毎週月曜日に定期的に幹部会を開催し、喫緊の重要事項についての情報共有及び対応の検討を行うとともに、緊急に対応すべき案件が発生した場合には、その都度臨時で幹部会を開催して迅速な対応等を行った。
- ・また、各部から平成27年度の組織目標及び新規・重要案件に関して理事長・理事ヒアリングを実施し、各部における平成27年度の組織目標を決定した。さらに、新規・重要案件については、役員と業務担当責任者(部長等)とのミーティングを適時に開催し、進捗管理及びリスク低減方針等を適宜決定してプロジェクト管理を実施した。

◆**監事と理事長等幹部との定例監事監査報告会の開催**

- ・監事と理事長ほか理事等幹部との定期的な意見交換の場として、定例監事監査報告会を4回開催し、今後の監査の進め方や業務方法書と各規程等の関係、次期中期目標及び中期計画に関して意見交換等を実施した。

(参考) 定例監事監査報告会の開催実績
第1回: 5/26、第2回: 11/24、第3回: 1/27、第4回: 2/23

◆**情報セキュリティポリシーの徹底等による厳格な情報管理の実施**

- ・政府の策定するサイバーセキュリティ戦略(平成25年6月、改訂平成27年9月)を踏まえ、理事(最高情報セキュリティ責任者)の指示の下に、情報・研修館が定めた「情報セキュリティポリシー」に基づく点検・監査、「個人情報保護規程」に基づく管理状況等の点検・監査の実施や不審メールを含むサイバー攻撃等に対する注意喚起を随時行うなど情報セキュリティ対策として以下の取組を行い情報・研修館セキュリティポリシーの徹底を図った。
 - ・サイバー攻撃等に対する注意喚起(随時)
 - ・セキュリティ注意事項の周知による意識向上(随時)
 - ・セキュリティに関する点検・調査等(随時)
 - ・セキュリティ研修の開催(全職員対象: 全5回)
 - ・個人情報保護規定改定(特定個人情報及び情報漏洩対策に関する見直し)
 - ・標的型メール攻撃訓練の実施(2回)
 - ・個人情報保護監査の実施(平成28年2月)
 - ・セキュリティポリシー自己点検及びセキュリティポリシー監査の実施(平成28年3月)
 - ・情報システムにかかる調達におけるセキュリティ対策事項の明確化
- ・また、相談・支援事業等における秘匿情報や個人情報を含む重要情報のセキュリティ強化を図るため、全職員に対する研修等により情報の取扱いについての

				<p>徹底を図るとともに、全共有ドライブを対象とした保有情報のセキュリティ対策についての再点検及び対策強化を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年6月 日本年金機構における個人情報流出の事件を受けた情報管理の点検作業 <ul style="list-style-type: none"> ※各担当が保有する保有個人情報を含むファイルの取扱い(機密性(文書の重要性)及び保護の方法(文書管理の方法))について調査 ・平成27年7月 情報セキュリティ管理に関する総点検について <ul style="list-style-type: none"> ※共用ドライブ上の情報について格付けの確認とパスワード等の実施 <p>◆<u>防災等復旧・応急対策マニュアルの改訂</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震・火災等の非常事態において、ユーザーの安全確保を最優先とし、職員の連絡体制等を記載した「防災等復旧・応急対策マニュアル」の改訂においては、特許庁との連絡体制とシステム障害時の連絡体制など業務継続計画(BCP)も一部含めた形で見直しを行い、平成28年3月に防災委員会を開催して改訂版を策定した。 <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 理事長の主導の下、各部門の業務が円滑に遂行され、目的・目標の達成に役立つことを目的として、情報・研修館の「基本理念」、「運営基本理念と運営方針」、「行動指針」を策定し、業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務改善提案を行う「監査室」を設置し、新たに内部監査を実施するなど内部統制の更なる充実・強化を図った。</p>	
--	--	--	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>独立行政法人通則法第28条の4に定める評価結果の業務運営の改善等への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロパー職員を新たに採用する等、より法人として高い自立性が悪鬼できる組織の整備を検討するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> →情報・研修館が蓄積してきた実績、ノウハウを承継し、法人としての高い自立性を構築するため組織や人員体制の検討を行い、新たなプロパー職員を採用することとし、平成28年度の採用に向けプロパー職員化を前提とした総合職人材と専門職人材の採用活動を進めた。

様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
Ⅲ	財務内容に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	平成27年度行政事業レビューシート 事業番号 0568

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
※該当なし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																				
				業務実績	自己評価																																					
IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 なし</p>		<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:B 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し、数値目標を超える成果を得ていること。</p> <p>〈課題と対応〉 ① 平成28年度からの業務の追加や移管に迅速かつ的確に対応するため、引き続き効率的な予算運営、執行管理を着実に進めていく必要がある。</p>	<p>評定</p>																																				
<p>1. 財務内容の透明性の確保</p> <p>積極的な情報提供により財務内容の透明性を確保する観点から、経理事務や財務諸表の作成に外部の知見を積極的に活用するよう努める。</p>	<p>1. 財務内容の透明性の確保</p> <p>経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等の経理全般業務を適正に処理するため、外部コンサルティングの知見を積極的に活用する。</p>	<p>1. 財務内容の透明性の確保</p> <p>経理業務全般(経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等)を適正に処理するため、外部コンサルタントを必要に応じて活用する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 経理業務において必要に応じて外部コンサルタントを活用したか。 高い評価に値する特筆すべき成果があったか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆外部コンサルタントを活用した経理業務の適正な処理 <ul style="list-style-type: none"> 経理業務全般における専門的知見の支援を受けられるよう、有限責任あずさ監査法人と顧問契約を締結し、適宜必要な指導や助言を得るなどして、経理業務を適正かつ正確に処理した。 																																						
<p>2. 効率化予算による運営</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこととし、毎年度の運営費交付金額の算定にあたっては、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で厳格に行う。</p>	<p>2. 効率化予算による運営</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこととし、毎年度の運営費交付金額の算定にあたっては、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で厳格に行う。</p>	<p>2. 効率化予算による運営</p> <p>「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を踏まえて作成した別紙2の平成27年度予算に基づき、効率化の運営を行う。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 「Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項について配慮した平成27年度計画の予算を作成し、当該予算による運営を行ったか。 高い評価に値する特筆すべき取組又は成果があったか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成27年度予算に基づく計画的・効率的な運営 <ul style="list-style-type: none"> 総務部と各事業部は、年度計画を踏まえて詳細な業務実施計画(業務内容・規模・経費の見積もり等)を策定するとともに平成27年度予算計画を作成。当該予算計画を踏まえた執行状況を適確に把握するため毎月予算執行実績を確認し、全役員と部長級以上の職員が出席して原則毎月開催する役員会に報告し、業務計画に即した適正な予算執行に努めた。なお、平成27年度の支出に関する予算額と決算額の差額は、2,343百万円(21.9%)となっており、主な発生要因は、下表のとおり。 <p>(参考)平成27年度 決算額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%;">決算額</th> <th style="width: 20%;">(予算額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金</td> <td style="text-align: right;">10,594</td> <td style="text-align: right;">(10,594)</td> </tr> <tr> <td> 複写手数料収入</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td style="text-align: right;">(2)</td> </tr> <tr> <td> 研修受講料収入</td> <td style="text-align: right;">102</td> <td style="text-align: right;">(98)</td> </tr> <tr> <td> 雑収入</td> <td style="text-align: right;">1</td> <td style="text-align: right;">(0)</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td style="text-align: right;">10,699</td> <td style="text-align: right;">(10,695)</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 業務経費</td> <td style="text-align: right;">7,292</td> <td style="text-align: right;">(9,521)</td> </tr> <tr> <td> 工業所有権関係公報等閲覧業務関係経費</td> <td style="text-align: right;">64</td> <td style="text-align: right;">(71)</td> </tr> <tr> <td> 審査・審判関係図書等整備業務関係経費</td> <td style="text-align: right;">142</td> <td style="text-align: right;">(191)</td> </tr> <tr> <td> 特許情報の高度利用による権利化推進事業費</td> <td style="text-align: right;">782</td> <td style="text-align: right;">(1,010)</td> </tr> </tbody> </table>		決算額	(予算額)	収入			運営費交付金	10,594	(10,594)	複写手数料収入	1	(2)	研修受講料収入	102	(98)	雑収入	1	(0)	計	10,699	(10,695)	支出			業務経費	7,292	(9,521)	工業所有権関係公報等閲覧業務関係経費	64	(71)	審査・審判関係図書等整備業務関係経費	142	(191)	特許情報の高度利用による権利化推進事業費	782	(1,010)		
	決算額	(予算額)																																								
収入																																										
運営費交付金	10,594	(10,594)																																								
複写手数料収入	1	(2)																																								
研修受講料収入	102	(98)																																								
雑収入	1	(0)																																								
計	10,699	(10,695)																																								
支出																																										
業務経費	7,292	(9,521)																																								
工業所有権関係公報等閲覧業務関係経費	64	(71)																																								
審査・審判関係図書等整備業務関係経費	142	(191)																																								
特許情報の高度利用による権利化推進事業費	782	(1,010)																																								

				<table border="1"> <tr><td>工業所有権情報普及業務関係経費</td><td>3,888</td><td>(5,297)</td></tr> <tr><td>工業所有権相談等業務関係経費</td><td>1,470</td><td>(1,751)</td></tr> <tr><td>情報システム業務経費</td><td>229</td><td>(238)</td></tr> <tr><td>人材育成業務関係経費</td><td>716</td><td>(963)</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td>319</td><td>(360)</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>741</td><td>(814)</td></tr> <tr><td>計</td><td>8,352</td><td>(10,695)</td></tr> <tr><td>収入と支出との差</td><td>2,347</td><td>(0)</td></tr> </table> <p>(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p> <p>(参考) 予算と決算額での差額の主な要因</p> <p>○競争入札効果及び出願件数の変動等 14.1 億円</p> <table border="1"> <tr><td>米国公開・米国特許明細書・欧州公開公報日本語翻訳データ作成事業費</td><td>10.4</td></tr> <tr><td>公開特許公報英文抄録データ作成</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業 等</td><td>1.3</td></tr> <tr><td>タイムスタンプ保管システム入札支援業務費 等</td><td>1.9</td></tr> </table> <p>○計画変更等により節減に努めたもの 6.2 億円</p> <table border="1"> <tr><td>Fターム解説等の英語翻訳・データ編纂事業費 等</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>知的財産活用等関係経費(人材不足による採用抑制等等)</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>包袋の保存年限見直しによる廃棄作業の中止 等</td><td>3.3</td></tr> </table> <p>○確定減、その他 2.8 億円</p> <table border="1"> <tr><td>知的財産プロデューサー等派遣事業(確定減)</td><td>0.3</td></tr> <tr><td>窓口相談支援事業(確定減)</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業(確定減)</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>人件費、水道光熱費 等</td><td>1.4</td></tr> </table>	工業所有権情報普及業務関係経費	3,888	(5,297)	工業所有権相談等業務関係経費	1,470	(1,751)	情報システム業務経費	229	(238)	人材育成業務関係経費	716	(963)	一般管理費	319	(360)	人件費	741	(814)	計	8,352	(10,695)	収入と支出との差	2,347	(0)	米国公開・米国特許明細書・欧州公開公報日本語翻訳データ作成事業費	10.4	公開特許公報英文抄録データ作成	0.5	知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業 等	1.3	タイムスタンプ保管システム入札支援業務費 等	1.9	Fターム解説等の英語翻訳・データ編纂事業費 等	2.4	知的財産活用等関係経費(人材不足による採用抑制等等)	0.5	包袋の保存年限見直しによる廃棄作業の中止 等	3.3	知的財産プロデューサー等派遣事業(確定減)	0.3	窓口相談支援事業(確定減)	0.9	知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業(確定減)	0.2	人件費、水道光熱費 等	1.4	
工業所有権情報普及業務関係経費	3,888	(5,297)																																																	
工業所有権相談等業務関係経費	1,470	(1,751)																																																	
情報システム業務経費	229	(238)																																																	
人材育成業務関係経費	716	(963)																																																	
一般管理費	319	(360)																																																	
人件費	741	(814)																																																	
計	8,352	(10,695)																																																	
収入と支出との差	2,347	(0)																																																	
米国公開・米国特許明細書・欧州公開公報日本語翻訳データ作成事業費	10.4																																																		
公開特許公報英文抄録データ作成	0.5																																																		
知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業 等	1.3																																																		
タイムスタンプ保管システム入札支援業務費 等	1.9																																																		
Fターム解説等の英語翻訳・データ編纂事業費 等	2.4																																																		
知的財産活用等関係経費(人材不足による採用抑制等等)	0.5																																																		
包袋の保存年限見直しによる廃棄作業の中止 等	3.3																																																		
知的財産プロデューサー等派遣事業(確定減)	0.3																																																		
窓口相談支援事業(確定減)	0.9																																																		
知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発推進事業(確定減)	0.2																																																		
人件費、水道光熱費 等	1.4																																																		
<p>3. 自己収入の確保</p> <p>事業の目的を踏まえつつ受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。</p>	<p>3. 自己収入の確保</p> <p>人材育成業務において研修内容に応じた実費の徴収を行うなど、事業の目的を踏まえつつ受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。</p>	<p>3. 自己収入の確保</p> <p>民間等の人材を対象とする研修については、受益者負担を原則に研修実施に必要な実費に相当する受講料を定め、受講料の事前徴収を行うことにより、確実な自己収入確保に努める。なお、政府の政策的判断等を踏まえて中小企業等に対しては受講料の減免を認めることがある。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間等の人材を対象とする研修における受講料及び公報閲覧室における複写手数料について、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めたか。 高い評価に値する特質すべき取組又は成果があったか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>◆複写手数料等の徴収による自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 公報閲覧室における複写手数料及び人材育成事業の民間向け研修における研修受講料については、事業の目的を踏まえつつ、実費勘案相当の料金を徴収し自己収入の確保に努めた。 <p>(参考) 自己収入の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> <th>H26 年度</th> <th>H27 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複写手数料収入</td> <td>1,986</td> <td>1,469</td> <td>1,101</td> <td>1,019</td> <td>871</td> </tr> <tr> <td>研修受講料収入</td> <td>86,838</td> <td>111,222</td> <td>94,754</td> <td>112,164</td> <td>101,988</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>95</td> <td>416</td> <td>1,165</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>88,833</td> <td>112,699</td> <td>95,950</td> <td>113,599</td> <td>104,024</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	複写手数料収入	1,986	1,469	1,101	1,019	871	研修受講料収入	86,838	111,222	94,754	112,164	101,988	その他	9	8	95	416	1,165	合計	88,833	112,699	95,950	113,599	104,024																	
区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																														
複写手数料収入	1,986	1,469	1,101	1,019	871																																														
研修受講料収入	86,838	111,222	94,754	112,164	101,988																																														
その他	9	8	95	416	1,165																																														
合計	88,833	112,699	95,950	113,599	104,024																																														

<p>4. その他参考情報</p> <p>独立行政法人通則法第28条の4に定める評価結果の業務運営の改善等への反映状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。 →公報閲覧室における複写手数料及び人材育成業務の民間向け研修における研修受講料については、事業の目的を踏まえつつ実費勘案相当の料金を徴収し、自己収入の確保に努めた。
--

様式1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
IV	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	平成27年度行政事業レビューシート 事業番号 0568

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
※該当なし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置	V その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p>〈主な定量的指標〉 なし</p> <p>〈その他の指標〉 なし</p>		<p>〈評定と根拠〉 自己評価結果:A 根拠は以下のとおり</p> <p>① 中期計画・年度計画で掲げる取組を全て確実に実施し、数値目標を超える成果を得ていること。</p> <p>② 情報・研修館の情報発信力を強化するため、ホームページを「利用しやすさ」の観点から抜本的に刷新し、より多くのユーザーに利用されるよう、情報・研修館が有するサービスをわかりやすいコンテンツとして発信した。また、ユーザーの利用環境や方法にかかわらずアクセスできるスマートフォン等の対応を行うなど、ユーザビリティの大幅な向上を図った。</p> <p>〈課題と対応〉 ① 情報・研修館が実施する事業等について、より一層多くの国民に普及させるため、今後、同館T単独によるプレスリリース、SNS（Facebook、Twitter、YouTube）の発信を実施していく必要がある。</p>		
<p>1. ユーザーフレンドリーな事業展開</p> <p>非公務員型の特長を活用し、弾力的な勤務形態の導入などを通じたユーザーサービスの一層の向上を目指す。また、ユーザーニーズの業務への機敏な反映を図るとともに、内部組織間の相互補完・協力を一層拡大するため、必要な組織の見直しを行う。</p>	<p>1. ユーザーフレンドリーな事業展開</p> <p>非公務員型の特長を活かした弾力的な勤務形態の導入など、業務の機敏性やユーザーサービスの一層の向上に努める。また、ユーザーニーズをより機敏に把握し、業務に反映させるため、法人内での情報の共有化について組織的な取組を強化する。</p>	<p>1. ユーザーフレンドリーな事業展開</p> <p>非公務員型の職員で構成される情報・研修館の特長を活かし、弾力的な勤務形態の導入などを通じてユーザーサービスの一層の向上を図る。また、ユーザーニーズを的確に捉えつつ、職員等から広く業務改善等に関する提案を募るなど、業務改善に向けた活動を強化し、ユーザーフレンドリーな事業展開を図る。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザーサービスの一層の向上を図るための方策を行ったか。 高い評価に値する特質すべき取組又は成果があったか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>◆ユーザーフレンドリーな相談対応の実施によるユーザーサービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談部の相談窓口について、勤務時間外(昼休み、夜間(18:15~19:00))においても当番制によりユーザーへの相談対応を行った。また、時間外の電話相談に対して、代表電話の案内アナウンス機能を利用して、「産業財産権相談サイト」の「よくある質問と回答(FAQ)」の利用を促すアナウンスを流すことにより、担当者が対応できない夜間・休日におけるユーザーへの利便性向上を引き続き図った。また、「よくある質問と回答(FAQ)」に新たな相談回答事例を随時追加掲載するとともに、同サイトのユーザーインターフェイスやコンテンツの表示等の機能面の改善も行った。 <p>〈主要な実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> FAQへの追加掲載数 平成27年度追加掲載数:21件 (平成27年度末の総掲載件数:456件) 産業財産権相談サイトの利用促進とFAQ検索回数の増加、高い満足度相談者への閲覧促進、知財総合支援窓口での利用促進等の取組 →平成27年度:321,769回 			

				<p>平成26年度実績値に比べ 43,627 回増加、対前年比: 116% →「参考になった」とするユーザー: 85.2%</p> <ul style="list-style-type: none"> • サイト内のコンテンツの改訂 「かんたん商標出願講座(動画コンテンツ)」の内容刷新 <p>◆業務改善に向けた活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 知財活用支援センターにおいて、今後の中小企業等のユーザーに向けた情報提供のあり方について職員等から広く提案を求め調査・検討を実施し、「産業財産権相談サイト」、「営業秘密・知財戦略ポータルサイト」、「海外知的財産活用ポータルサイト」の内容を統合するとともに必要な機能・コンテンツ等を適宜追加した新たなポータルサイトを新たに構築し、ITを活用する情報提供の推進を進める方針を決定した。 		
<p>2. 特許庁との連携</p> <p>高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくとともに、情報・研修館と特許庁の両者の業務の効率化に資するよう、引き続き人事交流を含めた特許庁との密接な連携を図る。</p>	<p>2. 特許庁との連携</p> <p>特許庁との人事交流を含めた密接な連携を図り、特許庁が蓄積している情報、審査官等が持つ審査ノウハウ等、最新の制度・運用に関する知識を活用した業務の実施に努める。</p>	<p>2. 特許庁との連携</p> <p>情報・研修館のミッションを実現する業務の多くは、特許庁が行う業務と密接に関連するため、特許庁との人事交流及び業務連携を進め、特許庁が蓄積している情報やノウハウ等も活用して、「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」として信頼性の高いサービスを確実かつ継続的に提供する。また、知的財産戦略本部、経済産業省、特許庁の施策・方針を正確に把握するとともに、最新の制度及び制度運用に関する情報等を常時収集して用いることにより、情報・研修館に求められる業務を的確に実施する。</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特許庁と密接な連携を図り、適切な人事交流を行ったか。 • 特許庁等の施策・方針を正確に把握し、最新の制度及び制度運用に関する情報等を用いて業務を的確に実施したか。 • 高い評価に値する特質すべき取組又は成果があったか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>◆特許庁との連携による的確な業務実施及び信頼性の高いサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> • 政府における知財政策や特許庁の新たな施策を踏まえて情報・研修館の業務を着実に実施できるよう、特許庁の人事担当部署とも密接な連携を図りながら特許庁との人事交流を行った。 • 「特許庁業務・システム最適化計画」の進捗状況、特許庁の「業務運営計画」等において「中小企業等に対する中核的な知財支援実施機関」として位置づけられたことを踏まえ、理事長、理事の指示の下、特許庁から情報・研修館への業務移管について、特許庁と密接な協議を行い、平成26年度から段階的に移行してきた知財総合支援窓口事業を平成28年度期初に完全移行した。 • また、特許庁の施策の最新動向や法律改正や国際条約加盟に伴う制度改正等について、特許庁から講師を迎え勉強会を開催し、当館職員の知識の向上を図り、ユーザーに対して信頼性の高い最新の情報を提供した。 		
<p>3. 広報・普及活動の強化</p> <p>知的財産に係る総合支援を目指し、ユーザーサービスの広報・普及活動の強化に積極的に努める。</p>	<p>3. 広報・普及活動の強化</p> <p>事業内容や施策等について広く一般への理解を図るため、各事業におけるホームページの拡充等を活用した効果的な広報・普及活動を行う。</p>	<p>3. 広報・普及活動の強化</p> <p>情報・研修館が実施する事業・サービス内容を、ユーザーフレンドリーに迅速かつ正確に知らせる広報活動を強化するため、平成27年度に情報・研修館ホームページを刷新し、コンテンツの見直しだけでなく、HTML ページのアクセシビリティを JIS の等級 AA 準拠を目標とし、必要な改善措置を実施する。また、高度な情報技術に関する専門知識が乏しい職員でも容易にコンテンツの追加や編集ができる環境を整備することにより、一層のユーザー利便性向上の期待に応える。</p> <p>情報・研修館ホームページによる情報発信だけでなく、マスメディアへのタイムリーな情報提供やインタビュー対応等を通じた広報機会の拡大にも努めるとともに、ソーシャルネットワーク等の普及を踏まえ、情報提供においては正確な事実にもとづく情</p>	<p>〈評価の視点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報・研修館のホームページについてアクセシビリティの向上等必要な改善措置を実施したか。 • 情報・研修館ホームページだけでなく、マスメディアへのタイムリーな情報提供等広報機会の拡大にも努めたか。 • 高い評価に値する特質すべき取組又は成果があったか。 	<p>〈主要な業務実績〉</p> <p>◆情報・研修館ホームページの刷新及びタイムリーな情報提供による広報・普及活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報・研修館の広報活動を強化するため、平成27年10月に情報・研修館ホームページを刷新し、運用を開始した。同ホームページの刷新にあたっては、コンテンツの見直しに加え、HTML ページのアクセシビリティを JIS の等級 AA 準拠を達成し、「高齢者や障害者に対する情報伝達、サービスの保障」を図ったほか、レスポンス Web デザインを採用し、PC・タブレット・スマートフォンのいずれにもシームレスに最適化された情報の提供を可能とすることで、誰でも・容易に必要な情報を得られるようにするなど、必要な改善措置を実施し、ユーザーの利便性を大きく向上させた。また、併せて専門知識が乏しい職員でも容易にコンテンツの追加・編集ができる環境を整備するなど業務の効率化に必要な改善措置を実施した。 <p>○情報・研修館が実施する事業等の情報発信に資するコンテンツの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> • グローバルナビゲーションの再配置: 従来、組織別(部毎)に分類されていたカテゴリを利用者から見た事業内容の観点で分類し直し、再配置することで利便性の向上を図った。 • シーン別ナビゲーション: 新機能として、事業内容を「調査する」「相談する」「活用する」「知る・学習する」に分類しナビゲート(シーン別ナビゲーション)することで、初心者でも必要な情報にアクセスできるよう利便性の向上を図った。 • トップバナー: 新機能として、画面中央にスライド式大型バナーを配置し、注目事業を効率的に周知し、ワンクリックでアクセスできる機能を追加し、広報機能の強化を図った。画面中央にメインバナーを追加 <p>また、特許庁と連携し新事業・サービスのプレスリリースを行ったほか、業界紙へ</p>		

		<p>報の迅速な提供を徹底する。</p>		<p>の記事掲載についても積極的に行い、事業・サービスの周知を図った。また、INPI T単独によるプレスリリース、SNS (Facebook、Twitter、YouTube) の発信について、次年度からの実施に向けた準備を行った。</p> <p>(プレスリリースの実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年6月／「巡回特許庁 in KANSAI」開催 ・平成27年9月／画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park) サービス開始 ・平成27年11月／「グローバル知財戦略フォーラム 2016」開催 ・平成28年1月／平成27年度「パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト」受賞者決定 <p>(発明通信社「発明 KAWARA 版」への掲載実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年5月号: 知財活用支援センター設置 ・平成27年11月号: 画像意匠公報検索支援ツール提供開始 <p>〈特筆すべき取組または成果〉</p> <p>① 情報・研修館が実施する事業等の情報発信の強化として、情報・研修館ホームページを刷新し、「グローバルナビゲーション再配置やシーン別ナビゲーション(「調査する」「相談する」「活用する」「知る・学習する」)など改善を図るとともに、「高齢者や障害者に対する情報伝達、サービスの保障」及びレスポンス Web デザインを採用するなど改善を行い、ユーザーの利便性拡充を図り、ユーザーとの距離を縮める取組を行った。</p>	
--	--	----------------------	--	--	--

4. その他参考情報